

令和6年度  
包括外部監査の結果報告書

<監査テーマ>

一般会計における補助金に係る財務事務の執行について

前橋市包括外部監査人

新井 勇樹

## 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） .....	1
3. 事件を選定した理由 .....	1
4. 監査の視点.....	2
5. 主な監査手続き.....	2
6. 監査の実施期間.....	2
7. 包括外部監査人及び補助者 .....	3
8. 利害関係 .....	3
9. その他.....	3
第2 監査対象の概要.....	4
1. 地方自治体における補助金 .....	4
2. 前橋市における補助金.....	5
(1) 基本方針及び基準等.....	5
(2) 毎年度における財政課の指針 .....	7
(3) 補助金の広報・公開.....	8
(4) 補助金等台帳及び補助金一覧表からみる補助金の分類集計 .....	8
3. 監査対象とした補助金.....	11
第3 監査の結果及び意見 .....	18
1. 監査の結果及び意見の一覧 .....	18
2. 監査の結果及び意見の集計 .....	25
3. 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見.....	26
4. 個別補助金に関する監査結果及び意見 .....	33
総務部防災危機管理課 .....	33
未来創造部交通政策課 .....	37
市民部市民協働課.....	50
市民部共生社会推進課 .....	56
市民部大胡支所地域振興課.....	66
市民部宮城支所地域振興課.....	71
市民部粕川支所地域振興課.....	76
市民部富士見支所地域振興課 .....	78
文化スポーツ観光部文化国際課.....	83
文化スポーツ観光部スポーツ課.....	89

文化スポーツ観光部観光政策課.....	101
福祉部社会福祉課.....	129
福祉部長寿包括ケア課.....	138
福祉部介護保険課.....	144
福祉部障害福祉課.....	146
健康部保健総務課.....	152
健康部健康増進課.....	163
健康部衛生検査課.....	168
産業経済部産業政策課.....	172
産業経済部にぎわい商業課.....	185
都市計画部都市計画課.....	207
都市計画部建築指導課.....	214
都市計画部市街地整備課.....	219
建設部道路建設課.....	228
建設部道路管理課.....	230
建設部公園緑地課.....	232
建設部公園管理事務所.....	235
水道局下水道整備課.....	239
消防局予防課.....	242

# 第1 包括外部監査の概要

## 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下において「自治法」という。）第252条の37第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査である。

## 2. 選定した特定の事件（テーマ）

### （1）監査テーマ

一般会計における補助金に係る財務事務の執行について

### （2）対象期間

原則として令和5年度（必要に応じて過年度及び令和6年度を含む。）

## 3. 事件を選定した理由

自治法において、補助金は、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り市民や団体等に支出することができる規定されている一方で、補助金の支出は地方公共団体の合理的な裁量が認められており、前橋市においても、政策展開を行う上で各種補助金を用意し政策目標を叶えようとしているところである。

ここで、下表に示すように、前橋市において一般会計における補助金が一般会計歳出額の占める割合は、令和5年度では約4.4%であり、その上、近年はコロナ禍の影響も受けて補助金額が増加している。また、一般に補助金は一度交付が決まると毎年継続的に支出される傾向にあり、財政の硬直化や交付者の既得権益化や自律性の阻害等の問題点が指摘される。

平成25年度の包括外部監査にて「補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について」をテーマとして取り上げているところであるが、そこから10年が経過し、近年は補助金の不正受給が報道されることも多く、市民の補助金に対する興味関心は高まっていると考える。そこで、補助金に係る財務事務について、関係法令に基づき実施されているかを確認するとともに、効果的・効率的に行われていること等を監査することは有意義であると考え、包括外部監査の特定の事件として選定した。

〔前橋市における補助金額の推移〕

単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計における補助金支出額	6,779,087	6,237,333	7,759,144	6,693,193
一般会計歳出額	187,985,240	161,641,820	155,573,450	151,595,730
一般会計歳出額に占める割合	3.61%	3.86%	4.99%	4.42%

#### 4. 監査の視点

- ① 補助金に係る財務事務が、関係法令、規則及び諸規程、市の方針等に準拠して適切に実施されているか。(合規性)
- ② 補助金により市民生活の向上等、公益性のある成果が得られているか。(有効性)
- ③ 対象となる補助金金額の算定方法が適切であり、金額は事業の規模に対して適切か。また、補助金の給付手続に非効率なところはないか。(経済性及び効率性)
- ④ 補助金支出にあたって、各種意思決定の根拠及びプロセスは明確にされているか。(透明性)

#### 5. 主な監査手続き

一般会計における補助金に係る財務事務の執行について、

(概要の把握)

・ 関連法規・条例の確認を行う、また、前橋市が用意している補助金を網羅的に確認する。

(監査対象の選定)

・ 補助金のなかから詳細に検討するものを抽出・選定する。

(詳細検討対象となった補助金の各部署への調査)

・ 関連する文書の査閲及び所管部局の担当者への質問を行い、関係法規への準拠性をはじめ、各監査の視点に基づき検討する。

#### 6. 監査の実施期間

令和6年6月1日から令和7年3月24日まで

## 7. 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 新井 勇樹

### (2) 補助者

公認会計士 田中 陽子

公認会計士 武藤 善行

公認会計士 星野 圭亮

公認会計士 南雲 拓也

弁護士 古平 弘樹

## 8. 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

## 9. その他

(1) この報告書は、自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に沿える意見」として提出するものである。

(2) 各所管課に対しての改善意見であっても、項目によっては市全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。

(3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 地方自治体における補助金

補助金とは、国または地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他のものを交付する行為であり、補助金の一般的な性格としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。

自治法第232条の2により、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。地方自治体においてはこの条文を根拠に、別段の条例を定めることなく補助金を交付することは可能であるとされている。

一方、「公益上必要がある場合」とされているが、いかなる場合に「公益上必要がある」かは、法律上の定義はなく、最終的には地方自治体の長の合理的な裁量に委ねられているとされている。この点、著しい不公正や法令違反等がない限り「公益上の必要」性は認められる傾向にある。補助金の支出は各自治体の全くの自由裁量行為ではないものの、地方自治体で独自の補助金を設けることが可能であり、それが各自治体の政策の特色となって表れてくることになる。

補助金はいくつかの切り口で分類できるが、財源別、性質別に分類するとおおむね以下のようなになる。

分類		摘要
財源別	単独補助	市町村が独自の判断によって補助するもの
	国(県)補助	国又は県の施策に基づき、国(県)から補助を受け市町村を経由して補助するもの（市町村が上乘せ補助をする場合もある。）
性質別	運営費補助	団体に対してその運営に必要な経費を補助するもの
	事業費補助	何らかの事業に対してその経費を補助するもの。さらに建設事業やイベント事業といったものに分けられる。
	その他	政策的に個人に対して補助を行うもの等

## 2. 前橋市における補助金

### (1) 基本方針及び基準等

監査対象年度において、市全体の計画の中で補助金について取り扱ったものは特にない。すなわち、たとえば前橋市行財政改革推進計画において補助金をめぐって特段の取り組みをすとか、削減目標を掲げるとか、といったものは特にない。

前橋市においては、「前橋市補助金等交付規則（平成10年3月31日 規則34号）」を定め、これにより補助金等の交付に関する基本的事項を定め、補助金等に係る予算の執行の適正化を図っている。各補助金は交付要項が定められ、これに則して交付が行われている。

また、前橋市補助金等交付基準が以下のように定められている。

#### 前橋市補助金等交付基準

項目	内容
(1)公益性	①行政と民間の役割分担において、市行政の範囲と認められ、地域での住民自治、社会福祉の推進により、広く市民生活の向上に貢献するものである。
	②第六次前橋市総合計画等により、市の重要施策として位置づけられ、事業推進を図るための援助が必要と認められる。
(2)公平性	①交付期間の長期化などによる固定化・既得権化にはなっていない。
	②同種、類似の団体又は補助金に比べ、金額が多額になっていない。
(3)有効性	①当該団体等に補助金を交付することが、他の事業手法に比べて、効果的と認められる。
	②社会需要の変化等により、導入当初の交付理由とされた補助の必要性や効果が低下していない。
	③事業目的、計画、事業体制が明確化（定款、規約等）され、補助金が有効活用されている。
(4)適格性	①団体等として収入確保がなされている（構成員からの会費等の負担や使用料の確保等）
	②原則として、事業に対する経費を対象とし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費演習・、積立金、事業と関連の低い研修・視察その他公費により補助すべき範囲を超えていると認められるものは対象としない。
	③補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適切である。
	④補助対象者又は補助対象経費の増加が見込まれる。

平成26年度に補助金見直しに係る評価シートを作成し、その際、見直しの視点を以下のように掲げている。

分類に基づく見直しの視点

<p>1 団体運営費補助</p> <p>特定の団体の行う事業に公益性があると市が判断し、その団体を支援するために補助金を支出するもの</p> <p>特に、長期間にわたって交付されている補助金等については注意を要する。</p>	
分類	視点
<p>① 市政策補完型</p> <p>市の施策を補完するために、活動する団体に補助等を行うもの</p>	<p>○他の事業手法を検討する余地はないか（事業補助への転換等）</p> <p>○交付開始時と比べて市政策としての重要度が低下していないか</p> <p>○団体における収入確保はなされているか</p>
<p>② 施設運営型</p> <p>施設を運営するために補助等を行うもの</p>	<p>○料金収入等の収入確保が十分か</p> <p>○本来市が行うものは、指定管理又は委託事業へ転換できないか</p>
<p>③ 団体育成型</p> <p>団体が財政的に自立するまで、期限を決めて支援するもの</p>	<p>○サンセット方式によって、期限が決められているか</p> <p>○長期間にわたって漫然と補助等が行われていないか</p>

<p>2 事業費補助</p> <p>特定の事業に公益性があると市が認識し、当該事業を市が推進・奨励するために補助金を支出するもの</p>	
分類	視点
<p>① 奨励的補助型</p> <p>事業費補助のうち「イベント型」又は「扶助型」以外のもの</p>	<p>○同様の事業等を行っている団体と公平性が保たれているか</p> <p>○補助率や補助額が適切か</p> <p>○市が推進・奨励すべき事業か</p>
<p>② イベント型</p> <p>事業費補助のうちスポーツや文化活動等のイベント、大会等の開催に対するもの</p>	<p>○同様のイベント等を行っている団体と公平性が保たれているか</p> <p>○イベントの決算額や繰越額に比べて、補助金額が過剰になっていないか</p> <p>○イベントのどのような内容に補助金が充当されているのか</p>

③扶助型 事業費補助のうち弱者救済や福祉向上の視点から補助等を行うもの	補助対象者増加が見込まれるものや、長期間見直しが実施されていないものについては、補助率・補助単価の見直しが必要
--	---

3 建設補助	視点
団体等が行う施設等の建設、修繕、整備等に係る事業に対するもの (補助金額が多額になる傾向があり、交付先所有の財産となるもので)	○補助率や補助額が適正かどうか、施策の推進に不可欠かどうか個別に検証する ○コストの縮減が十分か

4 利子補給	視点
市民等の借入金に係る利子等に補助等を行うもの	補助率等が適切かどうか、個別に検証する

5 その他	視点
上記の分類のいずれにも属さないもの	上記見直し基準を参考に、必要な見直しを実施する。

## (2) 毎年度における財政課の指針

財政課において、毎年度の予算要求の段階で、その要項上以下のように記載している。

団体等への各種補助金や交付金は、従前からの環境変化や、団体の自主財源及び繰越金などの財政状況等を精査し、縮減や見直しを進めてください。なお、団体等に対しては、必ず自主財源の確保を要請してください。

このように、毎年度各課において補助金の見直しを促すとともに、予算成立後の、予算執行に当たって留意すべき事項等について（通知）にて以下のとおり定めている。

※：ここでは補助金台帳との表記だが、「前橋市補助金等台帳作成要領」では、補助金等

#### 4 歳出に関する留意事項

・・・

##### (4)補助金等について

ア 補助金等の交付事務については、前例踏襲することなく、補助目的や補助対象事業の内容及び対象経費（数量・単価等）を明確化するとともに、定期監査における指摘事項等も参考にしながら、補助金等交付規則や補助金交付要項に基づいた適正な事務執行に努めてください。

なお、補助金交付要項は、原則として年度ごとに定めることとしているので、制定に併せて見直しを行ってください。

また、すべての補助金について、補助金台帳(※ママ)の作成及び更新を行い、適正に執行管理してください。

イ 交付先の活動内容、財政状況（前年度繰越金の有無等）を把握し、行政の責任分野、経費負担、行政効果等を精査のうえ、整理合理化やサンセット方式の導入等に努めてください。

所期の補助目的を達成したものや補助効果が乏しいものは、交付先団体と協議し、廃止の方向で検討を進めてください。

ウ 負担金は、法令又は協定等により支出することとなっています。支出の根拠となる協定書や双方の合意形成がなされた証拠となる書類の保管に努め、適正に執行してください。

台帳との表記をしているため、以後、補助金等台帳とする。

以上、財政課としては毎年度の予算策定と執行段階において、補助金の適正化を図っている。

### (3) 補助金の広報・公開

前橋市では、補助金利用者向けには、ホームページ上に補助金等情報のページを設けるほか、前橋市補助・支援メニュー『チャレンジ前橋』と題する冊子を産業経済部産業政策課が作成し、市役所、各支所に配置しており、また同冊子はホームページ上で公開して周知している。

一方、市の財政公開の一環として、補助金一覧表を当初予算あるいは決算ベースで、ホームページ上で公開するまではしていない。

### (4) 補助金等台帳及び補助金一覧表からみる補助金の分類集計

上記の通り、財政課の通知により補助金等台帳を作成することが求められており、「前橋市補助金等台帳作成要領」も作成されている。補助金等台帳は、全ての補助事業について台帳を作成することを原則とし、一般会計歳出予算科目の18節負担金補助及び交付金

の細節 0 8 運営補助金、0 9 事業補助金、1 0 建設補助金、1 1 大会等補助金、1 2 保証料補助及び 1 3 利子補給金（これらについては、交付要項を定め交付するもの以外に法令等に基づき交付するものも台帳の作成対象）並びに 1 4 交付金の一部（交付要項を定めて交付しているものを対象）につき作成することとなっている。

また、各課において下記の項目のある表を入力し、財政課にてそれを取りまとめ、補助金の一覧表（以下「補助金一覧表」と呼ぶ）を作成している。補助金一覧表は見出し行が以下のようにになっている表である。

見出し行	摘要
No	財務部によって付番された No. 全 350 レコード
会計	01 一般会計、04 競輪特別会計、06 介護保険特別会計
所属	部課別 全 45 部課
款	02 総務費～10 教育費 全 9 款
中事業名	全 190 事業
補助金名称	全 335 補助金（※1）
共通細節名	交付金、事業補助金、建設補助金、運営補助金、大会等補助金、利子補給金、他会計補助金 全 7 細節
経常／臨時	経常、臨時 経常的な補助金か臨時的な補助金か
補助／単独	単独、補助 市単独の補助金か国(県その他)含む補助金か
区分	変更無、新規、拡充、縮減、廃止、縮減(国県)、拡充(国県)、廃止(国県) 全 8 区分
R4 決算額	金額（千円単位）
R5 当初額（※2）	金額（千円単位）
R6 当初額	金額（千円単位）
左の財源	予算の財源別金額（千円単位）
(国・県)	〃
(その他)	〃
(一般財源)	〃
増減 (R6-R5)	金額（千円単位）
増減率 (%)	増減 ÷ R5 当初額
備考	見直し内容。新規の場合は、経過、導入理由等（定性記載欄）

（※1）同じ補助金であっても団体ごとに補助金等台帳を作成しているといったような場合、補助金等台帳は別に作成され、補助金一覧表も別レコードとして作成されることになる。また、令和 6 年度に新設された補助金も含む。補助金一覧表上、同一名称の補助金の重複を除いた数である。

（※2）補助金一覧表の入手のタイミングから、令和 5 年度決算額が入力しきらない状況の

ものであった。また、あくまで当初予算額である。

補助金一覧表を見出し行レコード単位に、細節、財源の別でクロス集計すると以下のようになる。ここで、合計件数が324件と、上記表の335件と異なっているのは、令和6年度に新設された補助金については集計対象外としたためである。また、子細に見ると、たとえば財源の記入間違いがありそうであるが、各要素は元データのままでの集計である。したがって、数値は参考にとどまるが全体の傾向は変わらない。

(令和5年度当初予算) (千円単位)

		財源別					
		単独		補助		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
細 節 別	運営	44	1,016,501	21	469,405	65	1,485,906
	建設	5	74,001	12	1,894,349	17	1,968,350
	事業	149	988,514	67	1,140,812	216	2,129,326
	大会等	5	12,151	-	-	5	12,151
	利子補給金	3	2,245	-	-	3	2,245
	他会計	2	1,237	-	-	2	1,237
	交付金	10	1,390,490	6	213,614	16	1,604,104
	計	218	3,485,139	106	3,718,180	324	7,203,319

また、補助金一覧表から金額別・財源別の度数分布表を作成すると以下のようになる。

(令和5年度当初予算)(千円単位)

金額範囲		単独		補助		計	
以上	未満	件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	10	8	4	5	3	13	7
10	1,000	87	30,019	28	9,432	115	39,451
1,000	10,000	89	313,994	31	103,855	120	417,849
10,000	50,000	21	524,836	31	741,692	52	1,266,528
50,000	100,000	7	459,301	5	379,382	12	838,683
100,000	～	6	2,156,985	6	2,483,816	12	4,640,801
合計		218	3,485,139	106	3,718,180	324	7,203,319

当初予算ベースで補助金は約72億円であるが、うち、1億円以上の補助金で46億円と64.4%を占めている。なかでも、前橋工科大学に対する運営費交付金が9億円、市街地再開発事業補助金が約11.8億円となっている。数(レコード)でいえば、ボリュームゾーンとしては、1千万円未満の補助金(248件)で3/4以上を占める。

### 3. 監査対象とした補助金

前橋市の支出するすべての補助金を監査の対象とすることは人的・時間的制約上不可能であることから、上記の補助金一覧表を基礎として、監査対象とする補助金の絞り込みを以下のように行った。

- ① 過去3年の包括外部監査対象となった部署である、都市計画部建築住宅課、教育委員会、環境部を除いた。加えて、補助金単独ではなく別途の検討をしたほうがふさわしいと考えたため、こども未来部と農政部の補助金も除いた。
- ② 次に共通細節名から交付金、他会計補助金を除いた。
- ③ 最後に、区分：拡充、変更なしの補助金を抽出した。(令和6年度の新規事業及び、縮減、廃止傾向のものは除いた。)

以上、絞り込みにあたって金額基準は設けなかった。これは、たとえ少額であったとしても補助金の有効性や効率性が損なわれている可能性があり、そうだとすれば、行政としての効率性が落ちることになるためである。

これにより、監査対象となる補助金は29部署、122レコード、115補助金となった。レコード数よりも補助金数の方が少ないのは、同じ補助金であっても、レコードを分けているものがあるためである。たとえば、前橋市障害福祉団体活動費補助金は、6団体に支出しており、補助金一覧表上はそれぞれの団体ごとに1レコードを作成している。

監査対象とした補助金の一覧は以下のとおりである。

【監査対象補助金一覧】

No は監査サンプルを扱う便宜上付与したものである。また、(-) は当初予算額でゼロのものである。

(財源：単 - 単体 補 - 補助 分類：事 - 事業 運 - 運営 建 - 建設 大 - 大会等)

部署	No	補助金名称	財源	分類	令和5年度当初 予算額(千円)
総務部 防災 危機管理課	001	前橋市自主防災会防災訓練経費補助金	単	事	7,000
未来創造部 交通政策課	002	バス利用促進対策事業補助金	補	事	500
	003	ユニバーサルデザインタクシー車両 導入支援事業補助金	補	建	300
	004	前橋市幹線バス運行対策費補助金	補	運	8,840
	005	鉄道軌道整備費補助金	補	運	15,600
	006	鉄道基盤設備維持費補助金	補	事	42,459
	007	前橋市乗合バス・乗合タクシー補助 金 ※1	補	建	33,500
	008	輸送対策事業費補助金	補	建	71,906
	009	前橋市乗合バス・乗合タクシー補助 金 ※1	補	運	400,000
市民部 市民 協働課	010	起業等支援補助金	単	事	1,000
	011	推進地区活動費助成金	単	事	6,739
	012	町内集会施設等整備費補助金	単	建	47,000
市民部 共生 社会推進課	013	防犯協会補助金	単	運	3,200
	014	防犯灯移設補助金	単	事	100
	015	人権擁護委員会補助金	単	運	276
	016	交通安全啓発事業補助金	単	事	540
	017	部落解放同盟前橋市協議会補助金	単	運	7,000
	018	詐欺被害等防止機能付き電話機等購 入補助金	単	事	500
市民部 大胡 支所 地域振 興課	019	暴れ獅子展示推進事業補助金	単	事	240
	020	地域対策事業補助金	単	事	1,000
	021	大胡祇園まつり補助金	単	事	1,860
市民部 宮城	022	宮城地区参道松並木を守る整備事業	単	事	800

部署	No	補助金名称	財源	分類	令和5年度当初 予算額(千円)
支所地域振 興課		補助金			
	023	宮城地区納涼祭運営補助金	単	運	1,750
	024	宮城地区粟の献穀事業補助金	単	事	100
	025	宮城地区地域対策事業補助金	単	事	1,000
	026	みやぎ花いっぱい交流会事業補助金	単	事	1,100
市民部粕川 支所地域振 興課	027	粕川元気まつり実行委員会補助金	単	運	3,750
	028	粕川地区地域対策事業補助金	単	事	1,000
市民部富士 見支所地域 振興課	029	富士見地区地域対策事業補助金	単	事	1,000
	030	赤城山除雪・清掃事業補助金	単	事	1,270
	031	富士見産業祭運営補助金	単	運	2,000
文化スポー ツ観光部文 化国際課	032	酒井雅楽頭家管弦講の夕べ運営事業 補助金	単	事	-
	033	前橋市文化協会補助金	単	運	9,500
	034	国際交流協会補助金	単	運	12,363
文化スポー ツ観光部ス ポーツ課	035	スポーツ推進補助金	単	事	1
	036	トランポリンを通じた国際交流事業 補助金	補	運	500
	037	スポーツ競技大会等運営補助金	単	大	585
	038	スポーツ推進委員会運営補助金	単	運	780
	039	各種スポーツ大会開催補助金	単	大	4,910
	040	前橋市スポーツ協会運営補助金	単	運	37,460
文化スポー ツ観光部観 光政策課	041	前橋初市まつり事業補助金	単	事	3,000
	042	前橋花火大会事業補助金	単	事	9,380
	043	前橋七夕まつり事業補助金	単	事	8,800
	044	前橋まつり事業補助金	単	事	20,000
	045	(公財)前橋観光コンベンション協 会運営事業補助金	単	運	136,000
	046	赤城山観光連盟事業補助金	単	事	643
	047	前橋 ONSEN・ガストロノミーツー リズム実行委員会事業補助金	単	事	800
	048	ようこそまえばしを進める会運営事 業補助金	単	運	2,400

部署	No	補助金名称	財源	分類	令和5年度当初 予算額(千円)
	049	前橋市物産振興協会事業補助金	単	事	4,300
	050	前橋・赤城スローシティ地域づくり 推進事業補助金	単	事	8,000
福祉部社会 福祉課	051	民生委員児童委員連絡協議会補助金	単	運	450
	052	前橋市地区民生委員児童委員連絡協 議会補助金	単	運	69,550
	053	前橋市社会福祉協議会補助金	単	運	250,000
	054	群馬県中国残留帰国者協会前橋支部 補助金	単	運	150
	055	前橋市地区更生保護女性会補助金	単	運	225
	056	群馬県遺族の会前橋市連合支部補助 金	単	運	450
	057	前橋市保護区保護司会補助金	単	運	900
福祉部長寿 包括ケア課	058	老人クラブ連合会補助事業運営費補 助金	補	運	9,341
	059	高齢者補聴器購入費助成金	単	事	1,000
	060	単位老人クラブ補助金	補	運	18,000
	061	老人福祉施設等大規模改修補助金	単	建	20,000
	062	シルバー人材センター事業運営費補 助金	単	運	29,700
	063	軽費老人ホーム事務費補助金	単	運	278,000
福祉部介護 保険課	064	社会福祉法人等に対する利用者負担 減免助成金	補	事	479
福祉部障害 福祉課	065	難聴児補聴器購入補助金	単	事	440
	066	成年後見制度報酬費等助成金	補	事	2,600
	067- 070 072- 073	障害福祉団体活動費補助金 ※2	補	運	965
	071	身体障害者自動車改造費補助金	単	事	300
	074	前橋市総合福祉会館内市内障害者施 設自主製品展示販売コーナー運営費 補助金	単	運	2,610
	健康部保健	075	地域災害拠点病院設備整備補助金	単	事

部署	No	補助金名称	財源	分類	令和5年度当初 予算額(千円)
総務課	076	救急医療懇話会運営事業補助金	単	事	98
	077	公衆浴場経営安定化事業補助金	単	事	341
	078	前橋東看護学校運営費補助金	単	運	7,195
	079	前橋高等看護学院運営費補助金	単	運	8,364
	080	前橋准看護学校運営費補助金	単	運	7,980
	081	公的病院等運営費補助金	単	運	89,589
健康部健康 増進課	082 -083	健康づくり推進強化事業補助金 ※2	単	事	1,981
	084	がん患者アピアランスサポート事業 補助金	単	事	5,250
	085	若年がん患者在宅療養支援事業補助 金	単	事	1,404
健康部衛生 検査課	086	猫の去勢・不妊手術費補助金	単	事	9,500
	087	スズメバチの巣駆除費補助金	単	事	3,000
産業経済部 産業政策課	088	移住支援金	補	事	50,000
	089	仕事・子育て両立支援奨励金	単	事	150
	090	前橋労働基準協会事業補助金	単	事	604
	091	障害者・ひとり親雇用奨励金	単	事	750
	092	労働団体等補助金	単	運	830
	093	オフィス開設等促進補助金	単	事	6,000
	094	中小企業退職金共済制度等加入促進 補助金	単	事	7,000
産業経済部 にぎわい商 業課	095	まちなか遊休不動産リビルド支援補 助金	補	事	5,000
	096	まちなか開業支援補助金	補	事	20,000
	097	まちなかスモールビジネスチャレン ジ支援補助金	単	事	1,000
	098	まちなか商店街等コネクト事業補助 金	補	事	1,000
	099	学生向けまちなか若者居住促進事業 補助金	単	事	1,008
	100	(協)問屋センター運営費補助金	補	事	1,350
	101	商店街街路灯電気料補助金	単	事	4,530

部署	No	補助金名称	財源	分類	令和5年度当初 予算額(千円)
	102	中心商店街協同組合支援事業補助金	補	事	4,900
	103	商店街連合会支援事業補助金	補	事	5,000
	104	まちなか既存店支援補助金	単	事	6,000
都市計画部 都市計画課	105	広瀬川河畔景観形成重点地区景観助成金	単	事	1,000
	106	景観づくり市民団体活動助成金	単	運	1
	107	景観形成助成金	単	事	1
	108	歴史的建造物等改修費補助金	補	事	13,000
都市計画部 建築指導課	109	耐震診断義務付け対象建築物耐震診断費補助金	補	建	22,761
	110	耐震シェルター等設置補助金	補	建	300
	111	木造住宅耐震改修費補助金	補	建	10,000
都市計画部 市街地整備課	112	再開発等推進団体助成補助金	単	事	3,000
	113	前橋市アーバンデザイン改修支援補助金	単	建	3,000
	114	市街地再開発事業補助金	補	建	1,179,894
	115	優良建築物等整備事業補助金	補	建	523,380
建設部道路 建設課	116	私道整備事業補助金	単	建	1
建設部道路 管理課	117	準用河川桃ノ木川維持管理活動にかかる運営補助金	単	事	20
建設部公園 緑地課	118	前橋市まちを緑にする会運営補助金	単	運	5,346
建設部公園 管理事務所	119	前橋市公園緑地愛護会連合会補助金	単	運	1,500
	120	ばら園まつり実行委員会補助金	単	事	2,400
水道局下水道 整備課	121	合併処理浄化槽設置整備費補助金	補	建	35,570
消防局予防 課	122	前橋市幼年少年女性防火クラブ推進委員会運営補助金	単	運	700
合計	116件(※2集約後)				3,659,610

※1 前橋市乗合バス・乗合タクシー補助金は交付要項が同じであるが、分類を分けて管理しておりレコードも別となっている。後述の監査の結果及び意見では、連続して記載を行った。

※2 障害福祉団体活動費補助金と健康づくり推進強化事業補助金は交付先が異なるためにレコードを分けていたものであるが、上記表ではまとめた。

監査対象とした補助金は、当初予算金額ベースで 50%超 (3,659,610/7,203,319≒50.8%) となり、件数 (レコード) ベースでは 37%超 (122/324≒37.6%) となった。

なお、監査対象とした補助金を、補助金の細節、財源の別でクロス集計すると以下のようになる。

(令和 5 年度当初予算)

数：金額 (千円単位)

		財源別					
		単独		補助		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
細節別	運営	31	970,019	7	453,246	38	1,423,265
	建設	4	70,001	9	1,877,611	13	1,947,612
	事業	51	136,950	12	146,288	63	283,238
	大会等	2	5,495	-	-	2	5,495
	計	88	1,182,465	28	2,477,145	116	3,659,610

また、同じく金額別・財源別の度数分布表を作成すると以下のようになる。

(令和 5 年度当初予算)

数：金額 (千円単位)

金額範囲		単独		補助		計	
以上	未満	件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	10	6	4	-	-	6	4
10	1,000	26	11,772	6	3,044	32	14,816
1,000	10,000	47	181,027	7	38,031	53	219,058
10,000	50,000	6	166,523	10	210,890	15	377,413
50,000	100,000	2	159,139	2	121,906	4	281,045
100,000	～	3	664,000	3	2,103,274	6	2,767,274
合計		88	1,182,465	28	2,477,145	116	3,659,610

金額ベースでみると、市街地整備課が所管の、建設補助金でありかつ財源補助のある、市街地再開発事業補助金 (約 11.8 億円) と優良建築物等整備事業補助金 (約 5.2 億円) が目立つ。一方、補助金の数としては、やはり 1 千万円未満の補助金 (91 レコード) で 3/4 以上を占める。

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見を補助金ごとにまとめると以下のとおりである。

なお、分類は、各補助金に対する結果及び意見につき、下表のとおり、第1 4.監査の視点に基づいて、およそ監査人の独断により分類したものである。

視点	分類	説明
①	A	財務事務の合规性に疑義があるもの
	B	財務事務のうち、補助金等台帳に係るもの
②	C	補助金の有効性に疑問があり、補助金自体の存在意義に係るもの
③	D	補助金額の算定に疑問があるもの
	E	財務事務に不効率があると思われるもの
④	F	補助金の透明性に疑問のあるもの

#### 【監査の結果及び意見の一覧】

No.	補助金名	結果・意見	分類
1	全般	定期的な補助金の見直しについて（意見）	C
2		補助金の公開について（意見）	F
3		運営補助金のあり方と団体への管理監督について（意見）	F
4		補助金の消費税につき税抜ベースを基本とすることについて（意見）	A
5		補助金等台帳を正確に作成することについて（意見）	B
6		間接補助金、迂回補助金となるものの取扱いを整理・明確化することについて（意見）	F
7		監査委員監査の情報共有体制について（意見）	E
8	001 前橋市自主防災会 防災訓練経費補助金	実績報告書の提出期限内の提出について（結果）	A
9		補助金額の見直しについて（意見）	D
10	003 ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金	UD タクシーの利用状況の確認について（意見）	E

No.	補助金名	結果・意見	分類
11	007 前橋市乗合バス・乗合タクシー補助金	補助金交付金額の算定について（意見）	D
12	009 前橋市乗合バス・乗合タクシー補助金	補助金対象経費(一般管理費の按分)について（意見）	D
13		実額補填について（意見）	C
14	010 起業等支援補助金	補助金の利用がないことについて（意見）	C
15	011 推進地区活動費助成金	補助金交付決定額が不透明であることについて（結果）	F
16		補助金交付金額の算定上必要な自主財源が決裁の起案上明らかではないことについて（意見）	E
17	012 町内集会施設等整備費補助金	申請を受け付けないことについて（結果）	A
18		補助金交付の要件の文言の通りではない要件があることについて（結果）	A
19		別の補助金の記録が紙のフォルダに混在していることについて（意見）	E
20		補助金額の限度額である世帯数についての情報が決裁の起案上明らかでないことについて（意見）	E
21	013 防犯協会補助金	事業費のうち地区分会活動費について（意見）	D
22	014 防犯灯移設補助金	補助金利用額が年々減少していることについて（意見）	C
23	015 人権擁護委員会補助金	例年にわたり予算額の半額が決算額になっていることについて（意見）	C
24	016 交通安全啓発事業補助金	補助金等台帳の記入が漏れていたことについて（意見）	B
25		補助金を見直すべきであることについて（意見）	C
26	017 部落解放同盟前橋市協議会補助金	相談員手当が固定的な報酬になっていることについて（意見）	D
27		生活相談員事務費の取扱いについて（意見）	D
28		補助金交付団体の財政運営について（意見）	F
29	020 地域対策事業補助金	補助金の目的を捉えなおすことについて（意見）	C

No.	補助金名	結果・意見	分類
30		4支所で同じ内容の補助金の金額が全く同じであることについて（意見）	D
31		自治会のうち毎年申請がないところがあることについて（意見）	F
32	021大胡祇園まつり補助金	補助金額のほとんどを占める会場設営費について（意見）	F
33	022宮城地区参道松並木整備事業補助金	支出2か所に対する支払金額の内訳がわかる資料がないことについて（結果）	A
34	025宮城地区地域対策事業補助金	補助金等台帳の記載が不適切であることについて（意見）	B
35	027粕川元気まつり実行委員会補助金	要件にない添付書類が様式に明記されている点について（結果）	A
36	029富士見地区地域対策事業補助金	補助金等台帳における「その他の収入」の内訳の表記について（意見）	B
37	030赤城山除雪・清掃事業補助金	支出の根拠資料を確保していなかったことについて（結果）	A
38	031富士見産業祭運営補助金	前橋市団体事務に係る公金外現金取扱基準に違反していることについて（結果）	A
39		支出金額の妥当性の検証について（意見）	F
40	032酒井雅楽頭家管弦講の夕べ運営事業補助金	補助金の効果測定について（意見）	F
41	033前橋市文化協会補助金	団体への管理監督について（意見）	F
42	035スポーツ推進補助金	補助金の交付対象先の拡大について（意見）	F
43	037スポーツ競技大会等運営補助金	交付対象ごとに補助金額に合理的な差異を設けることについて（意見）	D
44	038スポーツ推進委員会運営補助金	個人のユニフォーム代を対象経費にしたことについて（結果）	F
45	039各種スポーツ大会開催補助金	補助金対象とする大会を整理することについて（意見）	C
46	040前橋市スポーツ協会運営補助金	実質的に間接補助金であるため担当課で検証すべきであることについて（結果）	F

No.	補助金名	結果・意見	分類
47	041前橋初市まつり事業補助金	補助金対象経費を明確化することについて（意見）	F
48	042前橋花火大会事業補助金	補助金対象経費の予算設定が具体的項目に基づいていないことについて（意見）	F
49		補助金対象経費は花火大会の有効性を高めるものとする事について（意見）	F
50		消費税課税事業者へ補助金を交付していたことについて（結果）	A
51	043前橋七夕まつり事業補助金	補助金対象経費を明確化することについて（意見）	F
52	044前橋まつり事業補助金	補助金対象経費を明確化することについて（意見）	F
53	045（公財）前橋観光コンベンション協会 運営事業補助金	事業補助金としての管理・交付について（意見）	F
54		直接費のうち主たる事業費が委託費の取扱いについて（意見）	F
55		道の駅まえばし赤城の観光案内所受託業務について（意見）	D
56		外郭団体へのOBの就任について（意見）	F
57		補助金交付団体を経由した補助金の交付について（意見）	F
58	047前橋ONSEN・ガストロノミーツーリズム実行委員会事業補助金	繰越金が多めに推移していることについて（意見）	D
59		補助金対象経費について（意見）	F
60	048ようこそまえばしを進める会運営事業補助金	補助金対象経費について（意見）	F
61	049前橋市物産振興協会運営事業補助金	補助金対象経費について（意見）	F
62		インセンティブの妥当性について（意見）	D
63	050前橋・赤城スローシティ地域づくり推進事業補助金	スローシティ推進について（意見）	C
64	052前橋市地区民生委員児童委員連絡協議	補助金交付の対象となる事務(事業)及び対象経費について（意見）	E

No.	補助金名	結果・意見	分類
65	会補助金	実績報告が純額でなされていたことについて (意見)	E
66	053前橋市社会福祉協 議会補助金	補助金交付要項と実際の補助対象経費の整合性 について(意見)	A
67		提出された書類内で金額が不整合であること について(意見)	A
68	055前橋市地区更生保 護女性会補助金	補助金交付要項に事業と関係がない記載がある ことについて(意見)	E
69	064社会福祉法人等に 対する利用者負担減 免助成金	提出を受ける書類の正確な名称について(意 見)	E
70	077公衆浴場経営安定 化事業補助金	補助金の抜本的な対策について(意見)	C
71	078前橋東看護学校運 営費補助金	交付金額について(結果)	D
72	084がん患者アピアラ ンスサポート事業補 助金	交付要件である市税滞納の確認について(意 見)	E
73		補助金額について(意見)	D
74	085若年がん患者在宅 療養支援事業補助金	事務手続きについて(意見)	E
75	087スズメバチの巣駆 除費補助金	実績報告(事業実績書)について(意見)	E
76		生活保護の方の確認方法について(意見)	E
77	089仕事・子育て両立 支援奨励金	補助金制度の見直しについて(意見)	C
78	090前橋労働基準協会 事業補助金	多額な繰越金がある場合の補助金交付について (意見)	C
79	092労働団体等補助金	多額な繰越金がある場合の補助金交付について (意見)	C
80	093オフィス開設等促 進補助金	提出書類である履歴事項全部証明書の発行時期 について(結果)	A
81	094中小企業退職金共 済制度等加入促進補 助金	補助金交付の必要性について(意見)	C

No.	補助金名	結果・意見	分類
82	095 まちなか遊休不動産リビルド支援補助金	市外業者とすることに理由がないことについて（結果）	A
83	096 まちなか開業支援補助金	市外業者とすることに理由がないことについて（結果）	A
84	097 まちなかスモールビジネスチャレンジ支援補助金	補助金の利用が低いことについて（意見）	C
85	098 まちなか商店街等コネクト事業補助金	補助金等台帳の記載誤りについて（意見）	B
86		事業補助金の場合における決算書の入手について（意見）	D
87	100（協）問屋センター運営費補助金	多額の繰越金がある事業者に対する運営補助金の交付について（意見）	C
88		収支決算書の記載内容について（結果）	A
89		消費税の取扱いを明示しておらず、課税事業者であるのに消費税相当分の補助金が交付される可能性があることについて（意見）	A
90	102 中心商店街協同組合支援補助金	補助金の交付金額のあり方について（意見）	D
91		収支決算書の信憑性について（意見）	A
92		事業補助金の場合における決算書の入手について（意見）	D
93	103 商店街連合会支援事業補助金	補助金の交付金額のあり方について（意見）	D
94		事業補助金の場合における決算書の入手について（意見）	F
95	104 まちなか既存店支援補助金	市外業者とすることに理由がないことについて（結果）	A
96		確定申告書の提出がない者への補助金交付について（結果）	A
97	106 景観づくり市民団体活動助成金	決算がゼロであるために補助金等台帳を作成していないことについて（意見）	B
98		補助金対象者が存在しないのに補助金があることについて（意見）	C

No.	補助金名	結果・意見	分類
99	107 景観形成助成金	決算がゼロであるために補助金等台帳を作成していないことについて（意見）	B
100		補助金の交付事例がないことについて（意見）	C
101	108 歴史的建造物等改修費補助金	市外業者に発注する理由が不明確であることについて（意見）	A
102	109 耐震診断義務付け対象建築物耐震診断費補助金	補助金等台帳に関係のない数値が記載されていることについて（意見）	B
103	110 耐震シェルター等設置補助金	補助金等台帳が作成されていないことについて（意見）	B
104	111 木造住宅耐震改修費補助金	補助金等台帳に関係のない数値が記載されていることについて（意見）	B
105	113 前橋市アーバンデザイン改修支援補助金	課税事業者に税込ベースで補助金を交付していることについて（結果）	A
106		補助金の広報及び位置づけについて（意見）	E
107	116 私道整備事業補助金	前橋市へ寄付する場合の補助金額について（意見）	D
108	117 準用河川桃ノ木川維持管理活動にかかる運営補助金	実績報告書に添付する収支決算書の正確性について（結果）	A
109	118 前橋市まちを緑にする会運営補助金	実績報告書の提出が3月末前にされていることについて（意見）	A
110		監事の監査報告が7月に行われていることについて（意見）	A
111	119 前橋市公園緑地愛護会連合会補助金	実績報告書の提出が3月末前にされていることについて（意見）	A
112		連合会の必要性について（意見）	C
113	120 ばら園まつり実行委員会補助金	実績報告書について（意見）	A

## 2. 監査の結果及び意見の集計

上記 1. 監査の結果及び意見の一覧から、結果・意見別、分類別にクロス集計すると以下の通りである。

	合規性 A	補助金等 台帳 B	有効性 C	金額算定 D	効率性 E	透明性 F	計
結果	16	0	0	1	0	3	20
意見	10	10	19	17	14	23	93
計	26	10	19	18	14	26	113

結果・意見が同様の内容であっても、異なる部署に対するものは各々カウントしているため、内容の重複は相当数あるが、重複を含め、結果 20 件、意見 93 件となった。

以下、監査結果及び意見の後にあるアルファベットは上記に対応する。

### 3. 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見

#### (1) 定期的な補助金の見直しについて（意見）C

##### ① 現状及び問題点

補助金は政策目標を実現するための一手段であり、ある政策目標を達成するために、補助金の給付という方法が最善の手法であるのかは常に問われる必要がある。

市では平成26年度において補助金等の評価シートを設け、補助金の見直しを行ったが、それ以降では特段補助金の定期的な見直しはされていない。予算策定段階や、実行段階において、各部署において補助金が適正になっているかを確認することとなっているが、年限を区切って定期的に補助金全般を見直すという体制とはなっていない。そのため、評価シートや見直しの視点といったものは一度利用したのみで、早くも過去の遺産となりつつある状況にある。

いくら財政課で毎年補助金の見直しをすることを喚起しているといっても、担当者レベルでは、補助金そのものを見直すのは限界があり、前例踏襲の思考となりがちである。そしてそれは市役所が官僚制組織である以上、ある種不可避的なものである。

その結果、補助金に関しても漫然と支出し続けているものがあつたり、担当者レベルで薄々は有効性に疑問を持っていても、担当の間に廃止・縮小と判断するに至らないものが出てくる。また、財政課の査定上も、毎年度のことであるため、そこまで精緻に確認できないのが現実である。

##### ② 改善策

5年をめぐりに、全庁的に定期的な見直しをする機会を設けることが望まれる。その際には、評価シートを適宜改訂・改善し活用されたい。

また、現在、結局、補助金の終期が決められていないものがほとんどであるが、他の自治体ではたとえ運営補助金であっても終期の設定(サンセット方式)を設けているところも多い。あえて補助金の終期を設けることも一案である。

なお、利害関係者がいる以上、補助金の改廃時には摩擦が生まれることが想定されるため、見直しにあたっては全庁的な強力なリーダーシップが発揮されることが望まれる。

#### (2) 補助金の公開について（意見）F

##### ① 現状及び問題点

補助金の状況（予算ベース）につき、他市ではホームページ上において一覧表形式で公開するところ（例：宇都宮市、さいたま市）や、補助金調書形式で公開するところ（例：福岡市）が見られる。

一方、前橋市においては現在のところ、補助金の状況を公開するまでには至っていない。

## ② 改善策

補助金は市の裁量によって政策的に設けられることが多く、広く公開することで市民への政策への理解浸透と、市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進が図られると思われる。

市税の歳出の情報は広報誌等を通じて公開しているところであるが、具体的にどういったものに使われているかについて市民が触れる機会が多いとは言えず、様々なところに市税が利用されていることを実感しにくいのではないかとと思われる。その点、補助金は比較的身近なことであり、市の政策手段としてわかりやすいものであるといえる。そのため、補助金の概要と一覧を市のホームページに掲載することは有意義なものと考えられる。

## (3) 運営補助金のあり方と団体への管理監督について（意見）F

### ① 現状及び問題点

運営補助金は各団体の支出する経費のうち交際費といった一部の経費を除いた、人件費を中心として各団体の運営に必要な経費を補助金として支給するものである。実態としては、各団体の作成する予算をベースにして必要となる額を補助金として支給しているところが多い。

このような団体は、市の外郭団体そのものか、あるいは性質的にはそれに近い団体であると見受けられ、独自の財源は多くなく、補助金でその団体運営を行っている状況にある。いずれの団体も公益性自体を否定するものではない（とはいえ、団体ごとに公益性の濃淡はある）が、団体が存続する限り補助金の支給が続くと見込まれ、補助金額の固定化を招きかねず、団体側も補助金に依存する運営が行われる可能性がある。

また、団体に対する管理監督という点において、各課において温度差があるように見受けられ、踏み込んだ対応まではできていない。

### ② 改善策

各種団体の運営費については、本来、会費などの自主財源で賄うべきものであり、当該団体が実施する公益上必要とされる事業に対して補助すべき、というのが原則である。したがって、原則的には、運営補助金ではなく事業補助金への転換を図っていくことが望まれる。

とはいえ、まさに運営補助金であるがゆえに、市の業務に近い、すなわち公益性の高い団体ほど、団体運営に必要な主に人件費からなる団体運営経費を特定の事業に紐づける（配賦する）のは事実上困難である。団体運営経費を特定の事業に配賦する際に合理的な配賦基準を見出すのは難題であり、恣意的な配賦によりかえって歪められる恐れもある。

そのため、団体の性質に応じた対応が必要とはなるが、最も懸念されるのは補助金の

硬直化、不透明化であることから、安易に運営補助金だからといって前例踏襲となることなく、補助金額が適正であることをことあるごとに確認する必要がある。

また、運営費交付金を交付している団体に対しては、団体の自律的活動を尊重するのは当然ではあるものの、少人数で事務を行っているところもあることから、内部管理体制が維持されるように、市として管理監督を行っていくことが重要と考える。不定期的に、抜き打ちで現金実査や、通帳現物（コピーは不可）の確認といったことを行っていくことが望まれる。

#### (4) 補助金の消費税につき税抜ベースを基本とすることについて（意見）A

##### ① 現状及び問題点

消費税の取扱いにつき、市では、財務部長が「補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いについて（通知）平成 30 年 2 月 20 日」を各所属長当てに発出し、補助金における消費税の取扱いを定めている。

この通知において、「消費税仕入控除が適用されるのに当該仕入控除税額を補助対象経費として交付決定することは、当該事業者が実質的に負担をしていない経費に対して補助金を交付することになり、返還等の精算措置が必要」である点指摘し、補助対象者が、仕入税額控除が適用される者である場合は、補助対象経費から消費税相当額を除くよう各課に求めている。

そこで、補助金交付申請時に補助対象者に対し消費税課税区分届出書を提出させ、課税期間とともに、下記のように消費税の課税区分を確認するようにしている。

課 税 区 分		該 当
(1) 免税事業者		
(2) 簡易課税事業者		
(3) 課税事業者	ア 特定収入割合が 5 % 超の公益法人等	
	イ 一括比例配分方式	
	ウ 個別対応方式	
	エ 課税売上割合が 95 % 以上かつ課税売上高が 5 億円以下	

そして、当初は税込ベースで補助金の交付を行っていても、仕入れ税額控除が補助金の交付決定段階、実績報告段階、確定後の消費税申告書段階で明らかになり次第、精算や返還を求めている。

なお、補助対象経費から消費税相当額を除く必要がある補助対象者の区分は以下の通りとしている。

補助対象経費	区分	消費税仕入控除により補助金減額の可能性					
消費税を含まない	—	なし					
消費税を含む	免税事業者	なし					
	納税義務者	簡易課税	なし				
		一般課税	特定収入が5%超の公益法人等	なし			
			上記以外	一括比例配分方式	あり		
					個別対応方式	補助金の対象経費が課税売上に要する課税仕入	あり
				課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超え	個別対応方式	補助金の対象経費が非課税売上に要する課税仕入	なし
					個別対応方式	補助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通に要する課税仕入	あり
			課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下		あり		
その他（2割特例）（※）		なし					

※：令和6年度から新設された。

このように、消費税の取扱いにつき理論的には正しいやり方ではあるが、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入により、消費税の申告方法として適格請求書等発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（いわゆる2割特例）が設けられたことで、消費税の課税事業者区分の判定が複雑となった。

2割特例においては、消費税申告時においてその適用を事業者にて選定でき、仮に2割特例を適用した場合、補助金は税込ベースのままであるが、2割特例を適用しないと一般課税と同じ扱いとなる。その結果、補助対象経費が仕入税額控除対象となるか否か、すなわち補助金額が税込ベースか税抜ベースかという点も消費税申告時において決まることとなる。

さらに、インボイス制度により、インボイス登録のない業者から補助金対象経費を購入する場合、仕入れ税額控除は出来ないのが原則（経過措置のある期間は一部可能）となる。そうになると、厳密には、補助対象経費が真に仕入税額控除となったかを税区分集

計表を取り寄せることで確認する必要があるが、現状、そこまでケアしきれていないし、実際問題としてそこまでするのは困難であると思われる。

なお、補助金（あるいは所管課）によっては上記にかかわらず、補助金要項上、消費税額をそもそも補助金の対象外としているところもある。

令和6年度から、消費税課税区分届出書上、2割特例適用事業者に対応した。ただし、これにより、2割特例を適用する事業者へは、交付決定時は税込ベースで給付し、消費税申告書の確認を行うという事務が発生することになる。対象者はそれほど多くはないと思われるが、補助金交付後の事後確認であるため、確認漏れが発生する恐れがある。

また、厳密に言えば補助金対象経費の購入先がインボイスを登録しているか否かで、仕入れ税額控除の額が変わってくる。

さらに、消費税の仕入れ税額控除対象となるか否かは消費税の知識が必要となるが、各課の一般行政職員は残念ながら必ずしも消費税には明るくない。消費税の理解を促すことは有用とはいえ、そこまでの負担をかけるのも現実的ではない。したがって、一般職員が消費税はあまり理解していないことを前提に業務フローを組み立てたほうが実務的である。

## ② 改善策

以上のことを踏まえると、補助金の消費税をめぐって厳密に対応するとすると、数は多くはないであろうものの起こりうるパターンに対応しなければならなくなり、極めて煩雑な判断を強いられ、現場の負担が大きくなる。現状でも消費税抜きベースで補助金額としているものもあり、補助金の対象経費の範囲を決定するのは、財源が単独であれば、あくまで市の裁量に拠る。そこで、明らかに一般個人向けではない交付先に対しての、市の単独財源で交付する補助金については一律に消費税税抜ベースとしても良いのではないかと考える。

また、その際には、補助金交付申請書に補助金申請額を記載させる欄に注意書きとして、「補助金は税抜き金額がベースとなります」といった旨の記載をし、申請段階から補助金は税抜きベースであることを周知することが望まれる。

## (5) 補助金等台帳を正確に作成することについて（意見）B

### ① 現状及び問題点

財政課において、補助金等台帳作成要領を定め、全ての補助事業について台帳を作成することを原則としている。しかしながら、決算額がゼロであるということで補助金等台帳を作成していなかったり、補助金等台帳作成要領での定めに則らない記載になっているものが散見された。

補助金等台帳は、補助金等がどこにいくら交付されているのか等を一元的に管理するものであり、補助金等を支出するか否かという市の政策を決定する上で補助金等台帳が

整備されていることは前提条件であり、漏れなく補助金等台帳が作成される必要がある。

## ② 改善策

そもそも、各課において補助金等台帳の存在意義の理解が乏しいのではないか。それはつまり、補助金等台帳を普段の財務事務に生かしきれていないことを意味するのではないかと思われる。補助金等台帳自体の有用性は揺らぎのないものであるから、財務事務に活用されることを期待する。

なお、現在、Excel ベースで補助金等台帳が作成されていることも、凡ミスを誘発していると思われる。そこで、完全な理想論を言えば、補助金等台帳が市の財務会計システムに紐づき、予算・決算額と連動するなどシステムティックな入力フォームになることが望まれる。

## (6) 間接補助金、迂回補助金となるものの取扱いを整理・明確化することについて（意見）F

### ① 現状及び問題点

市からある包括団体に対して補助金を交付し、その包括団体が各団体（典型的には地区単位にて構成される団体）に補助金を交付するといった補助金がある。包括団体が各団体の補助金を精査していればまだしも、単に受け皿に過ぎない場合がある。この点、前橋市では間接補助金の運用方針に関する規定等はなく、現状担当課の判断による。間接補助金であれば、担当課で前橋市補助金等交付規則に基づき補助事業の内容、実績等を確認すべきであるが特段検証等はされていない。

また、A という事業に対し、その事業そのものへの補助金のほか、団体 X へ補助金を出し、X が A に補助金を交付している例がある。

### ② 改善策

包括団体が単に市からの補助金の受け皿となっているにすぎない場合、補助金を取りまとめているという点で多少の事務の効率化にはなっているかもしれないが、補助事業の内容・実績の確認が主体的に行われなくなる恐れがある。そのため、間接補助金の規定等を定め、市が主体的に確認を行うようにすること望まれる。

また、補助金が迂回して交付されると、補助金の実態や効果測定が困難になることから、同一事業の補助金は一つにまとめることが望まれる。

## (7) 監査委員監査の情報共有体制について（意見）E

### ① 現状及び問題点

監査を進めていくうえで、過去に、市の監査委員監査における政援助団体監査での指摘事項について、現所管部署の担当者が十分に把握していないという事例があった。監査委員監査があったときの部署と現在の部署とで所管替えがあり、その際に、監査委員監査での指摘事項についてはその時点で改善されたとのことで、特に留意すべき事項としての引

継ぎ等がされていなかった。ではあるが、当該指摘事項は包括外部監査実施時点においても引き続き留意すべき事項であると思われるものであり、現所管部署の担当者として過去に内部監査指摘事項があったことは把握しておいて然るべきである。

②改善策

今後、補助金に限らず業務の所管替えは起こりうることである。その引継ぎ時において、たとえば過去3年間の内部監査、包括外部監査で取り上げられた事項については引継ぎ事項として定型化することが望まれる。

#### 4. 個別補助金に関する監査結果及び意見

以下、部署別に各補助金についての監査の結果を述べる。

補助金にある表は、補助金等台帳にある記載をベースに、一部監査人が補充して作成したものである。

報告書作成上、一部、補助金一覧表の No はそのまま、順序を入れ替えている。

#### 総務部防災危機管理課

##### 001 前橋市自主防災会防災訓練経費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
防災危機管理課	単独	事業	平成 25 年度	自主防災会活動促進事業	
交付先名	自主防災会（原則として自治会単位）				
補助の目的	市が、防災訓練にかかる経費を補助することにより、自主防災会の充実強化を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	自助・共助の重要性を考慮すれば、地域の横のつながりは必要不可欠であることから、多くの住民が訓練に参加できるよう、行政として支援を継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	5,230	4,069	-	- %	- %
令和 4 年度	6,000	4,867	-	- %	- %
令和 5 年度	7,000	5,398	-	- %	- %

##### 1. 補助金の概要

本補助金は、地域防災を担う自主防災会等の充実強化を図るため、防災訓練にかかる費用の一部を補助するものである。

災害が発生したときに、被害を防ぐまたは最小限に食い止めるためには、最初に自分の身は自分で守る「自助」、次に住んでいる地域で協力して助け合っていく「共助」が非常に

重要である。

補助金の交付先である自主防災会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」を理念とし、安全・安心のまちをつくるために、市民が協力しあって防災活動を行う組織である。

補助対象となる訓練経費は以下のとおりである。

対象訓練	補助対象経費
全訓練共通	① 防災関連啓発用品購入経費 （訓練参加者に対する啓発品、防災マップ、防災啓発パンフレットなど）※防災ラジオは除く ② 資料等印刷製本費 ③ 感染症対策用品購入経費
災害用備蓄資機材等確認訓練	① 資機材等購入経費 （担架、消火用バケツ、消火器、ハンドマイク、発電機、照明器具、ジャッキ、救急医療セット、リヤカー、炊飯器具、簡易トイレ、テント、ヘルメット、融雪剤、資機材倉庫、その他防災訓練に必要な資機材など）※防災ラジオは除く ② 備蓄用食糧等購入経費 （自主防災会等が備蓄する非常用備蓄食糧）

（令和5年度前橋市自主防災会防災訓練経費補助金交付要項抜粋）

## 2. 監査の結果

### (1) 実績報告書の提出期限内の提出について（結果）A

#### ① 現状及び問題点

実績報告書の提出につき、下記のように定められているが、期限内に提出されていないものがあった。また、補助金交付事務が適正に実施出来るように作成された「確認チェックリスト」の実績報告書の欄※1に、期限内に提出されていないにもかかわらず、起案者及び係長の印が押印されていた。

#### 実績報告書の提出

- 1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類により報告してください。
- (1) 実績報告書
- (2) 添付書類
- ・収支決算書
  - ・防災訓練に係る経費の領収書の写し
  - ・防災訓練の写真（購入資機材等の写真及び訓練参加者数が推計できる写真を含む4～5カット）

2 上記より提出された書類等の審査及び調査を行い、14日以内に補助金額を確定し、通知します。

(令和5年度前橋市自主防災会防災訓練経費補助金交付要項抜粋)

確認内容	チェック (起案者)	チェック (係長)
実績報告書の記載は適正である。 ・報告日は提出期限内である。 (訓練実施日から30日以内) ・報告団体名称、代表者は申請時と同一である。 (以下省略)	印	印

※1 確認チェックリスト(補助金等交付事務)抜粋

② 改善策

実績報告書は交付要項で期限が定められていることから、たとえ数日でも期限が過ぎれば要項違反であることに間違いはないため、期限内での提出を指導する必要がある。また、他の自主防災会についても期限ギリギリで提出されているものも散見された。防災アドバイザーが実績報告書提出を促しているとのことであるが、自主的に期限内に提出するよう指導を徹底するべきである。

また、補助金事務の適正化のために作成された「確認チェックリスト」についても有効利用することが望まれる。

(2) 補助金額の見直しについて(意見)D

① 現状及び問題点

交付金額については、下記のように定められているが、この金額について明確な根拠はないとのことである。

交付金額	1 補助金交付額の上限は70,000円とします。 2 補助率は補助対象経費の7/10とします。 3 補助金交付額の百円未満は切捨てとします。 4 補助金の交付は、各補助事業者に対して年度内1回までとします。
------	--

(令和5年度前橋市自主防災会防災訓練経費補助金交付要項抜粋)

② 改善策

令和6年度の要項では、上記に加えて、下記内容のとおり一部交付金額の引き上げ措

置が加えられている。昨今の災害の発生頻度を考えると自主防災会の必要性も高まるであろうため、交付金額については、頻繁に検討することが望ましい。

- 5 訓練内容一覧（別紙）の中から避難行動要支援者に関する訓練を実施した場合、補助金交付額の上限を 80,000 円に引き上げ、補助率を補助対象経費の 8/10 とします。

未来創造部交通政策課

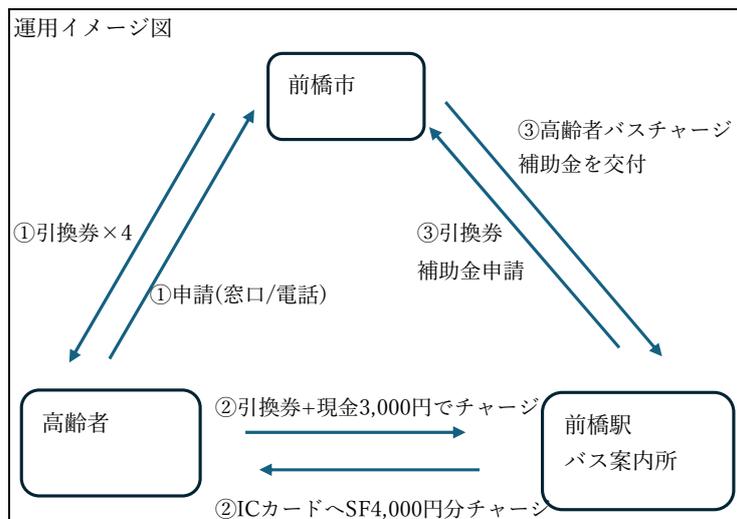
002 バス利用促進対策事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	事業	平成5年度	バス利用促進対策事業	
交付先名	関越交通(株)、群馬中央バス(株)、日本中央バス(株)、永井運輸(株)、(有)赤城タクシー、上信電鉄(株)、(株)群馬バス				
補助の目的	高齢者（市内在住の70歳以上）のバス利用促進と高齢者福祉の促進を図る。				
今後の補助金交付の考え方	高齢化社会に対応するため、引き続き高齢者のバス利用促進と高齢者福祉の充実を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	8,749	5,441	-	- %	- %
令和4年度	500	364	-	- %	- %
令和5年度	500	364	-	- %	- %

1. 補助金の概要

市内在住で申請時に一定年齢以上の高齢者を対象とするバス利用割引制度に関し、バス事業者へ割引運賃を補填する補助金。令和4年度までは全面磁気カードであるバスカードで運用していたが、同年度いっばいでバスカードが廃止されたため、令和5年度においては割引交付券を交付する事で実施した。なお、令和6年度からマイナンバーカードとICカード(Suica など)と連携した形での運用に移行した。

令和5年度における運用イメージ図は次頁のとおり。



- ① 市役所交通政策課へ来庁または、交通政策課へ電話にて申請。
- ② 氏名・住所・生年月日を徴収し、在住情報を確認。
- ③ 引換券未発行者かどうかを確認。
- ④ 窓口来庁時にはその場にて引換券交付。電話申請時には、本人宛に郵送。(特定記録での送付) ※代理人が窓口にて申請には、一律引換券を本人宛に郵送する。
- ⑤ 前橋駅バス案内所に高齢者バスチャージ引換券を持参。
- ⑥ 現金 3,000 円にて持参の交通系 IC カードに SF チャージをする際に高齢者バスチャージとして 1,000 円上乗せの 4,000 円分を SF チャージする。  
 ※代理人による引換券持参・チャージの実施も可。  
 ※対象となる交通系 IC カード  
 (nolbe、Suica、PASMO 等の相互利用な交通系 IC カード。無記名も可)

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

003 ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	建設	令和2年度	交通バリアフリー 推進事業	
交付先名	前橋地区タクシー協議会加入事業者（9社）又は同事業者に車両を貸与する者				
補助の目的	SDGsの理念に基づき、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会づくりを実現するため、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入を促進する。				
今後の補助金交付の考え方	県との協調補助のため、県が継続する限り実施する予定。（県は当面、令和7年度まで実施予定）				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	300	300	-	- %	- %
令和5年度	300	300	-	- %	- %

1. 補助金の概要

ユニバーサルデザイン(UD(以下同))タクシー車両の導入を促進するための補助金である。群馬県が主導しているが、前橋市では車両1台あたり30万円を交付している。

2. 監査の結果

(1) UD タクシーの利用状況の確認について（意見）E

① 現状及び問題点

UD タクシーの利用実態について担当課で確認している事項は下記のとおりである。

- ・車両の法定耐用年数(5年)に至るまでの各年度におけるUD研修実績報告の確認
- ・車検証の更新報告の確認

すなわち、実走行距離の確認まではしていないとのことである。

② 改善策

補助金交付対象の車両であれば、車両の更新状況のみでなく実際の利用状況を把握する事が望ましい。車検証を入手しているのであれば、年度走行距離の確認をする等の運用が考えられる。

004 前橋市幹線バス運行対策費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	運営	平成 14 年以前	バス路線維持事業	
交付先名	上信電鉄(株)、群馬中央バス(株)				
補助の目的	生活路線としてのバス路線の維持管理を図るため、高崎市と協調して事業者に補助を行う。(連携事業)				
今後の補助金交付の考え方	日常生活の足として、また交通弱者への対応として、両市の都心核・都心拠点を結ぶ国庫補助対象路線維持を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	6,651	7,801	-	- %	- %
令和4年度	9,087	9,319	-	- %	- %
令和5年度	8,840	9,395	-	- %	- %

1. 補助金の概要

前橋市内を運行する幹線バスの運送費補助金。幹線のため国、群馬県が主体となり運送費を補助している。前橋市では、対象経費から経常収入を控除し得た額であり、国、群馬県の補助額を加えて得た金額が上限となる。対象路線は下記のとおり。前橋市と高崎市を運行するため、両市の実車走行距離で按分して得た金額が交付額となる。

【対象路線】

- (1) 前橋駅～大和根団地～高崎駅
- (2) 前橋駅～江田～高崎駅

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

### 005 鉄道軌道整備費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	運営	昭和 51 年度	上毛電鉄維持活性化 推進事業	
交付先名	上毛電気鉄道株式会社				
補助の目的	地域住民の移動手段として、運行の継続を図るため。				
今後の補助金 交付の考え方	令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする第 6 期経営再建計画を基 に策定された上毛線再生基本方針に基づく必要な公的支援を実施してい く。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	15,752	15,751	-	12.03 %	- %
令和 4 年度	17,500	15,525	-	11.02 %	- %
令和 5 年度	15,600	15,460	-	15.17 %	- %

## 1. 補助金の概要

上毛電気鉄道株式会社の経営再建計画に基づき実施する固定資産税・都市計画税相当額に対する補助金である。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

006 鉄道基盤設備維持費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	事業	昭和 51 年度	上毛電鉄維持活性化 推進事業	
交付先名	上毛電気鉄道株式会社				
補助の目的	地域住民の移動手段として、運行の継続を図るため。				
今後の補助金 交付の考え方	令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする第 6 期経営再建計画を基 に策定された上毛線再生基本方針に基づく必要な公的支援を実施してい く。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	37,432	37,431	-	12.03 %	- %
令和 4 年度	42,671	40,782	-	11.02 %	- %
令和 5 年度	42,459	39,622	-	15.17 %	- %

1. 補助金の概要

上毛電気鉄道株式会社(以下同社)の欠損補填。同社が経営再建計画に基づき実施する輸送対策事業に要する経費が補助対象である(他に固定資産税・都市計画税、鉄道基盤設備の維持に要する経費の補助金も交付している)。地域住民の移動手段として公益性が高いため、国、群馬県、市(前橋市、みどり市、桐生市)による補助金で事業継続している。前橋市は毎月月次の利用報告を受け、年に 1 回「上毛線再生協議会幹事会検討班審査」に参加し(群馬県及び路線自治体 3 市が参加)、補助金対象経費の検証を実施している。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

007 前橋市乗合バス・乗合タクシー補助金（車両購入費）

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	建設	平成4年度	バス路線維持事業	
交付先名	委託路線バス事業者（当該年度の購入対象路線による）				
補助の目的	生活交通路線としてのバス路線の維持管理を図るため、バス事業者に補助を行う。				
今後の補助金交付の考え方	今後についても引き続き補助を行い、バス路線の維持を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	31,500	22,500	-	- %	- %
令和4年度	30,000	15,000	-	- %	- %
令和5年度	33,500	18,500	-	- %	- %

1. 補助金の概要

路線バスの購入費用の補助金。車両購入経費（附属部品等含む。事業者固有デザインの塗装を付する以外の車両塗装を含む。車両減価償却費等補助金を受ける場合は複数年にわたり交付が見込まれる総額を控除して得た額とする。）のうち、市長が認めた額を補助する。

対象車両と補助金限度額は下記のとおり。

(1)乗合バス

ア. ノンステップ型車両1,500万円

(原則として標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号又は平成18年3月20日付け国自技第254号)に基づく認定を受けた車両)

イ. 自転車搭載型車両: 800万円

(2)乗合タクシー車両350万円

乗合タクシー特別仕様装備に係る経費150万円

※令和5年度前橋市乗合バス・乗合タクシー補助金交付要項より一部抜粋

2. 監査の結果

(1) 補助金交付金額の算定について(意見) D

① 現状及び問題点

国や群馬県から補助金が交付される場合、前橋市の交付額は両者補助金交付額を除いた金額である。令和5年度の群馬県から補助金が交付された車両購入に係る補助金算定資料を確認したところ、群馬県の補助基準に残存価格10%を控除する旨の記載があった(群馬県補助基準)。

10%の残存価格を控除する理由を担当課から群馬県へヒアリングしたところ、旧定額法の算定式をそのまま継続していたとのことであった。なお、元々限度額に達しており、当補助金交付額は影響を受けない。

② 改善策

平成19年度税制改正で償却可能限度額および残存価格は廃止されているため、更新すべきである。

009 前橋市乗合バス・乗合タクシー補助金（運行費）

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	運営	各路線運行開始年度	バス路線維持事業	
交付先名	関越交通(株)、群馬中央バス(株)、日本中央バス(株)、永井運輸(株)、(有)赤城タクシー				
補助の目的	生活路線としてのバス路線の維持を図るため、バス事業者に補助を行う。				
今後の補助金交付の考え方	バス路線は、日常生活の足として、また交通弱者への対応として今後についても路線維持を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	427,709	376,436	-	- %	- %
令和4年度	400,000	414,560	-	- %	- %
令和5年度	400,000	431,300	-	- %	- %

1. 補助金の概要

前橋市内を運行する路線バスの運行費に対する補助金である。

※「004 前橋市幹線バス運行対策費補助金」は幹線を対象とし国、県が主導となる補助事業であるが、当補助金は幹線以外の市内路線に対する運行費補助金であり、該当路線の市がそれぞれ補助金を交付するもの。

前橋市内を運行する計5社(デマンド形式1社含む)の運行費を補助している。

補助金対象経費は、指定路線の乗合バスの運行に要した経常費用、適正利潤（指定された算定式による割合）及び初度設備費の合算額（運行費）に経常収入が満たない場合は、その満たない額を補助する。

従来から各社運送収入に対し運行費が大きく超過しており、超過した運行費分を補助金交付している(欠損補填)。対象路線の収支率(経常収入÷経常支出)は50%に満たない路線が大半を占めており(100%を超える路線はない)、該当路線バス事業を補助金で継続している状況である。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金対象経費(一般管理費の按分)について (意見) D

#### ① 現状及び問題点

補助金対象運送費の根拠となる経常費用の算出方法は、運送費(直接経費)と一般管理費(間接経費)に大別される。各社の算定根拠の該当は下記のとおり。

#### 【運送費等の算出方法】

科目		算出方法	
経常収入	運送収益	該当路線実額	
	運送雑収	広告収入など該当あれば運送収益比率などで按分	
	営業外収益	関連する金融収益があれば営業収入比率などで按分	
経常費用	運送費	人件費	該当路線に直接関連する按分比率により按分
		燃料油脂費	
		修繕費	
		固定資産償却費	
		保険料	
		施設使用料	
		施設賦課税	
		その他経費	
	一般管理費	人件費	各社の主な算出方法は下記のとおり。 ・費目別に設定した按分比率で按分 ・人件費はダイヤ別労働時間、その他経費は専属 ・年間総車両に占める該当路線の市町村乗合車両台数割合により一括按分 ・事業経費(全体)に占める補助対象路線の運送費割合で一括按分 ※役員報酬は5社中1社のみ対象外とし、4社は含めて算定。
		その他経費	
		営業外費用	

※各社の算出根拠資料を監査人が集計、加工。

上記の通り経常費用の算出方法を各社集約し比較したところ、運送費は該当路線に係る直接的な按分比率に基づくが、一般管理費については各社で合理的と判断した按分基準で算定している。費目別に細かく按分基準を設けている会社もあれば全社費用を一括

按分している会社もあり、各社で算定根拠が大きく異なっていた。各社の一般管理費の按分比率をみると一定の関連性はあるが、間接費たる一般管理費は会社規模や事業形態に大きく影響を受けるため、そもそも合理的な金額かどうか判断できない。この点、担当課でも全社費用の規模感や内容の合理性検討はしていない(1社のみ詳細検討可能なため検証しているが、他4社は規模的に不可能である)。

また、役員報酬については、人件費に含め按分対象としている会社もあれば、含めていない会社もあった(1社のみ役員報酬を対象としていない)。この点、役員報酬を対象とするか否かの規定はなく、また含めている場合、算定元となる各人別の金額の妥当性の検証はされておらず会社規定の金額を基に申請されていた。

経常費用の実額を配賦している点、運送費は運送収入との対応関係が強く合理性が高いと思われるが、一般管理費については該当路線のバス事業以外の事業を運営している会社もあるため各社の事業形態や事業規模が大きく影響している。

役員報酬も役員数や会社形態、もっては全社損益の影響を受けるため算定された金額の妥当性を検討していない以上、合理性は乏しいといえる。

## ② 改善策

### i) 配賦率の設定

一般管理費の配賦額は、統一した配賦基準を設けるべきである。例えば、補助対象路線の運送費(直接経費)に対し一定比率で配賦するなどが考えられる。また、役員報酬は会社の意思決定機関により決定された金額であり、按分基準として適正な基準を設ける事は難しく、妥当性判断も困難である。この点、会社計上額をそのまま実額配賦するのではなく、適正利潤を設けている以上、当該利潤を相当額として交付する事が望ましい。

### ii) 定期往査と全社分析

全社費用を按分するため、本来全社費用に一定の信頼性がある事が必要である。しかし、監査機関による合理的な保証を得る事は難しいため、定期的な実地調査をする事が考えられる(交付要項にも必要に応じ実地調査に応じる旨が記載されている)。

また、補助金対象路線の申請経費のみを検証しているが、全社費用の前期比増減傾向と整合しているかなど、全体的な分析と合わせ不合理な点がないことを検証する事が望ましい。

## (2) 実額補填について (意見) C

### ① 現状及び問題点

(1) のとおり、補助金は各社実額により算定された金額をもとに交付されている。補助金対象路線はいずれも経常赤字であり、収支率(経常収支÷経常支出)は50%に満たない路線が大半を占めている。補助金で欠損補填をする事で事業継続している点、補助金

による欠損補填が長期化すればするほど、運営会社の収益改善のインセンティブが削がれる可能性が非常に高い。公益性の観点から事業継続が必要とはいえ、市民の税金で維持している以上欠損補填は限定的でなければならない。また、実額補填の場合、補助金の審査等は毎年夏ごろ完了するため、コスト改善案の計画、実行は翌期以降となり適時対応ができない。

## ② 改善策

補助金による欠損補填ではなく、委託契約によりコスト管理を徹底する事が望ましい。また、公益性の観点から路線維持する事も重要であるが、収支率が10%に満たない路線は今後大幅にコスト改善するとは考えにくいいため、継続の要否や代替案を模索すべきである。補助金により維持継続するのであれば、市民に欠損補填により維持している状況を開示すべきである。

008 輸送対策事業費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
交通政策課	補助	建設	昭和 51 年度	上毛電鉄維持活性化 推進事業	
交付先名	上毛電気鉄道株式会社				
補助の目的	地域住民の移動手段として、運行の継続を図るため。				
今後の補助金 交付の考え方	令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする第 6 期経営再建計画を基 に策定された上毛線再生基本方針に基づく必要な公的支援を実施してい く。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	17,700	17,615	-	12.03 %	- %
令和 4 年度	19,913	17,550	-	11.02 %	- %
令和 5 年度	71,906	71,815	-	15.17 %	- %

1. 補助金の概要

「令和 6 年度鉄道軌道整備費補助金」同様、上毛電気鉄道株式会社の経営再建計画に基づき実施する及び鉄道基盤設備の維持(車両購入等)に要する経費を補助するもの。令和 5 年度は車両更新に伴い、補助金額が増加している。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

市民部市民協働課

010 起業等支援補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
市民協働課	単独	事業	令和2年度	地域おこし協力隊 支援事業	
交付先名	前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊				
補助の目的	前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊員が市内で起業等をするにあたり、必要な経費に対し補助金を交付することにより、協力隊員の起業等支援を行うとともに、本市への定住及び市の活性化を図る。				
今後の補助金交付の考え方	協力隊員の起業等を支援することで、本市への定住の促進及び市の活性化に寄与するため、協力隊に係る国の財政措置及び本市の地域づくり分野協力隊が継続される場合、補助を継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	2,000	-	-	- %	- %
令和4年度	1,000	-	-	- %	- %
令和5年度	1,000	-	-	- %	- %

1. 補助金の概要

前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊員が市内で起業等をするにあたり、設備費、備品費、マーケティングに要する経費などの対象経費のうち10万円以上100万円以内の金額を交付する補助金である。

2. 監査の結果

(1) 補助金の利用がないことについて（意見）C

① 現状及び問題点

毎年度、補助金の予算を確保しているにも関わらず、補助金の申請すらない。補助金の活用を図れていない状態である。

② 改善策

補助金の趣旨としては表にあるように、地域おこし協力隊の本市への定住の促進及び市の活性化に寄与することにあるが、補助金の前提として起業ないし事業承継に至る必要がある。単に定住してもらっただけでなく、起業ないし事業承継に至った方が、効果が高いため補助金を設ける意義はあると思われ、活用されるよう努められたい。

011 推進地区活動費助成金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
市民協働課	単独	事業	平成 18 年度 (上川淵等)	地域づくり推進事業	
交付先名	上川淵地区地域づくり協議会ほか 22 協議会				
補助の目的	地域力の発揮により、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを推進するため、市民主体による地域をより良くするための取り組みに係る経費を助成するもの。				
今後の補助金交付の考え方	地域の主体的な活動をより推進していく補助金の仕組みを検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	7,378	4,608	2,276	66.9 %	40.3 %
令和 4 年度	7,410	5,894	1,807	76.5 %	39.2 %
令和 5 年度	6,739	6,281	2,325	30.1 %	38.7 %

1. 補助金の概要

自治会や各種団体等の多様な主体により構成され、推進地区の地域課題の解決に取り組む組織である地域づくり協議会に対して、地域をより良くするための取り組みに係る経費を交付する補助金である。地域づくり協議会は全市に 23 あり、各協議会に補助金を支出している。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金交付決定額が不透明であることについて（結果）F

#### ① 現状及び問題点

補助金交付要項では交付金額について、「当該協議会の自主財源に相当する額に10分の9を乗じて得た額以内で市長が定める額」（上限40万円）と定められている。ここで、各地区の交付額をいくつかピックアップすると以下ようになる。

	上川渕	中川	宮城	総社
自主財源の90%	288,000円	126,000円	782,505円	270,000円
交付額	170,000円	96,000円	370,000円	200,000円

宮城地区につき、自主財源の90%である782,505円は上限額の40万円を優に超えているが、交付額は37万円と決定されており、交付額の根拠が明らかでない。他の地区も補助金交付決定額が明らかではない。

交付要項には市長が定める額とされているが、定める基準はないということであり、補助金交付額の決定は、担当課が予算要求したものに対し、財務部門にて審査を行った後、市長による査定を行い、最終的に議会の承認を得る、とのことであった。

しかしこれは予算額を決める一般的な過程であり、補助金交付決定額の根拠たり得るものではない。これではいかなる根拠で補助金交付決定額が定まったのかについて、不透明であり、透明性の観点から問題がある。

#### ② 改善策

補助金額の算定の経過が不透明であり、透明性の観点から要項上明らかにするべきである。例えば他の補助金がそうであるように要項において上限を定めておくなど、要項だけで算定ができるようにするべきである。

### (2) 補助金交付金額の算定上必要な自主財源が決裁の起案上明らかではないことについて（意見）E

#### ① 現状及び問題点

補助金交付金額の算定上、各交付先の自主財源がいくらであるかが基準になっているが、決裁の起案上、その金額や内訳が明らかではないものがある。

実際には決裁する各人全員が自主財源の資料を探してその中から自主財源となるものを特定して計算しているということであり、各人それぞれが同じ作業を一から重複して実施することになり、効率性の観点から問題がある。

#### ② 改善策

少なくとも決裁の起案上において補助金額の算定が完結するように必要な情報を漏れなく記載するべきである。

012 町内集会施設等整備費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
市民協働課	単独	建設	平成 26 年度	町内集会施設等 整備費補助	
交付先名	284 自治会				
補助の目的	自治会活動の拠点となる集会所等の整備に要する経費の一部を補助し、住民相互の親睦を深め、福祉及び文化の向上を図る。				
今後の補助金交付の考え方	平成 26 年度に個人市民税 1 %還元事業として、補助率等を現在の率に見直しをした。今後も、自治会活動の拠点となる集会施設の維持管理のため、補助を継続していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	65,000	64,951	-	- %	- %
令和 4 年度	50,000	49,756	-	- %	- %
令和 5 年度	47,000	48,181	-	- %	- %

1. 補助金の概要

自治会の集会所等の整備のため、新築等において経費のうち 2 分の 1、改修等において経費のうち 3 分の 1 を交付する補助金。

2. 監査の結果

(1) 申請を受け付けないことについて (結果) A

① 現状及び問題点

申請者である自治会からの受理依頼書によると、一旦は申請をしたにもかかわらず、金額が変更になる可能性があるとして、確定した金額で申請して欲しいということで申請を受け付けなかった申請があった。

しかし、要項には補助事業の内容を変更する場合の変更等承認申請書を提出するという手順がわざわざ用意されており、申請を受け付けないという根拠は見出せない。しかもその結果、補助金交付の要件である契約前の申請ができず、契約後の申請となった。結果的に補助金は交付されているものの、申請を受け付けないことで申請者の補助金の交付を受ける権利を阻害することがあってはならない。

なお、かかることとなった事情としては、交付申請して決定すると、その金額の予算を確保する必要があり、変更申請があるまでは他の自治会に充てられないことになるため、変更する可能性があるなら減額した申請を後から出すよう求めた、ということであった。

## ② 改善策

要項には変更申請という手続が用意されているのであるから、補助金申請自体は受け付けなければならない。申請を拒否することはしないということを、職員にも自治会にも周知徹底すべきである。

## (2) 補助金交付の要件の文言の通りではない要件があることについて（結果）A

### ① 現状及び問題点

要項上、「工事着工前」に申請することを要件として求めているが、実際には工事着工前かつ契約前の申請が要件であるということであった。

なお、令和6年度の要項は契約前に申請するということを明記する改訂をしたとのことであった。

### ② 改善策

要項で「工事着工前」とあるものを「契約前」であるとは文言上いうことはできない。一般的に工事契約において工事着工前に工事契約が締結されていることが普通であると思われるが、要件であるというのであれば明記する必要がある。

## (3) 別の補助金の記録が紙のフォルダに混在していることについて（意見）E

### ① 現状及び問題点

複数の自治会からの補助金申請の記録のうち、ある自治会の交付申請書には本補助金の交付申請書の他に「前橋市コミュニティセンター助成事業補助金」のための交付申請書というものもファイルされていた。これは本補助金とは別の財団法人自治総合センターの補助金であるが、その申請の窓口には本担当課がなっており、同自治会は同日にその申請もしたがために、これらを同じ一つのファイルに綴じた、というものであった。

別の補助金の記録が混在しており、補助金申請の要件該当性等の判断の資料が混在し、わかりにくいものとなっている。

### ② 改善策

別の補助金の記録については別のフォルダが用意されているというのであるから、「内示」を受けた後の翌年度の正式な同センターの補助金申請の記録についても本補助金とは別フォルダで管理して、補助金申請の要件該当性等の判断が煩雑とならないようにすべきである。

(4) 補助金額の限度額である世帯数についての情報が決裁の起案上明らかでないことについて（意見）E

① 現状及び問題点

本補助金は世帯数により補助金の限度額が交付要項上定められている。そのため世帯数についての情報は決裁する際に必ず確認しなければならないものである。

しかしながら、決裁の起案上は世帯数についての情報が明らかではない。補助金交付申請書にもない。

実際には年度当初に各自治会から提出される「自治会関係情報報告書」により世帯数を確認しているという。

② 改善策

決裁の起案上、補助金額がいくらと決定されるのかについての情報が漏れなく記載されていることが効率性の観点から求められるものである。決裁の起案上もこれを明らかにして補助金額の算定ができるようにするべきである。

市民部共生社会推進課

013 防犯協会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
共生社会推進課	単独	運営	昭和 38 年度	防犯関係団体補助事業	
交付先名	前橋市防犯協会				
補助の目的	犯罪の発生を未然に防止するための諸活動を実施する当該団体の運営費を補助することにより、安全なまちづくりの推進を図る。				
今後の補助金交付の考え方	決算状況等を確認しながら、補助金額を精査していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	3,000	3,000	717	82.40 %	21.73 %
令和 4 年度	3,000	3,000	535	76.94 %	17.84 %
令和 5 年度	3,200	3,200	466	79.74 %	14.58 %

1. 補助金の概要

防犯協会の運営のため、その事業及び運営に必要な対象経費を上限 320 万円として交付するもの。防犯協会は 150 世帯に 1 人を目安として会員が選出され、分会が 23 ある。

2. 監査の結果

(1) 事業費のうち地区分会活動費について（意見）D

① 現状及び問題点

事業費のうち地区分会活動費については、人件費の報酬の次に支出金額が高い支出である。地区分会活動費は前橋市防犯協会の 23 の分会に対するパトロール等の活動の経費として支出しているものであるが、その支出した金額が分会において何に充てられたのかについて把握していない状況である。なお、参考資料として、いくつかの分会から

は収支の報告がされている。

平成 25 年度における包括外部監査において、この点は補助金交付先に任せている状況であり、担当課において用途の検証をするよう分会からの収支報告を取り寄せるべきであると意見されている。

② 改善策

平成 25 年度の監査において意見されたことが実施されていないようであり、分会に対する監視機能を果たすためにも用途の検証のため収支の報告を求めるべきである。

014 防犯灯移設補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
共生社会推進課	単独	事業	平成 25 年度	防犯灯新設・管理運営事業	
交付先名	各自治会				
補助の目的	市が行う LED 防犯灯推進事業に伴い、自治会による防犯灯の移設に要する経費の一部を補助することにより、夜間における安全で安心なまちづくりの推進を図る。				
今後の補助金交付の考え方	—				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	100	100	-	- %	- %
令和 4 年度	100	80	-	- %	- %
令和 5 年度	100	30	-	- %	- %

1. 補助金の概要

前橋市が行う LED 防犯灯推進事業に伴い、町内の自治会に対し、自治会が防犯灯を移設する場合に対象経費の 2 分の 1 を上限 1 万円として補助するもの。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金利用額が年々減少していることについて（意見）C

#### ① 現状及び問題点

決算額が令和3年は10万円、4年は8万円、5年は3万円と、年々減額している状況である。需要がないのであれば廃止するか、別の必要な補助金の名目を定める必要があるものと思われる。

#### ② 改善策

既に防犯灯のLED化はかつて一斉に推進するなどしていたことから、近年は需要の減少が見られる。そのため、防犯灯に関して別の名目においても活用できるような補助金を作ることを検討することが望まれる。

### 015 人権擁護委員会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
共生社会推進課	単独	運営	昭和49年度	人権事業	
交付先名	前橋市人権擁護委員会				
補助の目的	人権擁護委員の職務の円滑な遂行と市民への人権思想の普及啓発を図ることを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	人権擁護委員による啓発が重要であることから、継続して補助していきたい。なお、令和7年度から決算額に見合った補助金額に見直していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	276	138	86	23.82 %	62.10 %
令和4年度	276	138	84	23.89 %	61.02 %
令和5年度	276	138	72	26.21 %	52.46 %

### 1. 補助金の概要

人権擁護委員法に基づいて選任された人権擁護委員の団体である前橋市人権擁護委員会

に対する、同委員会の事業に対する上限 27 万 6000 円の補助金。

## 2. 監査の結果

### (1) 例年にわたり予算額の半額が決算額になっていることについて（意見）C

#### ① 現状及び問題点

令和 3 年度から令和 5 年度まで（令和 6 年も同じとのことである。）当初予算額 27 万 6000 円に対し、必ず決算額がその半額の 13 万 8000 円になっている。これは、年度の前半及び後半でそれぞれ 13 万 8000 円の支出を見込んでおり、後半の分の支出が県外への視察の費用として年度の当初は予定しているところ、新型コロナウイルスの感染を危惧して中止とし、補助金額の変更申請により、結果として前半の金額のみが決算額となっているためである。

使う予定がない部分なのであればその金額部分の補助金の予算が活用されないこととなり、有効性がないものといえる。

#### ② 改善策

新型コロナウイルス感染症のいわゆる感染症法での分類が 5 類となり、政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはなくなった令和 5 年 5 月 8 日以降は、外出自粛を求められなくなっている。そのため、令和 5 年度（令和 6 年度も）において予算の半額の支出を見込んでいる、年度の後半の支出の理由である県外への研修を実施することも可能ではある。

しかしながら実施しないということであれば、研修を理由とした予算計上を抑制することを検討して良いものと考えられる。

なお、他の支出を理由とした予算計上を検討して良いことは当然である。

016 交通安全啓発事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
共生社会推進課	単独	事業	昭和 43 年度	交通安全協会補助事業	
交付先名	前橋交通安全協会／前橋東交通安全協会（昭和 5 6 年度より）				
補助の目的	各交通安全協会が行う各季の交通安全運動事業、交通安全啓発活動の推進を図り、市民の交通安全意識の高揚と交通事故の減少に努める。				
今後の補助金交付の考え方	交通安全協会は、前橋市補助金等交付規則第 3 条に規定する公益上必要があると認める事業を行う者に該当し、交通事故減少を図るうえで必要な事業を実施している。平成 27 年度より、交通安全協会運営費補助から交通安全啓発に係る事業の補助とした。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
前橋交通安全協会					
令和 3 年度	270	270	※	1.56 %	※ %
令和 4 年度	270	270	※	1.61 %	※ %
令和 5 年度	270	270	※	1.62 %	※ %
前橋東交通安全協会					
令和 3 年度	270	270	※	0.52 %	※
令和 4 年度	270	270	※	0.54 %	※
令和 5 年度	270	270	※	0.55 %	※

※:補助金等台帳に記載はないが、下記記載の通り、多額である

1. 補助金の概要

交通安全啓発・広報活動等のため、春夏秋冬の全国交通安全運動に合わせ、前橋交通安全協会及び前橋東交通安全協会に対し、各々上限 27 万円として交付する補助金。ノベルティグッズや、啓発チラシ印刷代に充てられている。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金等台帳の記入が漏れていたことについて（意見）B

#### ① 現状及び問題点

補助金等台帳上、交付先団体である、前橋交通安全協会、前橋東交通安全協会、各々とも、令和3年度決算のうちその他の収入約107万円の記入が漏れていた。歳入決算額が約1,835万円であることから、少なくない金額である。

#### ② 改善策

その他の収入は少なくとも令和3年から5年について100万円程度毎年生じているのであるから、入力がないことについて疑問を抱くなりするなど入力漏れがないよう注意すべきである。

### (2) 補助金を見直すべきであることについて（意見）C

#### ① 現状及び問題点

従前、交通安全協会運営費補助金だったものを、平成27年度から交通安全啓発に係る事業の補助としている。これは平成25年度の包括外部監査において、繰越金が潤沢にあったので廃止にしたかどうかの意見を受けてのものである。年々補助金額が縮減され、また、補助対象も絞り、令和3年からは27万円になった。

補助金がなくても会費収入だけで収支に余裕があるが、それでも補助金を支給する理由につき、交通安全対策は警察と前橋市が実施しているところ、急な対策をするといった場合に、啓発のための物品購入を協会に依頼しているからであるということであった。もっとも、補助金交付がなくても購入の依頼はできるし、そもそも前橋市が交通安全のための協議会の構成員としてそういった物品の購入の負担をすることはあるということである。また、補助金があるから交通安全の事業をやってもらえるという面がある、ということであった。ただし、補助金交付がなくても交通安全の事業をやらないということはないということであった。

#### ② 改善策

本補助金がなくても交通安全の事業自体は継続できるものである。例えば補助金がないと立ち行かなくなるようなバス事業とは事情が異なる。

決算状況を見ても、前橋は例年にわたり数百万円の歳入超過であり、前橋東は、ここ2年は赤字計上であるものの、その前からの繰越利益が約2,500万円も計上されていることから余裕がある。

こうしたことから、公益的な重要な事業であることは理解するものの、毎年27万円ずつの補助金を交付する必要性は乏しく、補助金を再考することが望まれる。

017 部落解放同盟前橋市協議会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
共生社会推進課	単独	運営	—	同和対策活動費補助事業	
交付先名	部落解放同盟前橋市協議会				
補助の目的	同和問題の早期解決を図るため 生活人権相談設置 研修会等の参加、啓発事業開催など				
今後の補助金交付の考え方	同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた取り組みが本市の当該事業推進に有効であるため、補助を継続していきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	7,000	5,355	73	67.39 %	1.35 %
令和4年度	7,000	6,056	33	78.98 %	0.55 %
令和5年度	7,000	6,705	21	71.93 %	0.31 %

1. 補助金の概要

同和問題の解決のため、部落解放同盟前橋市協議会（以下、協議会）に対して700万円以内の金額を交付する補助金。対象事業と対象経費は以下の通り。

対象事業対象経費	対象経費
1 生活人権相談員設置事業	○生活人権相談員報酬 ○会議費（ただし、懇親会経費は除きます。） ○研修会等参加に必要な経費 ○参考図書購入費 ○資料作成経費 ○通信運搬費 ○会議及び研修会参加に伴う旅費（交通費）・バス借上料等 ○その他事業の遂行に必要な経費
2 同和問題啓発事業	
3 自立支援・相談事業	
4 活動推進事業	
5 共催事業	
6 男女共同参画社会づくり研究事業	
7 その他市長が特に必要と認めた事業	

## 2. 監査の結果

### (1) 相談員手当が固定的な報酬になっていることについて（意見）D

#### ① 現状及び問題点

補助対象経費中の生活人権相談員報酬につき、生活相談員は 9 名おり、報酬は 1 人 3 万円で、毎月末日に合計 27 万円が支払われている。生活人権相談員は、同和問題の相談を受けているが、相談については相談会をどこかの会場で日時を指定して実施するというものではなく、気軽に話せるよう相手の自宅等で相談を受けているということである。

年度ごとに「生活相談員活動実績集計表」が作成され、担当課において年間の相談件数が把握できるようになっているが、令和 5 年度では一番多い相談員で 54 件、一番少ない相談員は 10 件であった。

一番少ない相談員の場合、1 件の相談すらない月があるものの、その月には 3 万円が支払われていることになる。また、一番多い相談員の場合であっても、1 件あたりの時間数は明らかではないが、1 件につき相談料は 6,666 円（3 万円×12 ヶ月÷54 件）となる。待機報酬、あるいは役割報酬的な意味合いがあるにせよ、相談件数によらず固定的な報酬となっており、それに応じての補助金交付となっているのは再考の余地がある。

なお、生活相談員の中では件数が多くても少なくても同額であることにつき不公平感はないとのことである。

#### ② 改善策

相談員手当は補助対象経費である以上、補助金額は、固定的な金額と、相談件数または相談時間等に応じた変動的な金額とすることを検討されたい。

### (2) 生活相談員事務費の取扱いについて（意見）D

#### ① 現状及び問題点

補助対象経費の中に、生活相談員事務費がある。これは、生活相談員が報告書類の作成や調べ物を行うことに対しての事務費という名目で、毎月 1 人 2,000 円を報酬とは別に加算しているものである。なお、協議会は、年度末に 12 か月分を一括払いしている。

#### ② 改善策

(2) の通り、相談員報酬は、固定的な部分と変動的な部分とで構成されることが望まれるため、その際、生活相談員事務費については固定的な報酬に含むものとして取り扱って補助金額を算定することを検討されたい。

### (3) 補助金交付団体の財政運営について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

監査人として、現在の補助金団体である協議会の財務事務の状態を確認すべく、所管

課を通じて確認したところ、以下の点が明らかになった。

- ・代表者はしばらく変更していないにもかかわらず通帳の代表者の記載が現在の氏名ではない。
- ・協議会は、毎年年度当初に代表者から200万円を借り入れることで財政運営されているところ、実際の借入日（通帳の入金日）と、借用書ほか書類との日付に相違がある。
- ・通帳に未記帳の期間がある。

このように、いまだ協議会の財務事務の運営面で改善を要する状況であると思われる。

そもそも、協議会は、年度当初に代表者から借り入れをし、補助金が交付されてから代表者に返済するということを毎年繰り返している。このような状況は一般に団体の運営として適切ではない。

## ② 改善策

交付先団体の財政運営及び財務事務が未だ改善すべき事項がある状態であることがうかがわれる。引き続き、所管課において、当該団体が被補助金等交付団体として適正な出納事務が行えるよう指導されたい。

018 詐欺被害等防止機能付き電話機等購入補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
共生社会推進課	単独	事業	平成 30 年度	消費者教育推進事業	
交付先名	市内に住民登録があり、その住所地に居住しており、仮申請時点で65歳以上の市民				
補助の目的	高齢者の消費者トラブルの主な原因である電話勧誘や振り込め詐欺等による被害を未然に防止するため、詐欺被害等防止機能の付いた電話機等の購入に対して一定額を補助するもの。				
今後の補助金交付の考え方	補助金新設から毎年申請件数は増加。令和3年度は減少したが4年度は増加した。令和5年度は特殊詐欺電話対策装置貸出事業を開始したことにより減少した。電話機を買い替える場合や装置貸出事業で対応できず補助金申請する事例や議会・市民の拡充要望もあり、当面継続し市民の需要等を見守りたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	800	461	-	- %	- %
令和4年度	800	598	-	- %	- %
令和5年度	500	329	-	- %	- %

1. 補助金の概要

高齢者の消費者トラブルの防止のため、詐欺被害等防止機能がついた電話機等の購入費の2分の1の金額を、5,000円を上限に交付するもの。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

市民部大胡支所地域振興課

019 暴れ獅子展示推進事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
大胡支所地域振興課	単独	事業	平成 30 年度	地域振興事業	
交付先名	大胡町自治会				
補助の目的	大胡地区において、歴史と伝統ある暴れ獅子の展示を推進し、地区住民の交流及び市内外からの誘客を図り地域の活性化に寄与する。				
今後の補助金交付の考え方	保管維持のため賃借料補助は継続的に実施する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	240	834	-	100 %	- %
令和 4 年度	240	240	-	100 %	- %
令和 5 年度	240	240	-	100 %	- %

1. 補助金の概要

江戸時代末期に、大胡に疫病が流行しそれを駆除しようと天王様と暴れ獅子がまちを練り歩くようになったのが起源とされる大胡祇園まつりにて担ぎ出される暴れ獅子の保管・展示のため、大胡町自治会に対して、24 万円を上限として、建物の賃借料、修繕料、光熱費等を交付する補助金。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 020 地域対策事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
大胡支所地域振興課	単独	事業	平成 24 年度	地域対策事業	
交 付 先 名	大胡地区内自治会及び関係団体				
補 助 の 目 的	地域の緊急的課題の解決や地域の振興に資するための事業、住民の地域活動への参加を促進するための事業に対し補助金を交付し、住みよい地域づくりを促進する。				
今後の補助金交付の考え方	地域で抱える課題を解決し住みよいまちづくりを進めるために活用できる経費として自治会からの要望や期待も大きいため、今後も補助金の交付を継続し、地域の振興に役立てていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	1,000	1,000	-	100 %	- %
令和 4 年度	1,000	1,000	-	100 %	- %
令和 5 年度	1,000	1,000	-	100 %	- %

## 1. 補助金の概要

大胡支所内の自治会及び関係団体に対して、除草シート敷設事業、ゴミステーション設置事業等のため 20 万円を限度として、補助対象経費の 5 分の 4 を超えない金額を交付する補助金。

なお、この地域対策事業補助金は当初は 4 支所についてだけの補助金として交付を開始し、現在は 4 支所以外の前橋市の本庁においても交付をしているものである（4 支所以外には前橋市地域対策事業補助金がある）。補助金としては要項も各支所それぞれ作成されているが、実質的な性質は各支所同じ補助金である。

## 2. 監査の結果

## (1) 補助金の目的を捉えなおすことについて（意見）C

## ① 現状及び問題点

補助金の目的として緊急の地域課題の解決のためという名目があるが、実際には年度

の当初において全自治会が集まって要望を取りまとめており、年度の途中で緊急性があ  
って申請するというものではなくなっている。合併前地区の均衡ある発展を図るという  
補助金設立の経緯からして、よく言えば柔軟な対応が可能な補助金であるが、逆に言え  
ば、漫然的な運用がなされる恐れがある。

② 改善策

補助金として継続するのであれば、緊急の地域課題という名目から緊急性がなくても  
地域の課題であれば良いというものにして実態に沿うものにするのが望まれる。ただ  
しその際には、補助金があるがために何らかの経費を支出するといった、漫然的なもの  
とならないようにされたい。

(2) 4支所で同じ内容の補助金の金額が全く同じであることについて（意見）D

① 現状及び問題点

各支所の本補助金は一律 100 万円となっている。

ところで、令和 6 年 8 月 31 現在の自治会数及び人口は以下の通りであり、富士見と  
宮城では自治会数も人口も 3 倍以上もの開きがある。

支所	大胡	宮城	粕川	富士見
自治会数	11	7	11	31
人口(人)	17,459	7,091	10,075	22,046

このように、自治会数や人口にも関わらず支所というだけで一律 100 万円と定めてい  
るのは合理的な根拠があるのか明らかではない。公平性の観点から問題がある。

② 改善策

自治会数及び人口を考慮し、また、従前の需要も加味して、補助金額の合理的な金額  
を定めても良いのではないかと思われる。

(3) 自治会のうち毎年申請がないところがあることについて（意見）F

① 現状及び問題点

全自治会のうち毎年申請がないところがあるということである。需要がないのか、自  
己資金で対応できているのか、需要があるけれども手続が面倒なのか、わからないとい  
うことであった。補助金による給付を受ける利益の公平性の観点から問題がある。

② 改善策

地域の課題は共通するところもあり、何ら課題がないということは考えられない。公  
平に補助金交付をするためにも、補助金申請がない理由についても把握するべきである。

## 021 大胡祇園まつり補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
大胡支所地域振興課	単独	事業	旧大胡町	地域振興事業	
交付先名	大胡祇園まつり実行委員会				
補助の目的	大胡地区の地域文化の継承、住民相互の交流やふれあいを図るため、歴史と伝統ある「大胡祇園まつり」を支援し、地域の活性化に寄与する。				
今後の補助金交付の考え方	地域の伝統文化行事の継承のため、その中心となる大胡祇園まつり実行委員会が存続する限り、協議を行いながら補助を継続していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度 (中止)	1,960	-	83	- %	- %
令和4年度 (中止)	1,960	-	83	- %	- %
令和5年度	1,860	1,860	83	54.64 %	4.47 %

## 1. 補助金の概要

大胡祇園まつりのため会場設営料等として186万円を上限として交付する補助金。

## 2. 監査の結果

## (1) 補助金額のほとんどを占める会場設営費について（意見）F

## ① 現状及び問題点

決算額のうち、会場設営費143万4400円について、前橋市内の1社に依頼しているが、補助金額186万円の4分の3以上を占める金額であり、相見積もりを取らせるなどの金額の合理性についての検証はしていない。そのため補助金の経済性、効率性、有効性について明らかではない。

## ② 改善策

補助金額に占める割合からして、金額の合理性について検証して良いように思われる。相見積もりをして必ずしも最安値の業者に依頼しなければならないものというわけではなく、合理的な理由があれば最安値でなくても良いものと言える。相見積もりという方法以外でも金額の合理性についての検討ができれば良い。

市民部宮城支所地域振興課

022 宮城地区参道松並木整備事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
宮城支所地域振興課	単独	事業	平成 28 年度	地域振興事業	
交付先名	参道松並木を守る会				
補助の目的	地域の郷土意識を高め、特色ある地域づくりを推進				
今後の補助金交付の考え方	—				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	800	800	315	32.34 %	39.39 %
令和4年度	800	800	328	31.83 %	41.06 %
令和5年度	800	800	355	31.83 %	<u>44.41</u> %

1. 補助金の概要

宮城地区にある赤城神社の参道松並木は、群馬県自然環境保全地域に指定され、美しい日本の歴史的風土準百選にも選ばれている、全国的に見ても貴重な歴史的文化遺産となっている。

この松並木を保全するために参道松並木を守る会が組織され、そこに80万円を上限として環境資源の保全活動に交付する補助金である。なお、宮城支所は参道松並木を守る会の事務局を担っている。

2. 監査の結果

(1) 支出2か所に対する支払金額の内訳がわかる資料がないことについて（結果）A

① 現状及び問題点

収支決算書の支出の事業費のうち、111万1000円の赤城南麓森林組合への支払の金額の内訳がわかるなどの根拠資料及び宮城造園緑化組合の49万5000円の金額の内訳が

わかるなどの根拠資料が存在しない。事務局である宮城支所において保管されていたのは振込の明細であり、団体において保管されていたのは内訳がない請求書のみである。

これでは消費税が含まれているのかどうか、金額は日数または時間による算定があつてのものなのかどうかなど、金額の合理性についての検証が全くできない。これでは経済性、効率性、有効性の検証に入ることすらできない。

② 改善策

請求金額がわかる請求書のみならず、その内訳がわかる資料を求めるべきである。それによる金額の合理性の検証ができるようになるからである。

023 宮城地区納涼祭運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
宮城支所地域振興課	単独	運営	昭和 50 年度	地域振興事業	
交付先名	宮城地区納涼祭実行委員会				
補助の目的	地域住民総参加の祭りとして地区納涼祭を開催する。				
今後の補助金交付の考え方	宮城地区としての祭りのあり方、内容等について自治会及び関係団体との協議を進め、段階的に調整していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度 (コロナ中止)	1,820	-	-	- %	- %
令和4年度 (コロナ縮小)	1,750	624.6	777	25.89 %	124.42 %
令和5年度	1,750	1,750	817	49.63 %	46.67 %

1. 補助金の概要

宮城地区の納涼祭のため 175 万円を交付する補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

### 024 宮城地区粟の献穀事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
宮城支所地域振興課	単独	事業	令和2年度	地域振興事業	
交付先名	宮城地区粟の献穀実行委員会				
補助の目的	皇居への粟の献穀のための生育及び献穀抜穂祭の実施を補助することで、市民へ広く知らせ、伝統を後世に継承していくため。				
今後の補助金交付の考え方	地域の伝統行事を後世に継承していくために、必要な事業支援のあり方の検討を行なっていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	150	50	-	79.29 %	- %
令和4年度	100	70	-	79.56 %	- %
令和5年度	100	100	-	78.27 %	- %

## 1. 補助金の概要

宮城地区で昭和25年から続く、粟の皇居への献穀のための粟の生育及び粟の献穀抜穂祭の実施のため10万円以内で補助対象経費の5分の4以内を交付する補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 025 宮城地区地域対策事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
宮城支所地域振興課	単独	事業	平成 24 年度	地域対策事業	
交付先名	宮城地区内自治会及び関係団体				
補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の解決、均衡ある地域づくりの推奨</li> <li>・合併地域の振興や住民の社会参加推進</li> </ul>				
今後の補助金交付の考え方	—				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	1,000	621	-	50.86 %	- %
令和4年度	1,000	978	-	67.35 %	- %
令和5年度	1,000	1,000	-	58.09 %	- %

## 1. 補助金の概要

宮城地区の自治会等に対し、上限 20 万円で、地域の課題解決のための経費を交付する補助金。

## 2. 監査の結果

## (1) 補助金等台帳の記載が不適切であることについて（意見）B

## ① 現状及び問題点

苗ヶ島町自治会の 7 万 9000 円は台帳にあるが、その他の 4 万 2000 円が台帳にない。同様に、馬場町自治会 20 万円のほか、5 万 7000 円が台帳にない。これらについて、別団体の行である「参道松並木を守る会等」に含めたということである。他方で、鼻毛石町自治会は上記と同じ交付が 2 回で 2 行に分けて記載されているにもかかわらず、上記のようにしておらず、統一的でない。

以上のことにつき、台帳の作成としては、ただ単に年度の当初から申請順に記載して

記載しきれなかった最後の2申請を「等」に含めた、記載しきれないというのは1ページの範囲内としたかったということであった。

## ② 改善策

注意書きとしては「他団体等へ補助金を支出している場合は、交付先団体名、補助金額及び補助内容を記入してください。」とあるのであるから、交付先団体別に記載することを求められている。

そのため、本年度でいえば鼻毛石町自治会は2行ではなく1行として2つの補助金を合算して記載するべきである。また、記載が漏れているように思われた苗ヶ島町及び馬場町自治会については、それぞれ2回申請した補助金額を合算させて記載するべきである。漏れなくダブリなく記載するのが適切である。

### 026 みやぎ花いっぱい交流会事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
宮城支所地域振興課	単独	事業	平成16年度	地域振興事業	
交付先名	みやぎ花いっぱい交流会				
補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オオムラサキ事業</li> <li>・花の地域づくり推進事業</li> <li>・自然歴史文化推進事業</li> </ul>				
今後の補助金交付の考え方	花の地域づくり推進事業への関わり方の見直しを行い、事業費が増加しないようにする。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	1,300	1,300	7	99.45 %	0.56 %
令和4年度	1,200	1,200	6	99.52 %	0.48 %
令和5年度	1,100	1,100	6	91.16 %	0.51 %

#### 1. 補助金の概要

「みやぎ花いっぱい交流会」に対して、事務局運営、オオムラサキの飼育管理等のために上限110万円で交付する補助金。

#### 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

市民部粕川支所地域振興課

027 粕川元気まつり実行委員会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
粕川支所地域振興課	単独	運営	令和3年度	地域振興事業	
交付先名	粕川元気まつり実行委員会				
補助の目的	伝統ある粕川まつりと産業文化祭を融合し市民相互の触れ合いを図るとともに地域の産業振興・文化振興の向上を促進することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	粕川地区の一大イベントであるため自主財源割合の向上につながるよう助言を行いながら、当面は実行委員会が組織されている限り補助を継続したい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度 (コロナ中止)	粕 2,380 産 1,855	粕 0 産 0	570	- %	- %
令和4年度	3,900	3,900	526	85.23 %	13.48 %
令和5年度	3,750	3,750	576	57.87 %	15.36 %

表中 粕：粕川まつり 産：産業文化祭

1. 補助金の概要

粕川元気まつり（従前に開催されていた粕川まつり及び産業文化祭を融合したもの）のために約400万円を実行委員会に交付する補助金である。

2. 監査の結果

(1) 要件にない添付書類が様式に明記されている点について（結果）A

① 現状及び問題点

補助金交付申請書（様式第1号）の書式では規約が添付書類として明記されており、提出が申請の要件となっている。

一方、要項の「交付申請の方法、時期等」の欄には交付申請書の添付書類として事業計画書及び収支予算書のほかは「その他参考となる書類」としているが、実際は規約を含めた他の書類は交付申請の要件とはなっていない。

② 改善策

実際には要件とはなっていない規約を提出しなければならないものと誤解を与えるものであり、要件ではないのであれば添付書類の明記の対象から削除すべきである。

028 粕川地区地域対策事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
粕川支所地域振興課	単独	事業	平成 24 年度	地域対策事業	
交付先名	粕川地区の自治会及び関係団体				
補助の目的	粕川地区の地域の緊急的課題を解決し、地域の振興や住民の社会参加を促進し、本市の均衡ある地域づくりを推進するため、自治会及び関係団体に対して事業費の補助を行う。				
今後の補助金交付の考え方	地域の実情にあった補助要項の見直しを図るとともに、関係者への周知を図り、引き続き地域の緊急的な課題解決のために補助を行なっていきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	1,000	1,000	-	100 %	- %
令和4年度	1,000	1,000	-	100 %	- %
令和5年度	1,000	1,000	-	100 %	- %

1. 補助金の概要

粕川地区の自治会及び関係団体に対し、古紙回収のための物置の設置費用、桜の枝の伐採費用、ゴミ棚の増設等の地域対策事業のため 20 万円を限度として、補助対象経費の 5 分の 4 まで交付する補助金。

2. 監査の結果

020 大胡地区地域対策事業補助金に記載の通り。

市民部富士見支所地域振興課

029 富士見地区地域対策事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
富士見支所地域振興課	単独	事業	平成 24 年度	地域対策事業	
交付先名	富士見地区内自治会及び関係団体				
補助の目的	富士見地区の地域の緊急的な課題を解決し合併後の均衡ある地域づくりを推進するとともに、合併地域の振興や住民の社会参加を促進するための基盤整備を図る。				
今後の補助金交付の考え方	平成 24 年度に新設された事業であり、目的達成のため当分の間は当該事業を継続して実施する必要がある。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	1,000	1,088	-	38.40 %	- %
令和 4 年度	1,000	1,000	-	36.63 %	- %
令和 5 年度	1,000	999	-	53.78 %	- %

1. 補助金の概要

富士見地区の自治会及び関係団体に対し、20 万円を限度に、会館トイレのウォッシュレット便座交換工事、ごみ集積所塗装工事等の補助対象経費の 5 分の 4 まで交付する補助金。

2. 監査の結果

(1) 補助金等台帳における「その他の収入」の内訳の表記について（意見）B

① 現状及び問題点

歳入決算額の内訳のうち「その他の収入」の表記について、「自治会負担金等」となっている。しかし、自治会負担金の他には収入となっているものがないということである。

② 改善策

「等」の表記を削除すべきである。

030 赤城山除雪・清掃事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
富士見支所地域振興課	単独	事業	-	地域振興事業	
交付先名	赤城山大洞除雪組合				
補助の目的	県道、県立公園内遠路以外の大洞地区内の道路、駐車場等を除雪することにより、観光客の誘致と地域住民の生活導線の確保に資する。				
今後の補助金交付の考え方	大洞地区には必要かつ不可欠な事業であるため、今後も継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	1,340	700	208	21.01 %	29.71 %
令和4年度	1,270	300	217	10.58 %	72.45 %
令和5年度	1,270	340	214	11.80 %	63.04 %

1. 補助金の概要

赤城山大洞除雪組合に対して除雪及び清掃のために最大 127 万円を交付する補助金。

2. 監査の結果

(1) 支出の根拠資料を確保していなかったことについて (結果) A

① 現状及び問題点

令和5年度の支出のうち一定割合を占める車両整備費の根拠資料である請求書については記録が保管されていたものの、これと比較検討のためにこれより3年前からである令和2年から4年までの請求書を求めたところ、令和4年のものについては記録が保管されていたものの、令和3年のものについては一部が、令和2年のものについては全部が、当時から提出を求めておらず、現在の記録にはなかった。

交付先団体にはもともとあったと思われるそうであるが、当時の会計担当が亡くなり、新しい会計担当が引き継いだ中にはなかったということである。振込の明細はあるということであるが、これは振り込んだことがわかるというだけで振込の金額の内容がいかなるものであったかについて明らかになるものではない。

## ② 改善策

当時から根拠資料の提出を求めることをしていれば仮に交付先団体において紛失したとしても担当課において支出の根拠資料を示すことは可能であったものである。自治体においては本包括外部監査や監査委員監査等により補助金の使途の根拠資料が問題となることはありうるものであることから、問題となる前から根拠資料を確保しておくことは重要である。支出をする前提として請求書等の根拠となる資料は必ず求めておいて保管しておくべきである。

### 031 富士見産業祭運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
富士見支所地域振興課	単独	運営	平成 21 年度	地域振興事業	
交付先名	富士見産業祭実行委員会				
補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業祭の実施</li> <li>・産業の振興</li> <li>・活力に満ちた地域づくりの推進</li> </ul>				
今後の補助金交付の考え方	当分の間現行通りとし、段階的に調整する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度 (中止)	2,170	-	204	- %	- %
令和 4 年度	2,000	2,000	203	76.44 %	10.13 %
令和 5 年度	2,000	2,000	239	72.20 %	11.96 %

#### 1. 補助金の概要

富士見産業祭の 200 万円を上限とした運営費の補助金。富士見支所が上記実行委員会の事務局の機能を有しており、上記実行委員会の預金及び現金を管理している。そのため、

「前橋市団体事務に係る公金外現金取扱基準」(以下「公金外現金取扱基準」という。)が適用されている。これは、上記実行委員会という他人の財産を預かることになり、公金と同様に厳正な取り扱いを要するために定められた基準である。

## 2. 監査の結果

### (1) 前橋市団体事務に係る公金外現金取扱基準に違反していることについて (結果)

#### A

#### ① 現状及び問題点

公金外現金取扱基準 2 (4) において収入及び支出に当たっては収入命令書又は支出命令書により出納保管責任者 (同 2 (1) により所属長である支所長) の決裁を受けなければならないこととされている。

しかし、実際の「収入調定書」及び支出命令書では、決裁の欄に委員長、事務局長、係員、起票者はあるものの、出納保管責任者である所属長である支所長の欄すらなく、例年にわたり本条項に違反していたものである。

他にも、委員長の決裁がないもの (ただし、これは公金外現金取扱基準で求めているものではない。) もあったり、実際に支出された後になってから決裁されているものもあったりしている。

#### ② 改善策

書式自体が公金外現金取扱基準に違反することを前提としたものであったことから、書式自体を改訂し、同基準の作成部署である行政管理課において書式が同基準に違反するものでないかどうか検討を求めるべきである。

また、自ら設定した委員長による決裁に漏れがないよう、業務の流れを関係者間で、書面で図示するなどして再確認すべきである。

さらには、決裁前に支出することは、決裁の趣旨自体を没却するものであるものもあることから、そのようなことがないように上記の再確認をすべきである。

そして仮に同基準が現場の実態に沿わないということであれば作成部署である行政管理課に改訂を求めるなどするべきである。

### (2) 支出金額の妥当性の検証について (意見) F

#### ① 現状及び問題点

支出で一番大きな約 184 万円は、市内事業者 1 社に対する会場施行等業務の委託料である。具体的な委託の内容は、収支予算書にあるとおり、会場設営等借上料として、テント 20 張、長机 139 脚、椅子 322 脚、会場音響 (発電機、アンプ)、案内看板の他、駐車場のコーン、しきり、冷蔵庫のレンタル、そして設営自体も委託しているという。

この業者に行っているのは例年であり、相見積もりなどはとったりするなどしていない。金額の妥当性については検討しているかについては、金額自体は上がっている、誠

実にやってくれているというのみであった。

② 改善策

本補助金のほぼ全て9割以上が上記の支出となっている。そのため、金額の妥当性について、検証しても良いのではないかと思われる。例えば相見積もりなどもあるが、必ずしもそれに限らず、金額の妥当性について検証できる方法があれば検討して良いと考えられる。なお、仮に相見積もりを取ったとして、必ずしも一番金額が低い業者を契約しなければならないものではなく、業者の選定は金額も含めた総合判断である。

文化スポーツ観光部文化国際課

032 酒井雅楽頭家管弦講の夕べ運営事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
文化国際課	単独	事業	令和3年度	歴史文化遺産活用推進事業	
交付先名	酒井雅楽頭家管弦講の夕べ運営委員会				
補助の目的	本市固有の歴史文化遺産の発信並びに文化振興を通じての地域づくりに寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	2年に1回の交付を原則とする。交付については、事業実施状況及びその効果を踏まえながら適宜検討する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	1,500	-	-	- %	- %
令和4年度	1,400	1,400	-	59.07 %	- %
令和5年度	-	-	-	- %	- %

※：令和3年度はコロナ禍により事業中止。隔年開催により令和5年度は実施なし。

1. 補助金の概要

是字寺龍海院を舞台に、著名雅楽師による管弦楽のイベント「酒井雅楽頭家 管弦講の夕べ」が運営委員会によって隔年で開催されている。これは、前橋を治めた四藩主「前橋四公」の一角で、初代前橋藩主を務めた酒井雅楽頭家の功績を称えるとともに、酒井家の官職である「雅楽頭」に因んだものである。市は、その出演料や舞台費といった経費を補助している。

当初は市も参画した実行委員会で行っており、その際は負担金としての支出であったが、実行委員会が解散に至ったため、令和3年度より運営委員会への補助金としての支出となった。

文化国際課は歴史文化遺産を活用したイベントを他にも実施しているが、それらのイベントは市が主催者となるため、補助金ではなく負担金としての支出となる。「酒井雅楽頭家 管弦講の夕べ」も含め、イベント全体を合わせてみたときに、毎年開催ではなく隔年実施しているものである。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金の効果測定について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

補助金の目的としては、先に記載の通り、本市固有の歴史文化遺産の発信並びに文化振興を通じて地域づくりに寄与することであるが、市の歴史文化遺産を活用して観光振興につなげるという意味合いもある。

特に事業補助金は何らかの政策の効果を求めて支出すべきものであり、本来はその効果測定とセットにすべきであるが、負担金ではなく補助金であるという理由で、効果測定指標を特に設けていない。また、演奏会のチケットは往復はがきにより申込を受け付けており、主催者側である運営委員会は観覧者の住所の把握が可能であるが、担当課においては特段、観覧者の住所を統計データとして報告させていない。

#### ② 改善策

効果測定指標を設けることが望まれる。効果指標として、理想的には当イベントによる経済効果が示されれば言うまでもないが、現実的には困難であることは想定できる。まずは、観覧者の住所（市外・市内（さらに近隣町内か否か））を報告させることから始めることが望まれる。

## 033 前橋市文化協会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
文化国際課	単独	運営	昭和 56 年度	芸術文化活動奨励事業	
交付先名	前橋市文化協会				
補助の目的	前橋市文化協会の円滑な運営に対する補助により、本市の芸術文化振興を図ることを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	文化協会の財政状況を考えながら交付額を検討。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	9,180	8,726	147	64.8 %	1.7 %
令和 4 年度	8,899	9,283	171	51.4 %	1.8 %
令和 5 年度	9,500	10,397	653	61.8 %	6.3 %

## 1. 補助金の概要

本協会は、昭和 56 年 11 月 3 日に設立され、会報「比刀祢」の刊行とともに、大胡・粕川・富士見の 3 支部と 23 の部会が前橋の芸術文化の振興・発展のために活動を続けている。各支部や部会の下には、約 230 の団体が所属し、会員数は約 3,500 人となる。

本協会の主な事業は、前橋市が共催する「前橋市民芸術文化祭」、「まえばし和の文化の集い」があり、年間を通して舞台発表や展示発表、講演会などを行っている。また、前橋市民展覧会委員会が主催する「前橋市民展覧会」を前橋市教育委員会とともに共催し、美術、書道の展示も行っている。さらに、子どもたちや各部会の活動に関心をもつ市民を対象とした「ふれあい体験事業」も開催し、幅広い世代の皆様が文化活動のよさにふれることのできる機会を設けている。

活動資金としては、会費収入のほか、「前橋市民芸術文化祭」、「まえばし和の文化の集い」、「ふれあい体験事業」の市負担金収入、補助金が主たるものである。およそ、各事業費は会費収入と市負担金収入で賄い、人件費・運営費を補助金収入で賄うという構造となっている。

なお、会長はかつて前橋市教育委員会教育長を務めた人物が就任しており、事務局は市役所から離れた前橋市民文化会館内にある。

## 2. 監査の結果

### (1) 団体への管理監督について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

平成 29 年度までは事務局機能は前橋市が有しており、平成 30 年度に組織として独立した経緯を持つもので、組織としては市と密接な関係にあり、公共性も高い。人件費の基準も市に準じた扱いとなるが故、急な人員変更の場合は予算の流用等で補助金を確保することになり、令和 5 年度はそれがために予算額よりも決算額が上回った。

運営補助金を支出している団体の中でも、いっそう公益色が強い団体といえる。そのため、役員会には市も出席しているが、金銭管理の統制という点では踏み込んだ対応まではできていない。

#### ② 改善策

事業実施については当団体の意向を尊重すべきものではあるが、実質的には市の外局ともいえる団体であり、財務事務の統制を図るという観点から、定期的(抜き打ち的)な現金実査の実施や、決算時には残高証明書の添付を義務付けるなど、一定の管理監督を強めることが望ましい。

## 034 国際交流協会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
文化国際課	単独	運営	-	国際交流協会支援事業	
交付先名	前橋市国際交流協会				
補助の目的	市民の国際的視野を広げ、諸外国都市の市民及び在住外国人の教育・文化・経済等の交流活動の推進をサポートする。				
今後の補助金交付の考え方	国際交流協会の主な財源は、会費収入、寄付収入、受講料収入等であるが、会員の拡大、各講座の受講料の見直しを行い、引き続き自主財源の確保に務めさせる。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	11,000	10,310	1,881	48.7 %	18.3 %
令和4年度	11,490	10,804	1,858	44.2 %	17.2 %
令和5年度	12,363	12,363	2,198	48.0 %	17.8 %

## 1. 補助金の概要

平成元年10月に市民の国際的視野を広げ、諸外国都市の市民及び在住外国人との教育・文化・経済等の交流を盛んにし、相互の理解と友情を深めて国際親善を図り、世界の平和と繁栄に貢献することを目的に発足した、前橋市国際交流協会への運営補助金である。

前橋市国際交流協会の活動としては以下のようなものがあるが、令和6年9月末現在で、前橋市には留学生含め外国人が1万人以上居住しており、20代人口に占める外国人の割合は14%にも及ぶ。したがって、その期待される役割は大きくなっている。

- ・日本語教室及び日本語少人数レッスンの開催
- ・外国人による前橋まつり「だんべえ踊り」への参加
- ・外国人相談窓口（週2回）開催
- ・外国語講座（英語、中国語、韓国語、スペイン語、イタリア語）の実施
- ・国際理解講座、各国料理教室、国際交流パーティー等の開催
- ・ホストファミリー事業（ホームステイ、留学生協力家庭等）
- ・友好都市などとの交流事業の協力
- ・多言語情報、通訳、翻訳の提供（ボランティア派遣制度）

他に、ウクライナ避難民の受け入れに係る業務も行っている。

このうち、外国人相談窓口業務及び、日本語教室については前橋市が委託しており、外国語講座等は受講料で賄っている。ほかに会費収入もあるが、会費収入だけでは協会の運営費を賄うには遠く及ばず、人件費を中心に、運営費のほとんどが補助金で充当される構造となっている。

なお、国際交流協会は団体としては法人ではなく、一時期法人格の取得を検討したこともあったがその特段のメリットがないと判断して今に至っている。また、財源としては国際交流基金があるため、現在はその取崩しをおこなっているところである。

会長は地元財界著名人が就任しており、事務局は市役所から離れた市有施設内にある。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

なお、現在、国際交流協会と文化国際課とは綿密な連携を取り、予算作成時において適宜事業の見直しを行っているとのことである。一方で、外国人人口が目に見えて増える中で国際交流協会の果たすべき役割も大きくなっており、現在の財源としている基金の取り崩しは永続的なものではないため、組織として現在の形態が最適なのかも含め継続的に検討しているところである。引き続き、検討を進められたい。

文化スポーツ観光部スポーツ課

035 スポーツ推進補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
スポーツ課	単独	事業	平成 22 年度	スポーツ大会出場選手 支援事業	
交 付 先 名	前橋市内に所在する高等学校				
補 助 の 目 的	本市におけるサッカー、野球の振興及び高等学校のスポーツ活動を推進するため、市内の高等学校が全国高等学校選手権大会に出場する場合に支援することを目的とします。				
今後の補助金 交付の考え方	サッカーと野球以外のスポーツに対する補助金がないため、他のスポーツと平等にするためにもいずれは補助金をなくし、自主運営を目指す。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	1	2,000	-	- %	- %
令和 4 年度	1	1,000	-	- %	- %
令和 5 年度	1	2,000	-	下記 2. 参照 %	- %

※令和 4 年度は野球が前橋市以外の学校のためサッカーのみ。

※前橋市以外の高校が出場する場合があるため、当初予算は 1,000 円としている。

1. 補助金の概要

野球、サッカーにつき全国高等学校選手権大会に前橋市内の高等学校が出場した際に支援する事を目的として交付するもの。野球、サッカーは、日本でも人気のスポーツであり、メディアを通して全国的に広く報道されるため、本市のシティプロモーションへ繋がることから補助対象としている。

補助金対象経費は、「選手団派遣に係る旅費、宿泊費の総額から大会主催者補助金を差し引いた額」で 100 万円が限度として交付される。なお、野球は開催地が関西である事を考慮し、試合に勝利する毎に 50 万円を追加補助している(限度額は 300 万円)。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金の交付対象先の拡大について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

両スポーツの収支決算書の内訳は下記のとおり。

#### 【野球】

##### 1.収入

相手先	金額(千円)
寄附金	16,246
補助金収入(前橋市)	1,000
補助金収入(その他)	2,123
合計	19,368
歳入額に占める市補助金割合	5.2%

##### 2.支出

科目	金額(千円)
選手団旅費	1,768
選手団宿泊費	2,128
選手用具費	9,201
その他	6,271
合計	19,368

#### 【サッカー】

##### 1.収入

科目	金額(千円)
基金収入	17,169
補助金収入(前橋市)	1,000
補助金収入(その他)	764
その他	1,440
合計	20,373
歳入額に占める市補助金割合	4.9%

##### 2.支出

科目	金額(千円)
応援関係支出	3,690
大会費関係支出	6,405
事務費	2,459
その他	2,883
合計	15,436

※令和5年度収支決算書を監査人が加工。

収支決算書をみると、両者収入に占める前橋市補助金の割合は5%程度であり、前橋市の補助金がないとしても自主運営可能といえる。

また、補助金対象は、野球、サッカーが対象であり他のスポーツへ同様の補助金はない。前橋市としてメディアを通したプロモーション効果が期待できるとはいえ、他のスポーツが対象外となる事は公平性に欠く。

#### ② 改善策

全国高等学校選手権大会に「前橋市」として補助金を交付するのであれば、他のスポーツへの補助金交付も検討する事が望ましい。ただし、野球、サッカーなど大会の開催期間が長期にわたり運営経費が多額になる場合、交付先の財源等を考慮した上で負担の大きい旅費交通費(宿泊費)の一部を補助するという点では一定の合理性がある。例えば、準々決勝から宿泊費や旅費の一部を補助金交付するなどが考えられる。

## 036 トランポリンを通じた国際交流事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
スポーツ課	補助	運営	令和4年度	スポーツ交流事業	
交付先名	トランポリンを通じた国際交流事業				
補助の目的	東京2020オリンピック競技大会に係るホストタウン事業で築いてきた、トランポリン競技を通じたスポーツの振興及びスポーツによるまちづくりを、レガシー事業として発展させるため、様々な取組みに対して事業運営経費の一部を補助することで、前橋市への交流人口拡大や地域経済の活性化を図ることを目的としている。				
今後の補助金交付の考え方	縮小を検討し、競技団体の自主運営を目指す。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	500	500	-	- %	- %
令和5年度	500	500	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

2018FIG トランポリンワールドカップの前橋市開催やオリンピックホストタウン事業として、前橋市トランポリン協会とは多くの連携事業を行っており、レガシー事業として発展させるため、様々な取組みに対して事業運営費の一部を補助するもの。

過去2年は「前橋トランポリン国際交流事業等実行委員会」(※1)の事業運営費の一部している。

(※1) 全国規模大会等の誘致・実施活動及び国内外のトランポリン競技団体との交流により前橋市の交流人口の拡大やスポーツ振興を図り、トランポリン競技によるまちづくりへ繋げることを目的とする団体。

毎年全日本及び東日本大会が前橋市で開催されており、これまでのホストタウン事業は国の特別交付税措置により一部を負担していたが、当交付税がなくなり、前橋市でも令和6年から令和8年で部活動地域移行を進めていくため、令和7年度以降は補助金の見直しを検討している。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

### 037 スポーツ競技大会等運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
スポーツ課	単独	大会等	-	大会等補助金	
交付先名	下記参照				
補助の目的	本市で開催されるスポーツ競技大会に対し、大会運営経費の一部を補助することにより、本市におけるスポーツの普及振興、競技力の向上並びに競技人口の拡大等に寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	段階的に縮小し、競技団体の自主運営を目指す				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	585	585	-	※1 %	※1 %
令和4年度	585	585	-	※1 %	※1 %
令和5年度	585	585	-	※1 %	※1 %

※1：開催される大会ごとに異なり、全件限度額交付しているため記載省略。

### 1. 補助金の概要

前橋市で開催されるスポーツ競技大会運営経費の一部を補助するもの。対象経費は、大会運営に係る費用(会場使用に係る経費、競技費他)である。対象大会、交付金額等は下記のとおり。

#### 【補助金対象大会及び交付額】

交付金額は補助金対象経費に対し、45,000円以内(全て同一)。

対象大会名	
市長杯軟式野球大会	実業軟式野球大会前橋市予選
壮年軟式野球大会前橋市予選	ソフトテニス大会
卓球選手権大会	春季レディースバレーボール大会
少年学童軟式野球大会前橋市予選	少年剣道大会
秋季ジュニアバレーボール選手権大会	少年少女ミニバスケットボール大会
ソフトバレーボール大会	小中学生バドミントン大会
市内駅伝競走大会	

※交付要項より一部抜粋。

## 2. 監査の結果

### (1) 交付対象ごとに補助金額に合理的な差異を設けることについて（意見）D

#### ① 現状及び問題点

大会の開催内容は、小中学生が対象の大会から実業、壮年までと幅広い。一方、交付金額は交付対象経費に対し一律限度額となっている。この点、実業や壮年といった大会は参加者に収入があるため、少年少女、小中学生が参加者たる大会同様に交付限度額を一律とする事は公平性に欠く。

#### ② 改善策

スポーツ大会に対し補助金交付を一律の限度額とするのではなく、開催内容に合わせて、限度額の見直しを検討する事が望ましい。実業、壮年等、収入のある者の大会は自主運営を促すため遡減し、少年少女、小中学生をはじめとした大会の補助限度額を上げるなどが考えられる。

## 038 スポーツ推進委員会運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
スポーツ課	単独	運営	-	スポーツ推進委員 運営事業	
交付先名	前橋市スポーツ推進委員会				
補助の目的	市民へのスポーツの実技指導・助言、スポーツ組織の育成を図るスポーツ推進委員会に対して、事業運営経費の一部を補助することにより、市民の健康保持増進及び本市におけるスポーツの普及振興に寄与することを目的とします。				
今後の補助金交付の考え方	補助額の減額を検討しながら、補助を継続				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	840	504	-	47.83 %	- %
令和4年度	2,050	1,433	-	60.01 %	- %
令和5年度	780	352	-	58.17 %	- %

## 1. 補助金の概要

各地区で開催されているスポーツ行事（地区市民運動会等）の企画・運営、各種生涯スポーツ教室の開催等、大会ボランティアなど、地区のスポーツ大会から市・県等の大きなスポーツイベントへ携わっている団体の運営補助金である。

## 2. 監査の結果

## (1) 個人のユニフォーム代を対象経費にしたことについて（結果）F

## ① 現状及び問題点

令和4年度の収支決算書に「諸支出：ユニフォーム購入費」という名目で1,210,990円(消費税込み)があり、全額当補助金が交付されていた。※令和5年度は少額の子算のみ(実績なし)が計上されていた。

内容を確認したところ、当推進委員が地域活動や研修会等で着用するジャージ代(上

下)、及びポロシャツ代であった(109名分)。4年ごとに新調され、また新規推進委員が加入する度交付している。

補助金の交付目的からして、ユニフォームの有無が運営に支障を来すとはいえない。4年に1度新調するという事が運営にどのような効果をもたらすのかも不明である。また、私的利用可能な物品を補助金対象経費とする事は、財源の多くが市民の税金で賄われている点、市の厳しい財政状況を鑑みると補助金交付は不適切である。

## ② 改善策

補助金対象経費の妥当性を見直し、検討すべきである。

もし、推進活動を積極的に明示したいのであれば、腕章や襷など委員で共有、引き継ぎ可能なもので金額が適当なものを検討する事が考えられる。

039 各種スポーツ大会開催補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
スポーツ課	単独	大会等	各大会による	スポーツ大会 開催支援事業	
交付先名	各種スポーツ競技団体・スポーツ行事实施組織				
補助の目的	本市で開催される各種スポーツ競技大会に対し、大会運営経費等の一部を補助し、本市におけるスポーツの普及振興、競技力の向上及び競技人口の拡大等に寄与すること及び参加者の健康増進を目的とします。				
今後の補助金交付の考え方	補助額の減額を検討しながら、補助を継続				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	4,455	3,212	大会ごとに異なるため省略		
令和4年度	3,790	3,613	大会ごとに異なるため省略		
令和5年度	4,910	5,195	下記参照	下記参照 %	下記参照 %

1. 補助金の概要

前橋市が主催・共催として実施する大会への補助金。令和5年度は計5つの大会に補助金を交付している(下記参照)。

No.	対象事業	予算 (千円)	決算額 (千円)	繰越 金 (千円)	歳入決算 額に占め る市補助 金の割合	市歳入に 占める繰 越金の割 合	対象経費
1	各種赤城南麓 スポーツ交流 会大会	180	180	45	42.38%	24.83%	大会運営に係る費用 ・消耗品費、参加賞 代、印刷製本費、通 信運搬費、会場費 など。
2	赤城山 100 ウ ルトラマラソ ン 2023	1,000	1,000	0	16.34%	0.00%	
3	あかぎ大沼・ 白樺マラソン 大会	2,900	2,900	0	21.93%	0.00%	
4	前橋ウォーキ ングジャンボ リー	200	200	0	38.01%	0.00%	
5	前橋市民軽ス ポーツフェス ティバル	330	330	0	74.83%	0.00%	

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金対象とする大会を整理することについて（意見）C

#### ① 現状及び問題点

上記5大会のうち、赤城山 100 ウルトラマラソン、あかぎ大沼・白樺マラソンは企業協賛、参加者も多く当補助金の目的からしても不合理な点はない。

一方、他の3件は上記2大会に比べると明らかに小規模であり、競技大会というよりイベントに近く、費用対効果がどの程度あるのか客観的に評価し難い。

#### ② 改善策

少額の補助金については、公益性や費用対効果の観点からその必要性を客観的に評価し、継続の可否や集約を検討する事が望ましい。その際、少額の補助金であっても、一定の維持、管理コストが発生している点を考慮する必要がある。

040 前橋市スポーツ協会運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
スポーツ課	単独	運営	-	体育協会運営補助事業	
交付先名	(一財) 前橋市スポーツ協会				
補助の目的	本市のスポーツ競技団体、地域体育団体を統轄している前橋市体育協会を補助することにより、本市におけるスポーツの普及振興、競技力の向上並びに競技人口の拡大等に寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	補助額の減額を検討しながら、補助を継続				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	36,750	31,864		76.24 %	%
令和4年度	36,750	34,497		77.83 %	%
令和5年度	37,460	36,909		84.07 %	%

1. 補助金の概要

前橋市のスポーツ競技団体、地域体育団体を統轄している団体の運営補助金。

対象事業及び経費は下記のとおり。

【対象事業と事業内容】

対象事業	交付金額	対象経費	協会が団体へ補助金を交付する事業に関してはその概要
前橋市スポーツ協会運営	37,460,000円以内	<b>1 事業費</b>	
		・スポーツ振興活用事業	
		・市民スポーツ祭大会費	加盟競技団体(39団体)への補助金

対象事業	交付金額	対象経費	協会が団体へ補助金を交付する事業に関してはその概要
		・ 地区市民運動会大会費	加盟の地区体育協会(23 地区)への補助金
		・ 県民スポーツ大会費	県民スポーツ大会に出場する選手の強化練習費としての補助金。競技団体に交付
		・ スポーツ少年団育成費	スポーツ少年団に加盟の 14 団体が行う大会の補助金
		・ ジュニア育成費	中体連、小体連、市立前橋高校、高体連、が申請し交付する助成金。加盟団体がジュニア向けに初心者教室を開く際は一律の補助金を交付
		・ ジュニアスポーツ環境づくり推進事業	
		・ 地区体育振興費	地区体育協会 23 地区に一律 8 万円交付、運動会以外の行事のための補助金
		・ 地域スポーツ推進事業	
		・ 研修費	
		・ 功労者等表彰事業費	
		・ スポーツ情報発信事業費	
		・ 租税公課	印紙代他
		<b>2 管理費</b>	/
		・ 会議費（懇親会費は除く）	
		・ 旅費交通費	
		・ 人件費・退職共済掛金	
		・ 需用費（消耗品費/車両関係費/光熱水費/印刷製本費/修繕費）	
		・ 役務費（通信運搬費/手数料）	
		・ 委託料・什器備品・租税公課	
		<b>3 積立金</b>	/
		・ 退職積立基金	

※補助金交付要項を監査人加工

## 2. 監査の結果

(1) 実質的に間接補助金であるため担当課で検証すべきであることについて（結果）

F

### ① 現状及び問題点

補助金対象経費における1.事業費のうち、「市民スポーツ祭大会費」をはじめとする6件の事業は複数の団体への補助金交付事業である。

当補助事業は平成18年からの継続事業である。（※継続事業だが、開始年度の明確な記録は残っておらず現状ヒアリングで確認できた事実である。）当事業内容は担当課で把握できておらず、今回の監査で明確化した。

運営補助金として交付しているが、その実態は複数団体への事業補助金の交付であり、間接補助金といえる。また、上記事業に関し協会の交付要項を確認したところ、前橋市の補助金交付要項に酷似した内容であった。

この点、前橋市では間接補助金の運用方針に関する規定等はなく、現状担当課の判断による。間接補助金であれば、担当課で前橋市補助金等交付規則に基づき補助事業の内容、実績等を確認すべきであるが特段検証等はされていなかった。

### ② 改善策

間接補助金に関する規定、実務指針等を設けるべきである。

ただし、実態は市の補助金である以上、直接補助を原則とし、間接補助は例外的かつ限定的な取り扱いとする事に留意しなければならない。

なお、間接補助金の事業実態が前橋市の補助金交付業務と同様である場合は委託契約とすべきか検討する必要がある。

文化スポーツ観光部観光政策課

041 前橋初市まつり事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	令和3年度	初市まつり補助事業	
交付先名	前橋初市まつり実施委員会				
補助の目的	歴史と伝統ある前橋初市まつりを盛大に開催することにより、市内外から誘客を図るとともに、中心市街地や周辺商店街の活性化を図り、もって本市の発展、市勢の繁栄に寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	事業内容、必要性を見極めながら金額の調整を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額 (円)	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和3年度	3,143	3,143	18,298	51.93 %	0.58 %
令和4年度	3,000	3,000	17,764	49.57 %	0.59 %
令和5年度	3,000	3,000	19,747	47.96 %	0.66 %

1. 補助金の概要

前橋三大まつり(※)の一つである初市まつりの事業補助金である。

※前橋三大まつり(新春の「初市まつり」、夏の「七夕まつり」、秋の「前橋まつり」)  
対象事業と対象経費は下記のとおり。

【対象事業及び対象経費】

対象事業	対象経費
前橋初市まつり運営事業	会議費、警備費、需要費、設備費、労務費、備品費、保険料、事務印刷費、広告宣伝費、負担金、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費
交付金額 3,000,000 円以内	

※交付要項より一部抜粋。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金対象経費を明確化することについて（意見）F

#### ① 現状及び問題点

交付要項では、補助金対象経費は多岐にわたるが、対象費目ごとに補助率や上限額があるわけではない。補助金は、収支予算上初市まつり運営に係る収入(前橋市補助金除く)から支出を控除した金額に対して交付されている。この点、運営に係る不足分を充当する算定方法で補助金を交付しており、実質運営補助金に近いといえる。現状、補助対象が不明確であり補助対象経費の妥当性判断ができない。

#### ② 改善策

事業補助金であれば補助金対象経費の費目ごとに補助率や上限額を設けるべきである。

### 042 前橋花火大会事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	-	花火大会補助事業	
交付先名	前橋花火大会実施委員会				
補助の目的	市内外に、観光都市まえばしを印象づけ、市政の振興とイメージアップを図る。				
今後の補助金交付の考え方	事業内容、必要性を見極めながら金額の調整を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額 (円)	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和3年度	10,080	10,080	266,917	90.69 %	3.52 %
令和4年度	9,380	9,380	511,117	17.92 %	5.45 %
令和5年度	9,380	9,380	445,194	13.50 %	4.75 %

## 1. 補助金の概要

毎年8月に利根川大渡橋河川敷で開催される花火大会の事業補助金。令和6年8月の開催で68回を迎えた。対象事業及び対象経費は下記のとおり。

### 【対象事業及び対象経費】

対象事業	対象経費
前橋花火大会運営事業	打ち上げ花火関係費、宣伝費、会議費、警備対策費、イベント関係費、栈敷席設置費、環境整備費、工事費、事務費、消耗品費、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費
交付金額 9,380,000 円以内	

※交付要項より一部抜粋

補助金対諸経費の予算と実績額は下記のとおり。

### 収入の部

(単位：千円)

No.	科目	決算額	予算額	予算増減	摘要
1	前橋市補助金	9,380	9,380	—	4.警備対策費に充当
2	会議所補助金	500	500	—	
3	前橋観光コンベンション協会補助金	100	100	—	
4	前橋市まちづくり公社補助金	100	100	—	
5	協賛金	26,020	27,000	-980	企業協賛・個人協賛
6	栈敷席料	31,570	22,470	9,100	
7	イベント参加費	1,334	1,000	334	
8	雑収入	10	5	5	預金利息他
9	繰越金	445	445	—	前年度からの繰越金
	合計	69,459	61,000	8,459	

### 支出の部

No.	科目	決算額	予算額	予算増減	摘要
1	打上花火関係費	21,290	19,600	1,690	花火代他、開催経費
2	宣伝費	4,348	4,700	-352	公式 HP 更新、上毛新聞掲載
3	会議費	19	58	-39	会議諸経費
4	警備交通対策費	18,183	15,279	2,904	警備費用、DV 線分電盤新調
5	イベント関係費	1,755	1,300	455	飲食物販・協賛ブース関係費
6	栈敷席設置費	18,793	14,370	4,423	有料観覧席設置・運営関係費
7	環境整備費	3,622	5,020	-1,398	清掃費・トイレ設置費等

8	事務費	994	620	374	通信費・消耗品費等
9	雑費	45	53	-8	振込手数料等
	合計	69,049	61,000	8,049	

## 2. 監査の結果

(1) 補助金対象経費の予算設定が具体的項目に基づいていないことについて（意見）F

### ① 現状及び問題点

補助金対象経費は、1.概要のとおりであるが、予算、実績では警備交通対策費に全額が充当されている。交付要項上、対象経費は多岐にわたるが、1費目のみを対象とする事に問題はないのか確認したところ、対象経費科目の内数でみれば特段不備はないとの回答を得た。

交付要項上、対象費目の限定に関する明記はなく、対象経費ごとに補助率や上限額は設定されていない。交付金額 9,380 千円以内であれば、補助事業者の選択により対象経費が選択可能といえる。

この点、補助金予算の設定につき担当課に確認したところ、補助事業者の予算支出額（対象経費総額）から予算収入額（補助金以外）を差し引き、不足する金額を「補助金」として交付する形式で補助金予算を設定していた。対象経費ごとに予算や上限を設定しない場合、補助金額の合理性、妥当性判断は非常に不透明である。

### ② 改善案

事業補助金であれば補助金対象経費の費目ごとに補助率や上限額を設けるべきである。

(2) 補助金対象経費は花火大会の有効性を高めるものとする事について（意見）F

### ① 現状及び問題点

花火大会の収入は協賛金、栈敷席料、イベント参加費で約 85%を占める。令和 5 年に至っては前橋市の補助金の占める割合は約 13.5%程度である。経費の大半は補助金以外の収入で賄えており、自主運営も十分可能といえる。

### ② 改善策

自主運営も十分可能であるが、集客数は多く市内外への宣伝効果も非常に高いといえるため、公益性、有効性の観点から補助金を継続する事に合理性はある。

従って、補助金を継続するのであれば、有効性をより一層高める交付が望ましい。

例えば、打ち上げ花火関係費や広告宣伝費、座席設置費につき来客数増加を目的とした積極的な取り組みを補助対象とするなどが考えられる。

ただし、補助金の予算設定に留意すること。※(1)補助金対象経費の予算設定について(意見)参照。

(3) 消費税課税事業者へ補助金を交付していたことについて（結果）A

① 現状及び問題点

前橋花火大会の実行委員会は免税事業者として補助金を交付していたが、監査の過程で、実行委員会が課税事業者であることが判明した。（人格のない社団として課税事業者であった。）

補助金は警備交通対策費に充てられており、本来、消費税相当額を除いて補助金を交付する必要がある。そのため、過大交付であった可能性がある。

なお、補助金交付申請時に実行委員会に対し消費税課税区分届出書を提出させるようにはなっていなかった。

② 改善策

過大給付であることが明らかになった段階で、仕入税額控除が適用になる者が後ほど判明した場合の取扱いに基づき、返還を求める必要がある。

また、実行委員会など、人格のない社団への補助金交付の際は、消費税仕入控除税額の取り扱いにつき、3. 全般的事項・共通事項に関する監査結果及び意見（4）補助金の消費税につき税抜ベースを基本とすることについて（意見）にて述べた通り、そもそも税抜ベースでの補助金交付とすることも一考である。

043 前橋七夕まつり事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	-	七夕まつり補助事業	
交付先名	前橋七夕まつり実施委員会				
補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七夕まつり開催</li> <li>・中心市街地、周辺商店街の活性化</li> <li>・本市の発展、市勢の繁栄への寄与、観光振興</li> <li>・伝統の継承</li> </ul>				
今後の補助金交付の考え方	事業内容、必要性を見極めながら金額の調整を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額 (円)	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和3年度	9,380	5,360	247,733	87.76 %	4.62 %
令和4年度	8,800	7,400	206,556	91.28 %	2.79 %
令和5年度	8,800	8,800	299,089	78.79 %	3.40 %

1. 補助金の概要

前橋三大まつりの一つである七夕まつりの開催に係る事業補助金。令和6年7月の開催で74回を迎えた。前橋市の中心商店街、JR前橋駅前エリア、広瀬川湖畔緑地エリア、馬場川通りエリアといったエリアで開催される(上記は令和6年度開催エリア)。エリアごとにイベントが開催される。

対象事業と対象経費は下記のとおり。

【対象事業及び対象経費】

対象事業	対象経費
前橋七夕まつり運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七夕まつり費(コンクール関係費用、助成金、本部費、会議費、絵画展費、竹飾り費、保険料、通信費)</li> <li>・宣伝費 ・警備費 ・交通対策費 ・放送設備費</li> <li>その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費</li> </ul>
交付金額 8,800,000 円以内	

※交付要項より一部抜粋

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金対象経費を明確化することについて（意見）F

#### ① 現状及び問題点

交付要項では、補助金対象経費は多岐にわたるが、対象費目ごとに補助率や上限額があるわけではない。補助金は、予算上七夕まつり運営に係る収入(前橋市補助金除く)から支出を控除した金額に対して交付されている。この点、運営に係る不足分を充当する算定方法で補助金を交付しており、実質運営補助金に近いといえる。現状、補助対象が不明確であり補助対象経費の妥当性判断ができない。

#### ② 改善策

事業補助金であれば補助金対象経費の費目ごとに補助率や上限額を設けるべきである。

### 044 前橋まつり事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	-	前橋まつり補助事業	
交付先名	前橋まつり実施委員会				
補助の目的	市民総参加のまつりとして開催し、市民相互の連携と隣人愛を育み、魅力ある前橋づくりと市民生活の向上を図り、地域経済の活性化、市勢の繁栄に寄与する。				
今後の補助金交付の考え方	事業内容、必要性を見極めながら金額の調整を図る。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	20,300	12,900	434	91.99 %	3.36 %
令和4年度	18,880	18,880	571	73.88 %	3.02 %
令和5年度	20,000	24,000	689	77.53 %	2.87 %

#### 1. 補助金の概要

前橋三大まつりの一つである前橋まつりの開催に係る事業補助金。

例年 10 月に開催される。令和 6 年 10 月の開催で 76 回を迎えた。前橋市の中心街(銀座通り、弁天通、中央通りなど)で開催される。主な行事内容は祇園山車、子ども、大人みこしなど。

対象事業と対象経費は下記のとおり。

**【対象事業及び対象経費】**

対象事業	対象経費
前橋まつり運営事業	祇園まつり費、広場行事費、広告宣伝費、警備交通対策費、本部経費、その他市長が必要と認める経費
交付金額	上記の対象となる経費のうち市長の承認を受けた範囲内の額（上限 24,000,000 円以内）とします。

※交付要項より一部抜粋

2. 監査の結果

(1) 補助金対象経費を明確化することについて（意見）F

① 現状及び問題点

交付要項では、補助金対象経費は多岐にわたるが、対象費目ごとに補助率や上限額があるわけではない。収支予算書では、祭礼費、文化交流イベント広場費、鼓笛吹奏楽費、警備費、交通対策費、環境整備費にそれぞれ充当金額が記載されているが、交付金額の上限内であれば、交付先の裁量により決定できる状況である。補助金上限内で、補助対象費目を交付団体が選択できる場合、コスト削減のインセンティブを削ぐおそれもある。

② 改善策

事業補助金であれば補助金対象経費の費目ごとに補助率や上限額を設けるべきである。

## 045 (公財) 前橋観光コンベンション協会運営事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	運営	平成 18 年度	観光コンベンション協会 補助事業	
交付先名	(公財) 前橋観光コンベンション協会				
補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光事業の推進による、本市のイメージ向上。</li> <li>・市内への会議やスポーツ大会など各種コンベンション大会の誘致。</li> </ul>				
今後の補助金交付の考え方	団体の活動内容や必要性を見極めながら金額を調整し補助を行う。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	129,066	117,670	-	92.64 %	- %
令和 4 年度	130,339	148,481	-	71.66 %	- %
令和 5 年度	136,000	134,281	-	58.78 %	- %

## 1. 補助金の概要

公益財団法人前橋観光コンベンション協会は、平成 18 年に前橋市観光協会と財団法人前橋コンベンションビューローが統合し設立されたものである。当初は財団法人だったが平成 25 年に公益財団法人となった(以下、公益財団法人前橋観光コンベンション協会の名称を「協会」として表記する)。

当協会は、前橋市及び周辺地域における観光資源や歴史的・文化的資源を活用し、観光誘客、コンベンション誘致及び開催支援並びに映画・ドラマ等の撮影支援を行うことにより、前橋市及びその周辺における観光及びコンベンションの振興を図る団体であり、市は協会の運営補助金を交付している。主な事業内容、補助金対象経費は下記のとおり。

(1) 補助対象事業及び補助金対象経費

対象事業	対象経費
○コンベンション事業 ・誘致支援事業 ・広報宣伝事業 ・企画調査事業 ・人材育成啓発事業	会議費、旅費、消耗品費、負担金、委託費、助成金、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、奨励費、支援費、交際費、広域観光費、事業費、施設費、借地料、人件費、賃借料、新聞図書費、修繕料、燃料費、保険料、租税公課、備品購入費、謝金、水道光熱費、その他適当と認められる経費
○広報宣伝事業 ・フィルムコミッション事業 ・新たな観光資源開発のための旅行事業 ・観光展・キャンペーンの実施・参加 ・マスコミ説明会・観光キャラバン実施 ・観光資源の広報宣伝 ・旅行業者等の招請、視察受入 ・他団体と連携した広域観光の推進 ・観光案内所の運営	
○観光振興事業 ・まつり行事、イベント等の実施・助成 ・補助金の交付 ・観光振興のための二次交通支援、環境整備	
○法人管理	
交付金額 138,500,000 円以内	

当補助金は、平成 18 年度から長期にわたり継続している。運営補助金であるが、事業内容を確認したところ、細事業数は 51 にも及ぶ（下記表 1、2 参照）。

表 1 【主たる事業と事業数】

分類	細事業数	主な事業
コンベンション事業	1	コンベンション事業のみ
観光振興事業	16	赤城神社参道松並木ウォーキング事業他
広報宣伝事業	34	観光パンフレット作成業務、新道の駅管理業務他
計	51	

※観光政策課より入手した令和 5 年度予算要求書を監査人が集計。観光宣伝事業と広報宣伝事業は両者帰属する案件が 4 件あったため重複して集計した。

事業数が多岐にわたるため、内容を確認すべく補助金算定根拠を入手し内容を査閲した  
(下記表 2 参照)。

表 2【令和 5 年度 公益財団法人前橋観光コンベンション協会 予算要求総括表】(単位：千円)

性質 分類	事業名	令和 5 年度予 算要求 額	左の財源内訳		令和 4 年 度予算額	比較増減	
			前橋市	協会特 財		増減 額	伸び 率
人 件 費	法人会計	15,053	15,053		16,483	-1,430	-8.7%
	コンベンション事業	16,456	16,456		24,110	-7,654	-31.7%
	観光振興事業	30,937	30,937		32,490	-1,553	-4.8%
	広報宣伝事業	33,833	30,937	2,896	32,490	1,343	4.1%
	人件費計	96,279	93,383	2,896	105,573	-9,294	-8.8%
物 件 費	協会運営経費	12,658	7,451	5,207	11,051	1,607	14.5%
	コンベンション事業	16,586	16,586		9,834	6,752	68.7%
	観光パンフレット作成業務	3,410	3,410		3,410	0	0.0%
	協会ホームページ等管理業 務	4,464	0	4,464	4,594	-130	-2.8%
	前橋駅観光案内所運営業務	6,089	6,089			6,089	-
	負担金・補助金・奨励金・ その他の支出金等	3,524	3,524		3,546	-22	-0.6%
	管理経費(新道の駅)	17,607	17,607			17,607	-
	その他	43,731	32,550	11,181	46,018	-2,287	-5.0%
	物件費計	108,069	87,217	20,852	78,453	29,616	37.7%
合計	204,348	180,600	23,748	184,026	20,322	11.0%	

※担当課より入手した資料を監査人が集計、加工したもの。

補助金対象事業は主に人件費、物件費に区別される。

人件費の各事業金額は、協会全体の予算額を形式的に按分(〇〇氏 1/2、その他〇〇氏 1/4 など)した数値である。物件費は、上記表 1 の細事業であり(協会運営経費を除く)、事業単位で直接経費の予算額が積算根拠と共に要求されている。先方の予算要求額に対し担当課が、時宜性の点から廃止や縮小などを協議し、協会独自の収入を除いた金額が補助金対象となる(協会特財が収入)。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業補助金としての管理・交付について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

物件費は細事業に係る直接経費予算額の収支差額が補助金対象経費となるが、協会の人件費や運営経費は考慮されていないため(配賦、集計されていない)、事業単位で本来必要なコストが不明確である。特に人件費、及び物件費に含まれる協会運営経費の合理的評価ができず、事業単位の評価精度が低い状態である。全体として補助金交付額の妥当性評価も困難である。

以上、事業補助金として交付すべきところ、運営補助金として算定されている事が要因といえる。補助金対象経費の根拠資料たる表2をみても「予算要求額」として算定しており、運営予算が申請されている。

なお、平成21年度包括外部監査(テーマ:「外郭団体の財務に関する事務の執行、経営管理及び今後のあり方について」)において、当協会の前身である「前橋観光コンベンション協会」が監査対象となった際、同様の指摘があったが改善されず現在に至っている。

「平成21年度前橋市包括外部監査報告書」P182より一部抜粋

#### (3)事業推進費・管理費の按分計算について

表題について、要項には規定されていないが、本来補助金は公益事業に限定して市が対象団体に支出するものであり、管理費・共通費等は各実施事業に按分して計算する必要がある。特に人件費は金額的に多額であるので、何らかの基準により按分して計算すべきであり、見直す必要がある。

#### ② 改善策

事業補助金としての交付を検討すべきである。人件費や協会運営費などは細事業に合理的に按分するなど、事業単位で本来必要なコストを評価できるように見直す必要がある。

また、事業内容は前橋市の中核事業としての性格が強く、継続年数からすると委託費とすべきか合わせて検討する必要がある。

### (2) 直接費のうち主たる事業費が委託費の取扱いについて（意見）F

#### ① 現状及び問題点

表2物件費の内訳を確認したところ、委託費が80%以上を占めている事業が複数あった(科目は別科目だが実質委託費と確認できたものを含む)。該当事業は下記のとおり。

【委託費割合が80%以上の事業：全て広告宣伝事業】

事業(イベント)名称	要求額(千円)	科目	金額(千円)	委託費割合
前橋フィルムコミッション事業 (観光振興事業・広報宣伝事業)	2,132	委託費	50	96.2%
		委託費	2,000	
		消耗品費他	82	3.8%
ノベルティ作成事業	286	委託費	286	100.0%
観光パンフレット作成業務	3,410	委託費	1,300	100.0%
		委託費	1,230	
		委託費	340	
		委託費	540	
デジタルサイネージ等広報宣伝事業	350	委託費	350	100.0%
前橋駅観光案内所運營業務	6,089	委託費	5,136	84.3%
		賃貸料他	953	15.7%
赤城サイクルプロジェクトサイクルオアシス事業	829	委託費	351	71.0%
		委託費	238	
		消耗品費	240	29.0%
赤城サイクルプロジェクトスタンプラリー事業	637	委託費	574	90.1%
		通信運搬費	63	9.9%
赤城サイクルプロジェクトサイクルーツリズムプロモーション事業	1,000	委託費	1,000	100.0%
赤城サイクルーツリズム業務委託費 ※全体は7,275千円。協会負担が3,504千円。残額を前橋市が補助	3,771	委託費	3,771	100.0%
赤城ーツリズムプロモーションプロジェクト	1,200	委託費	1,200	100.0%
赤城山ーツリズム情報誌 AKAGIFT制作	3,400	委託費	3,355	98.7%
		通信運搬費 他	45	1.3%

※観光政策課より入手した「公益財団法人前橋観光コンベンション協会 予算要求総括表」を監査人加工

上記要求額は、直接経費のみの集計であるため、間接経費(人件費、協会運営費)が集計されていないが、協会の人件費及び運営経費は前述のとおり、ほぼ前橋市の補助金で賄っている。補助金として交付しているが、実態は前橋市の委託事業といえる。この

点、前橋市の補助金交付規則、及び要項上、補助金対象経費の委託費に関する規定等はない。

実態が委託事業であれば、委託契約に沿った手続きが必要と考えられる。

② 改善策

補助金対象経費の委託費に関する取扱いを定めるべきである。

補助対象経費のうち委託費が大半を占めるのであれば、補助金交付団体に委託事業としての契約手続きが必要か、又は必要としない場合はその取扱いも定める必要がある。

(3) 道の駅まえばし赤城の観光案内所受託業務について（意見）D

① 現状及び問題点

道の駅まえばし赤城観光案内所に関する収支内訳は下記のとおり。

※観光政策課より入手した資料を監査人が加工したもの。

支 出			収 入	
項 目	科 目	金額(千円)	項 目	金額(千円)
会議室使用料	会議室	1	受託事業 (観光案内所業務)	11,938
研修参加費等	旅費交通費	68		
電話料金(事務室・ 観光案内所)他	通信運搬費	1,016		
コピー機使用料、 消耗品等購入	消耗品費	943		
道の駅頒布品等	委託費	3,128		
新聞購読料	新聞図書費	44		
火災・総合保険料	保険料	144		
印鑑証明（郵便局 契約用）	雑費	0		
観光案内所職員人 件費	臨時雇用賃金	7,275		
小計 - ①		12,620		
受託事業：収支差額(② - ①)		-682		

道の駅まえばし赤城においては、国・前橋市・PFI事業者が連携（官民連携）して行なう、全国的にも例がない先進的な整備・運営・維持管理手法を実施しているところ、運営は(株)ロードステーション前橋上武が指定管理者となって行っている。そして、観光案内所については(株)ロードステーション前橋上武が協会へ業務委託してい

る。しかし、委託契約の仕様書で、経費の積算が十分ではなく、観光案内所運営に係る諸経費が十分に含まれていなかったことが判明した。

協会の運営費は、ほぼ前橋市の補助金で賄っており、受託費が適切に計算される必要がある。

#### ② 改善策

業務委託契約を見直し、諸経費を精査したうえで受託することが望まれる。なお、受託金額には協会運営費たる間接経費も含めて受託することに留意しなければならない。

### (4) 外郭団体へのOBの就任について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

当協会の現専務理事は、前橋市観光政策課出身（退職時：担当課部長）の者である。当協会の暦年の専務理事を確認したところ、少なくとも平成25年度から現在に至るまで前橋市の元管理職OBが務めていた。

※観光政策課部長が7期（計3名）、会計管理者が4期。（いずれも前橋市役所退職時の役職）

就任は公募したわけではなく、協会と合意の上承諾されていたとの事である。

前橋市のOBが外郭団体の役職に就任する際の規定等を確認したところ、下記の回答を得た。

規定はないものの職員課内の方針として、原則本市から資本出資している団体の役員、館長に対して退職者の紹介は行わないこととしている。また、このようなポストは公募により募集してもらうよう要請している。ただし、公募などで適任者が見つからない場合は別途協議する。

また、運営費補助など財政的に支援している団体は、団体からの紹介要請があった場合にのみ退職者の紹介を行う方針。

協会は前橋市が資本出資している団体である。

公募により募集していない上、現在の担当課の元部長が補助金交付団体を統括する役職である点、補助金を交付するにあたり社会通念上、公平性、公正性が担保されているのか不透明である。

#### ② 改善策

前橋市の元職員の外郭団体への就任については、規定やガイドラインを設ける事が望ましい。

(5) 補助金交付団体を経由した補助金の交付について（意見）F

① 現状及び問題点

表2.物件費内訳の「負担金・補助金・奨励金・その他支出等」は、他の事業(団体)への補助金交付である。交付先を確認したところ下記相手先が確認された。

【令和5年度収支決算書より一部抜粋・加工】

対象事業	前橋観光コンベンション協会からの補助金(千円)	前橋市からの補助金(千円)	先方計上科目
前橋初市まつり	1,300	3,000	負担金(補助金)
七夕まつり	100	8,800	補助金
前橋まつり	100	24,000	補助金
前橋花火大会	100	9,380	補助金

上記は全て前橋市から直接補助金交付を受けている事業であるが、協会の「負担金・補助金・奨励金・その他支出等」の財源は全て前橋市からの補助金であるため、実態は同協会を経由した前橋市からの補助金交付である。両者補助金である以上、協会を経由して補助金を交付する合理性に乏しく、手続き全体としても不明瞭である。

② 改善策

前橋市が補助金を交付している事業については、他の補助金交付団体を経由した補助金は廃止し、前橋市からの補助金のみで統一、管理すべきである。

## 046 赤城山観光連盟事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	平成 23 年度	赤城公園整備促進事業	
交付先名	赤城山観光連盟				
補助の目的	前橋市の観光を代表する、赤城山大洞地区の魅力向上及び観光産業の発展のため、同地区の観光事業者が行う魅力の増進、おもてなしや誘客に向けた取組みについて支援し、誘客増加を目指す。				
今後の補助金交付の考え方	大洞地区の観光事業者の新たな事業の育成のために補助金は交付する。事業内容や必要性を見極めながら、金額（補助率等）を調整していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	691	374	-	49.93 %	- %
令和 4 年度	643	158	-	46.75 %	- %
令和 5 年度	643	158	-	33.33 %	- %

## 1. 補助金の概要

赤城山大洞地区の魅力向上観光産業発展のため、同地区観光業者で組織される団体の事業を支援するもの。令和 4 年、5 年度は主にツツジ開花時期の周辺警備費のみの補助となり少額であった。令和 7 年度には群馬県による新設の大沼キャンプフィールドや赤城ランドステーションがオープン予定であることもあり、観光連盟の活動もこれまで以上に活発になることが予想される。対象事業及び対象経費は下記のとおり。

## 【対象事業及び対象経費】

対象事業	対象経費
「赤城山観光連盟」が行う事業のうち、 ① 赤城山総合観光案内所周辺への交通誘導員配置 ② 赤城山頂でのモミジの植樹 ③ 赤城大沼の湖面利用適正化	①白樺牧場及び赤城山総合観光案内所周辺のレンゲツツジ開花期間中の交通渋滞緩和のため交通誘導員配置経費（補助率 1/2） ②モミジの植樹に伴う苗木購入、植樹管理の経費（補助額上限：247,000 円）

	③湖面の適正な管理、監視、安全利用のために必要な物品等の消耗品費、備品購入費、委託費、印刷製本費(補助率 2/3)
上記対象事業費とし、補助金の上限額を 643,000 円とする。	

※交付要項より一部抜粋・監査人加工

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

### 047 前橋 O N S E N ・ ガス ト ロ ノ ミ ー ツ ー リ ズ ム 実 行 委 員 会 事 業 補 助 金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	令和 2 年度	観光宣伝事業	
交 付 先 名	前橋 O N S E N ・ ガス ト ロ ノ ミ ー ツ ー リ ズ ム 実 行 委 員 会				
補 助 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな観光ルート創出・普及活動</li> <li>・ 県内外からの新たな観光客の誘客を図る</li> <li>・ 地域と連携した、維持可能な地域経済の活性化</li> </ul>				
今後の補助金 交付の考え方	交付先団体を取り巻く経済環境を踏まえ、収支状況や決算状況等を考慮しながら、補助金額等を検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	90	700	288	46.35 %	31.97 %
令和 4 年度	800	800	282	46.89 %	35.29 %
令和 5 年度	800	800	224	47.28 %	28.05 %

## 1. 補助金の概要

前橋 O N S E N ・ ガス ト ロ ノ ミ ー ツ ー リ ズ ム 実 行 委 員 会 が 開 催 す る 温 泉 を 含 め た 地 域 資 源 ・ 特 産 物 ・ 歴 史 風 土 を、ウオーキングなどで体感する事業への補助金。約 200 名でグループ別にコースをウオーキングしてまわる。参加費は 4,000 円/人(令和 5 年

度)。対象事業及び対象経費は下記のとおり。

【対象事業及び対象経費】

対象事業	対象経費
前橋ONSEN・ガストロノミーツーリズム実行委員会活動費	消耗品費、委託料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、事業費、賃借料、修繕費、燃料費、保険料、備品購入費、手数料、その他適当と認められる経費
800,000 円以内	

2. 監査の結果

(1) 繰越金が多めに推移していることについて（意見）D

① 現状及び問題点

令和2年度からの開始であるが、直近3年は市補助金に占める繰越金の割合は3年平均で30%を超えている。

② 改善策

補助金交付金額の妥当性を検討する事が必要である。

(2) 補助金対象経費について（意見）F

① 現状及び問題点

交付要項上、補助金対象経費について下記の記載がある。

補助対象者は、収支予算書や収支決算書の摘要欄に明記するなどして、補助金の充当先経費を明確にわかるようにした上で事業を行わなければなりません。

補助金対象経費は多岐にわたるが要項上対象費目ごとに補助率や上限額があるわけではない。補助金対象経費の費目であれば交付先の裁量で決定できる状況といえる。本件は摘要上「事業費内提供飲食品買い上げ費用、温泉入浴券」が充当先として明記されているが、前橋市が要項上それぞれ補助率や上限を設けていないため、補助金対象経費の妥当性や評価が曖昧である。補助金上限内で、補助対象費目を交付団体が選択できる場合、コスト削減のインセンティブを削ぐおそれもある。

② 改善策

事業補助金であれば補助金対象経費の費目ごとに補助率や上限額を設けるべきである。

048 ようこそまえばしを進める会運営事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	平成 19 年度	ようこそまえばし 推進事業	
交付先名	ようこそまえばしを進める会				
補助の目的	名物料理の創出・普及活動、観光ルートの策定、産業観光の開発、観光ボランティアガイド発掘・育成及びキャラクターを活用した観光PRを行う				
今後の補助金交付の考え方	自主財源の確保を中心に活動を進めていくよう指導しながら、事業が軌道にのるまでの間について交付する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	2,660	2,400	447	65.44 %	16.79 %
令和4年度	2,400	2,400	783	60.74 %	32.61 %
令和5年度	2,400	2,400	950	50.92 %	43.82 %

補助金等台帳上は事業補助金だが、補助金一覧では運営補助金である。

1. 補助金の概要

「ようこそまえばしを進める会」は民間を主体に官民連携して前橋市への来訪者のおもてなしを実現することを目的に設立された組織である。当組織が開催する事業に対し補助金を交付するもの。近年は、「T-1 グランプリ」が主要な事業であった。当事業は令和6年度から前橋観光コンベンション協会へ事業が引き継がれ、同コンベンション協会により事業運営されている。対象事業費目は下記のとおり。

対象事業	対象経費
管理費	消耗品費、会議費
事業費	報償費、旅費、消耗品費、委託料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、事業費、賃借料、修繕費、燃料費、保険料、備品購入費、手数料、負担金、

	その他適当と認められる経費
交付金額 2,400,000 円以内	

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金対象経費について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

交付要項では、補助金対象経費は多岐にわたるが、対象費目ごとに補助率や上限額があるわけではなく、全体で上限を設けた上で補助金を交付している。収支決算上、「T-1 グランプリ事業費、グルメブック作製委託料に充当」と明記されているが、補助金対象経費の費目であれば交付先の裁量により決定できる状況である。この点、費目単位で補助金額の妥当性評価ができない。補助金上限内で、補助対象費目を交付先が選択できる場合、コスト削減のインセンティブを削ぐおそれもある。

#### ② 改善策

事業補助金であれば補助金対象経費の費目ごとに補助率や上限額を設けるべきである。

049 前橋市物産振興協会運営事業補助金

担当課	分類	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	昭和 53 年	物産館運営補助事業	
交付先名	一般社団法人前橋市物産振興協会				
補助の目的	一般社団法人前橋市物産振興協会に対して補助することにより、前橋市域の物産を広く宣伝、販売促進することはもとより、本市のイメージを向上させ、市内外から誘客を図り、もって地域経済の活性化、市勢の繁栄に寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	団体の活動内容や必要性を見極めながら、金額を調整し補助を行う。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	4,300	4,300	1,790	12.78 %	41.62 %
令和4年度	4,300	4,300	3,047	9.20 %	70.87 %
令和5年度	4,300	4,300	1,811	8.47 %	42.13 %

1. 補助金の概要

昭和 53 年 4 月に任意団体「前橋市物産振興協会」（以下、協会）を設立。前橋市における各種物産（観光土産品を含む）の販路開拓、品質の改善及び生産の増強を図り、もって前橋市産業経済の振興に寄与することを目的とする（協会 HP より）。令和 4 年 4 月に任意団体から「一般社団法人前橋市物産振興協会」として法人化した。

当法人の事業経費を補助金対象とするもの。一般会計（協会の総務部門）と常設会計（物産館運営）に別れており、それぞれ下記が対象経費となっている。

【補助金対象経費】 交付要項より一部抜粋

対象事業	対象経費
一般会計事業	派遣料、人件費、委託料、旅費、需用費、備品費、賃借料、展示室整備費、会議費、宣伝費、印刷製本費、物産展テント設置料、開発費、研修費、負担金、諸支出金、予備費、その他前橋市物

	産振興協会運営に係る経費
常設会計事業（物産館関係）	派遣料、旅費、需用費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、賃貸料、保守料、工事費、修繕費、宣伝費、販売促進費、装飾費、減価償却積立費、光熱水費、商品減耗費、雑費、手数料、予備費、その他物産館運営（オンラインショップ運営含む）に係る経費
交付金額 4,300,000 円以内	

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金対象経費について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

補助金対象経費は、上記のとおり多岐にわたるが先方予算では一般会計のみを対象とし、当予算を基に補助金を交付していた。予算書の概要は下記のとおり。

【令和5年度収支予算書】 (単位：千円)

収入	一般会計	常設会計
売上手数料		24,259
事業収入		1,500
会費	1,700	
業務委託		5,136
補助金	4,360	0
助成金	50	0
その他	2,712	6,181
収入合計	8,822	37,076
支出	一般会計	常設会計
管理費	7,684	17,999
事業費	1,138	19,077
支出合計	8,822	37,076

※令和5年後収支予算書を監査人が加工

常設会計の規模が圧倒的に大きいため、一般会計のみを対象とする理由につき確認したところ、「一般会計は団体の総務を担っているため、財源として会費収入以外の安定的な収入が見込めないため不足する分を補助金交付している」との回答を得た。

当補助金は事業補助金として交付しているが、補助対象経費が費目単位で明確化されていない。この点、交付金額の算定根拠からは運営補助金ともいえるため、事業実態、

交付要項に即しているのか不明確である。また、一般社団法人全体では市の補助金に占める繰越金の割合が3ヵ年平均で50%を超えており、補助金額が高額であった可能性が高い。

加えて、令和5年度の正味財産増減計算書を作成するにあたり、従来一般会計の人件費として計上されていた人件費の中に常設会計(収益事業)相当が含まれている事が判明した。

以上、補助金額の合理性に欠ける点が多い。

## ② 改善策

一般会計のみを対象とするのではなく、一般社団法人全体として補助金交付額の検討をすべきである。その際、不足額を補填するのではなく、補助金対象経費を明確化し、費目単位で補助率や上限を設けるべきである。なお、自主運営可能であれば自主運営も検討すべきである。

## (2) インセンティブの妥当性について (意見) D

### ① 現状及び問題点

協会の入居している物件については JR 東日本の関連会社である「アトレ」から前橋市が賃貸しているが、協会への貸付は公益性が高く協会に無償で貸し付けている。

一方、前橋市は物産館の運営を委託しているが、事業収入があれば相応の負担を求めべきものとして、物件の賃借料相当額として5%のインセンティブを前橋市へ支払っている。5%の根拠を確認したところ、過去からの継続しているものであり根拠等は不明であった。

### ② 改善案

インセンティブ(家賃相当)として受け取るのであれば、近隣相場と比較し、著しく低い(高い)賃料になっていないか検討すべきである。なお、料率の根拠は根拠資料として保管すべきである。

050 前橋・赤城スローシティ地域づくり推進事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
観光政策課	単独	事業	令和3年度	スローシティ推進事業	
交付先名	民間事業者・団体等				
補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スローシティ地域づくりの推進</li> <li>・赤城山ツーリズムの推進</li> <li>・スローシティ理念に沿った自主的・主体的な取組の支援</li> </ul>				
今後の補助金交付の考え方	交付先団体の事業内容、収支状況や決算状況等を考慮しながら、補助金額等を検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	8,000	5,807	下記参照	%	%
令和4年度	8,000	6,271		%	%
令和5年度	8,000	6,278		%	%

1. 補助金の概要

「スローシティ地域づくり」を進めるとともに、地域と協働し、地域資源を活かした取り組みにより交流人口の拡大を図る「赤城山ツーリズム」の推進に寄与する、民間事業者・団体の取り組みを補助するもの。

前橋市は平成29年5月にスローシティ国際連盟へ加盟し(宮城県気仙沼市に次いで2番目の加盟)、推進活動に取り組んでいる。

計5団体への補助金である。詳細は下記のとおり。

なお、1事業に係る補助金の上限額は200万円であり(下限額は20万円)、上記合計予算の範囲内で補助し、上限に達した時点で終了となるため、「当初予算額」は空欄としている。

① AKAGI WHITE WEEK

自然豊かな赤城山のイメージアップと、赤城山及び赤城山周辺地域の観光客の増加並びに産業振興と地域の活性化を図ることを目的としている。

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上				
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合		市補助金に占める繰越金の割合	
令和3年度	-	408	597	22.18	%	22.18	%
令和4年度	-	547	-	55.29	%	-	%
令和5年度	-	550	49	44.32	%	8.98	%

## ② 上毛芸術線

前橋と桐生を結ぶ上毛電鉄の駅などと、その延長上に会場を設置するローカルな芸術祭。

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上				
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合		市補助金に占める繰越金の割合	
令和3年度	-	-	-	-	%	-	%
令和4年度	-	-	-	-	%	-	%
令和5年度	-	412	-	38.9	%	-	%

## ③ AKAGI 柵祭り

赤城山の秋・自然の魅力を様々なキャンプコンテンツを通じて、広く発信するため、前橋市赤城少年自然の家を拠点とする「AKAGI 柵祭り」を開催し、当該地域の魅力創造、シビックプライドの醸成を目的とするもの。

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上				
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合		市補助金に占める繰越金の割合	
令和3年度	-	-	-	-	%	-	%
令和4年度	-	-	-	-	%	-	%
令和5年度	-	205	-	54.7	%	-	%

## ④ ウインドミルフェスティバル

街のブランドづくり、イメージづくり、街の知名度向上、地域住民や街の利用者へ楽しむ場の提供、街の活性化、街への集客を目的とし、長年にわたり開催してきた文化や芸能

等も大切にして開催するもの。

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上				
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合		市補助金に占める繰越金の割合	
令和3年度	-	-	-	-	%	-	%
令和4年度	-	975	34	59.67	%	3.47	%
令和5年度	-	1,160	138	56.31	%	12.36	%

⑤ 赤城山らんたん祭り

富士見ゆかりの羽鳥又男と台湾の繋がりを伝えるとともに、自然豊かな赤城山のイメージアップと、赤城山及び赤城山周辺地域の観光客の増加並びに産業振興と地域の活性化を図るもの。

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上				
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合		市補助金に占める繰越金の割合	
令和3年度	-	-	-	-	%	-	%
令和4年度	-	1,999	133	73.73	%	6.64	%
令和5年度	-	2,000	89	64.15	%	4.4	%

⑥ 赤城南面クラフトフェア

消費者が一般の流通ルートで接する機会の無い木工、金工、陶芸、ガラス工芸、染色等々の作家を一堂に会し、そのオリジナル作品を作家自身による展示、販売でユーザーとの出会いや会話を楽しみながらお気に入りの唯一品を探してもらうため、クラフトフェアを開催するもの。また、サイクリングイベントを同時開催し、地域と協同した地域資源の活用や地域に愛されるイベントを目指すもの。

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上				
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合		市補助金に占める繰越金の割合	
令和3年度	-	391	70	32.18	%	17.93	%
令和4年度	-	2,000	-	58.82	%	0	%
令和5年度	-	2,000	-	57.54	%	-	%

## 2. 監査の結果

### (1) スローシティ推進について（意見）C

#### ① 現状及び問題点

現在日本でスローシティ国際連盟へ加盟しているのは宮城県気仙沼市と前橋市のみである(2024年11月現在)。また、スローシティの国内普及を推進する任意団体として「スローなまちづくり全国推進委員会」があるが、こちらも現在正会員は同2市のみであり、国内認知度が高いとはいえない。もともと海外発祥の活動であるため、推進するにあたり市民の認知度が重要であるが、前橋市ではスローシティに関し市民全体を対象とした意識調査等は実施されておらず、補助金による支援効果が不透明な状況である。

#### ② 改善策

全国的に知名度の高い活動とは言い難く、市民理解を十分得る必要がある。補助金は市民の税金により賄われている以上、少なくとも市民の認知度や意識調査をし、補助金の予算規模へ反映する事が望まれる。

福祉部社会福祉課

051 民生委員児童委員連絡協議会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
社会福祉課	単独	運営	-	民生委員児童委員活動支援事業	
交付先名	前橋市民生委員児童委員連絡協議会				
補助の目的	行政と市民のパイプ役である民生委員児童委員の円滑遂行や、事業強化を図るための補助金を交付するもの。				
今後の補助金交付の考え方	地域福祉の推進に関して大いに期待される民生委員の活動をサポートする団体に補助することは、今後の民生委員活動において重要であるため、補助金を交付することは適当と思われる。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	450	450	605	5.3 %	134.5 %
令和4年度	450	450	1,445	4.6 %	321.2 %
令和5年度	450	450	951	5.5 %	211.4 %

1. 補助金の概要

行政と市民のパイプ役である民生委員児童委員の活動の円滑な遂行や、地域福祉事業の強化を図るため、前橋市民生委員児童委員連絡協議会に対し交付される補助金。令和6年度から民生委員手帳の購入が前橋市から協議会の負担となったため、令和6年度補助金当初予算額が821,000円に増額された。

前橋市には本補助金の対象となる「前橋市民生委員児童委員連絡協議会(以下、市民児協という。)」と「前橋市地区民生委員児童委員協議会(以下、地区民児協という。)」と名称の似通っている2つの協議会がある。

市民児協は任意組織であり、地区民児協は法定組織で民生委員法第20条を設置の根拠

としている。市民児協は地区民児協の上部団体ではないが、群馬県民生委員児童委員協議会からの連絡の窓口となっており、民生委員・児童委員の活動において必要な組織である。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

なお、市補助金に占める繰越金の割合は100%を超えているが、繰越金が大きく減少する年度もある。資金不足で民生委員活動のサポートを円滑に行えない事態を回避するため、現状の繰越金残高は問題ないとする。

### 052 前橋市地区民生委員児童委員連絡協議会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
社会福祉課	単独	運営	—	民生委員児童委員活動支援事業	
交付先名	前橋市地区民生委員児童委員協議会				
補助の目的	民生委員児童委員の活動の円滑な遂行や地域福祉事業の強化を図り、もって、本市の福祉サービスを推進するため、前橋市地区民生委員児童委員協議会に対し、補助するもの。				
今後の補助金交付の考え方	地域福祉の推進に関して大いに期待される民生委員であり、今後も活動を支援する必要があるため、補助金を交付することは適当と思われる。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	68,599	67,251	3,465	88.7 %	5.1 %
令和4年度	69,549	68,053	3,551	86.3 %	5.2 %
令和5年度	69,550	68,325	4,610	86.3 %	6.7 %

## 1. 補助金の概要

行政と市民のパイプ役である民生委員児童委員の活動の円滑な遂行や地域福祉事業の強

化を図り、前橋市の福祉サービスを推進するため、前橋市地区民生委員児童委員協議会に対し交付される補助金。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金交付の対象となる事務(事業)及び対象経費について (意見) E

#### ① 現状及び問題点

補助金交付要項(以下、要項という。)において、対象経費の内容は良く精査されていたが、対象事業に関して不整合な実績報告が散見された。補助金が交付されるかは対象経費かどうかで判断されるが、要項と実績報告の整合性を担保する必要がある。また、実績報告を見ると子育てサロンへの補助金が記載されていた。子育てサロンは、地区民児協内の事業であるため活動費もしくは事業費に該当する支出となると思われる。

#### ② 改善策

地区民児協内の事業である子育てサロンに関する支出の報告方法に関して、対象となる地区民児協に指導を行い、適切な実績報告がなされるようにされたい。

### (2) 実績報告が純額でなされていたことについて (意見) E

#### ① 現状及び問題点

イベントを主催した地区民児協の実績報告において、イベント収支の総額でなく、純額である不足分のみが実績報告に記載されていた。

#### ② 改善策

資金の動きが明確に把握できるようイベント等が実施された場合の実績報告は、総額にて報告するよう指導をされたい。

## 053 前橋市社会福祉協議会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
社会福祉課	単独	運営	昭和 26 年度	社会福祉協議会補助事業	
交付先名	社会福祉法人前橋市社会福祉協議会				
補助の目的	前橋市の地域福祉活動推進のため、前橋市社会福祉協議会の円滑な運営を支援（補助）する。				
今後の補助金交付の考え方	地域福祉活動の水準を保つには行政支援が不可欠であり、円滑な運営を図るため、補助金を交付することは適当である。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	255,689	236,474	251,853	12.5 %	106.5 %
令和 4 年度	260,000	230,466	260,367	12.7 %	112.9 %
令和 5 年度	250,000	232,880	246,246	12.9 %	105.7 %

## 1. 補助金の概要

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という。)の運営及び活動に対し補助を行うことを目的として交付される補助金。社会福祉協議会の社会福祉事業のうち総務課、地域福祉課、生活支援課の各拠点区分に係る事務費及び事業費を対象とする。

## 2. 監査の結果

## (1) 補助金交付要項と実際の補助対象経費の整合性について（意見）A

## ① 現状及び問題点

「令和 5 年度社会福祉法人前橋市社会福祉協議会補助金交付要項」によると、交付対象は事務費及び事業費となっているが、社会福祉協議会から提出された概算払い理由書によると、職員の人件費として交付を受けているとの記載があった。補助金交付要項と実際の補助対象経費の整合性が取れていない。

## ② 改善策

補助金交付要項の内容の再検討及び補助事業者との擦り合わせを行う必要がある。なお、本補助金に関し、令和7年度予算において、運営補助金から事業補助金へ切り替える検討が行われており、事業補助金となれば上記不整合も解消すると思われる。

また、市補助金に占める繰越金の割合は100%を超えており、運営補助金から事業補助金への切り替えの中で検討されたい。なお、令和6年度の市補助金に占める繰越金の割合は53.5%になる見込みであり、団体の歳出決算額の規模を鑑みると、円滑な地域福祉活動を維持するため現状の繰越金残高は問題ないと考える。

## (2) 提出された書類内で金額が不整合であることについて（意見）A

### ① 現状及び問題点

社会福祉協議会から提出された「令和5年度 総務課・地域福祉課・生活支援課拠点区分精算書」において、合致すべき数値が1円ずれた書類が提出されており、担当課において提出書類の数字がずれている事実を把握していなかった。

### ② 改善策

今回は1円のずれであり、補助金への影響も生じない誤りであったが、書類間の整合性や突合すべき金額は明確にし、確実に指摘できるよう担当課内で業務のマニュアル化等を推進する必要がある。特に社会福祉法人は、報告書類の種類も多く、どの書類のどの箇所をチェックすべきかと明確にしておくことは重要である。

## 054 群馬県中国残留帰国者協会前橋支部補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
社会福祉課	単独	運営	-	中国残留帰国者協会 補助事業	
交付先名	群馬県中国残留帰国者協会前橋支部				
補助の目的	中国帰国者及びその家族に対する生活相談、地域の人々との文化交流等を行うことにより、日本社会への円滑な自立を促進するための活動に対し補助金を交付する。				
今後の補助金交付の考え方	帰国者数はここ数年横這い状態で今後増加することはないと思われ、会の所期の目的が達成されているかどうか毎年判断し県及び関係者の意見も踏まえサンセットの方向で進めていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	220	150	-	100.0 %	- %
令和4年度	150	150	-	100.0 %	- %
令和5年度	150	150	-	100.0 %	- %

## 1. 補助金の概要

中国残留帰国者及びその家族に対する生活相談、地域の人々との文化交流等を行うことにより、日本社会への円滑な自立を促進するための活動に対し交付される補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 055 前橋市地区更生保護女性会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
社会福祉課	単独	運営	-	更生保護女性会補助事業	
交付先名	前橋市地区更生保護女性会				
補助の目的	更生保護行政を推進する組織として、地域社会の犯罪防止と女性の立場で青少年の健全なる保護育成に努め、非行少年の補導保護に努めるなど公益的な活動への補助。				
今後の補助金交付の考え方	保護司活動に奉仕する立場で犯罪者及び非行に至った者に対する更生保護活動を実践し、地域の安全に貢献しており、更生保護行政に寄与している。「社会の母」として愛情あふれる活動は明るい社会の実現に有効であり、今後も積極的に支援していきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	225	225	398	13.0 %	177.0 %
令和4年度	225	225	219	12.4 %	97.4 %
令和5年度	225	225	159	11.3 %	70.8 %

## 1. 補助金の概要

女性の立場から、「社会の母」として地域社会の犯罪予防と更生保護の諸活動や保護司やBBS会の活動に奉仕するための事業に対し交付される補助金。

## 2. 監査の結果

## (1) 補助金交付要項に事業と関係がない記載があることについて（意見）E

## ① 現状及び問題点

令和5年度前橋地区更生保護女性会補助金交付要項において、「サポートセンター管理に要する経費」等、交付先が行う事業と関係のないものが記載されていた。

## ② 改善策

補助金交付要項の内容の見直しを行い、現在の状況にあった交付要項に修正すべきである。

## 056 群馬県遺族の会前橋市連合支部補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
社会福祉課	単独	運営	-		
交付先名	群馬県遺族の会前橋市連合支部				
補助の目的	戦没者の遺族に対する援護、国内外戦跡慰霊巡拝、戦争の悲惨さを後世に語り継ぐ等、我が国の恒久平和教育及び戦没者追悼等公益事業の推進に当該団体が寄与しているため。				
今後の補助金交付の考え方	①戦没者援護②慰霊巡拝事業③戦没者追悼式④平和教育の実施について限定的に補助対象とする。政教分離を厳守し、靖国神社・護国神社関係の事業に関しては、補助対象としていない。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	450	267	247	28.7 %	54.9 %
令和4年度	450	450	342	28.4 %	76.1 %
令和5年度	450	450	181	28.4 %	40.3 %

## 1. 補助金の概要

戦没者遺族の福祉増進、援護、戦没者等の顕彰及び慰霊等、関係団体との緊密なる連携により戦没者遺族に対する福祉施策の充実のための活動に対し交付される補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 057 前橋市保護区保護司会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
社会福祉課	単独	運営	—	保護司会運営補助金	
交付先名	前橋市保護区保護司会				
補助の目的	更生保護行政の担い手としての、犯罪予防活動・社会を明るくする運動・更生保護活動・市民の安全安心を守る支援活動・犯罪被害者等支援活動への補助。				
今後の補助金交付の考え方	犯罪及び非行に至った者に対する更正活動を通じ、市民の地域の安全に多大な貢献をしており、前橋市の更生保護行政に寄与している。また、保護司個々の人的資源も青少年育成や社会教育の場など多彩に活用されているため、今後とも積極的に支援していきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	900	900	638	27.1 %	70.9 %
令和4年度	900	900	447	31.3 %	49.6 %
令和5年度	900	900	91	24.9 %	10.1 %

## 1. 補助金の概要

犯罪のない明るい社会づくりのために、罪を犯した人たちの立ち直りを助けるための更生保護事業に対し交付される補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

福祉部長寿包括ケア課

058 老人クラブ連合会補助事業運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
長寿包括ケア課	補助	運営	昭和 39 年度	老人クラブ連合会補助事業	
交付先名	前橋市老人クラブ連合会				
補助の目的	前橋市老人クラブ連合会の円滑な運営を促進し、高齢者の生きがいと社会参加を進めることを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	団体が存続する限り継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	9,666	8,832	3,445	43.5 %	39.0 %
令和 4 年度	9,676	7,886	3,488	42.2 %	44.2 %
令和 5 年度	9,341	8,731	2,427	48.7 %	27.8 %

1. 補助金の概要

高齢者の社会活動の促進と老人クラブ活動に対する指導及び自主事業を行う前橋市老人クラブ連合会の事業運営に対し交付される補助金。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 059 高齢者補聴器購入費助成金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
長寿包括ケア課	単独	事業	令和4年度	高齢者補聴器購入費助成事業	
交付先名	個人				
補助の目的	加齢等により聴力機能が低下し、他者とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加を促すとともに、認知症の予防の一助とする。				
今後の補助金交付の考え方	対象者数の把握等に努めながら、引き続き補助を検討する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	1,000	725	-	- %	- %
令和5年度	1,000	1,371	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

加齢等により聴力機能が低下し、他者とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加を促すとともに、認知症の予防の一助となるよう交付する補助金。

前橋市市内に居住し、条件を満たした65歳以上(申請日時点)の方が対象となる。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 060 単位老人クラブ補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
長寿包括ケア課	補助	運営	昭和 38 年度	単位老人クラブ補助事業	
交 付 先 名	単位老人クラブ				
補 助 の 目 的	単位老人クラブの育成を奨励し、高齢者の社会参加活動の促進と高齢者福祉の充実を図る。				
今後の補助金 交付の考え方	団体が存続する限り継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	24,714	22,013	24,430	22.1 %	110.9 %
令和 4 年度	22,648	18,596	30,116	20.1 %	161.9 %
令和 5 年度	18,000	17,357	28,919	18.6 %	166.6 %

## 1. 補助金の概要

単位老人クラブの育成と活動を推奨し、高齢者の社会参加活動の促進と高齢者福祉の充実を図ることを目的として、単位老人クラブに対し交付される補助金。

補助金の対象となる経費は、単位老人クラブの行う活動のうち、教養向上活動、健康増進活動又は社会奉仕活動に必要な賃金、謝金、旅費、消耗品費、食料費、通信運搬費、使用料、賃貸料及び備品購入費となる。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

なお、市補助金に占める繰越金の割合は 100%を超えているが、毎年度会員数の減少によって、決算額は減少してきている。また、単位老人クラブは 161（令和 6 年 4 月 1 日現在）現在あり、1 クラブあたりの繰越金は平均 180 千円となり、現状の繰越金残高は問題ないと考える。

## 061 老人福祉施設等大規模改修補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
長寿包括ケア課	単独	建設	—	老人福祉施設等大規模改修事業	
交付先名	社会福祉法人				
補助の目的	老人福祉施設において、老朽化した施設の改修等の工事に要する費用の一部を補助することで、利用者の生活環境の改善を行い、もって老人福祉の向上を図る。				
今後の補助金交付の考え方	適切な施設改修意向の把握を継続的に行い、補助を検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	21,100	19,205	-	- %	- %
令和4年度	20,000	-	-	- %	- %
令和5年度	20,000	32,000	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

前橋市の既存の老人福祉施設等において、老朽化した施設の改修や入居者が日常生活を営む上で必要な設備等に支障があるため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事を行う場合、当該改修工事に要する費用の一部を補助することにより利用者の生活環境の改善等を行い、老人福祉の向上を図るために交付される補助金。

対象となる施設は下記の通りである。

- ① 養護老人ホーム
- ② 特別養護老人ホーム
- ③ 軽費老人ホーム

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 062 シルバー人材センター事業運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
長寿包括ケア課	単独	運営	昭和 56 年度	シルバー人材センター支 援事業	
交 付 先 名	公益財団法人 前橋シルバー人材センター				
補 助 の 目 的	高齢者の任意的な就業機会を提供する公益社団法人前橋市シルバー人 材センターの運営に対し、補助金を交付する				
今後の補助金 交付の考え方	団体が存続する限り事業継続とするが、今後は、団体に自主財源の確 保を図ってもらい、補助金交付額は徐々に縮小していく方向。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	29,700	29,700	-	6.3 %	- %
令和 4 年度	29,700	29,700	-	6.1 %	- %
令和 5 年度	29,700	29,700	-	5.7 %	- %

## 1. 補助金の概要

高齢者の任意的な就業機会を提供する公益社団法人前橋市シルバー人材センターの運営  
に対し交付される補助金。

対象となる経費は、前橋市シルバー人材センターが受託事業等の普及及び拡大を図るた  
めに必要な事務局職員の人件費である。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 063 軽費老人ホーム事務費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
長寿包括ケア課	単独	運営	平成 21 年度	軽費老人ホーム事務費補助事業	
交付先名	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人				
補助の目的	社会福祉法人が運営する軽費老人ホームについて低所得階層に属する老人で身寄りのない者を入所させ、老人福祉の向上を図るために利用料のうち事務費の一部を減免した場合に事務費の一部を補助するもの。				
今後の補助金交付の考え方	中核市になるにあたり軽費老人ホームの認可・指導権限が移ることに伴い、群馬県から法定移譲された補助金である。社会福祉法人が老人福祉法の趣旨に沿って事業を行うため必要な補助である。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	280,000	263,208	-	- %	- %
令和 4 年度	278,000	261,305	-	- %	- %
令和 5 年度	278,000	255,421	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 62 条第 2 項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人を含む。以下「法人」という。）が設置する軽費老人ホームの利用料のうち、サービスの提供に要する費用の一部を当該法人が減免した場合に、補助金を交付することにより、低所得階層に属する老人で身寄りのない者等の入所を促進し、老人福祉の推進を図るために交付される補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

福祉部介護保険課

064 社会福祉法人等に対する利用者負担減免助成金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
介護保険課	補助	事業	平成 14 年度	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	
交付先名	事業実施について群馬県に届出のあった社会福祉法人				
補助の目的	低所得で特に生計が困難である者に利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等に対して助成を行うことで、介護サービスの円滑な利用促進を図る。				
今後の補助金交付の考え方	群馬県の補助がある限り継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	430	479	-	- %	- %
令和4年度	693	680	-	- %	- %
令和5年度	479	776	-	- %	- %

1. 補助金の概要

低所得で特に生計が困難である者に対し、社会福祉法人等が介護保険サービスの利用者負担額を軽減した場合に、当該社会福祉法人等に対し助成を行うことにより、介護サービスの利用促進を目的として交付される補助金。

2. 監査の結果

(1) 提出を受ける書類の正確な名称について（意見）E

① 現状及び問題点

令和5年度前橋市社会福祉法人等に対する利用者負担軽減助成事業実施要項によると、交付申請の際に提出を受ける書類として、「資金収支予算内訳書」を、実績報告の際

に提出を受ける書類として、「資金収支決算内訳書」と記載がある。

また、「資金収支予算内訳書」の後段に、資金収支予算内訳表 抄本（社会福祉法人会計基準 第2号－1様式）との記載がある。しかしながら、社会福祉法人会計基準 第2号－1様式の書類は、「法人単位事業活動計算書」である。

なお、（社会福祉法人会計基準 第2号－1様式）の記載は、資金収支内訳書は、法人によっては作成を省略できることのある書類のため、作成を省略している法人が提出する書類として、社会福祉法人会計基準 第2号－1様式の法人単位事業活動計算書でも可とするという意味で文言を追加したとのことである。

## ② 改善策

以上を踏まえ、前橋市社会福祉法人等に対する利用者負担軽減助成事業実施要項において、より分かりやすい表現への記載変更が必要である。

まず、社会福祉法人会計基準で定義された書類名は「資金収支内訳書」であり、これを実務上分かりやすくするのであれば、「資金収支内訳書(予算)」や「資金収支内訳書(決算)」という記載が妥当であると思われる。

また、法人単位事業活動計算書についても、資金収支内訳書と併記するのではなく、注書きやなお書きとする等、分かりやすい記載方法にすることが必要である。

福祉部障害福祉課

065 難聴児補聴器購入補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
障害福祉課	単独	事業	平成 25 年度	難聴児補聴器購入補助事業	
交付先名	個人				
補助の目的	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対する補聴器の購入費の一部を助成することにより、当該児童の学業及び言語習得を支援する。				
今後の補助金交付の考え方	群馬県の補助事業であり、市民からの強い要望で開始した事業であるため継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	370	444	-	- %	- %
令和 4 年度	370	333	-	- %	- %
令和 5 年度	440	551	-	- %	- %

1. 補助金の概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対する補聴器の購入費の一部を助成することにより、当該児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援することを目的として交付される補助金。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 066 成年後見制度報酬費等助成金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
障害福祉課	補助	事業	平成 14 年度	障害者成年後見制度 支援事業	
交付先名	個人				
補助の目的	成年後見制度の利用に係る経費負担が困難な者に対し、助成することにより制度の利用を支援する。				
今後の補助金 交付の考え方	身寄りのない障害者が社会で安心して暮らすための支援として、成年後見制度の拡充が求められており継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	912	2,614	-	- %	- %
令和 4 年度	1,788	3,568	-	- %	- %
令和 5 年度	2,600	2,987	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に基づく成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、申立ての経費及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬費を助成することにより、成年後見制度の利用を支援するために交付される補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

067～070 072 073 障害福祉団体活動費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
障害福祉課	補助	運営	—	障害福祉団体補助事業	
交付先名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋手話サークルあさひの会</li> <li>・前橋手話サークルみつばの会</li> <li>・前橋点訳サークルむつみの会</li> <li>・前橋手話サークル四季の会</li> <li>・前橋市視覚障害者福祉協会</li> <li>・前橋市手をつなぐ育成会</li> </ul>				
補助の目的	手話や点訳活動を通して、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者に対し、社会生活に必要な情報を提供し、社会参加の促進を図る。また、相互理解を深め、社会に啓発する。				
今後の補助金交付の考え方	適正な補助額の算定について、自主財源と補助金額の比率を勘案して見直しが必要。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	720	720	686	28.9 %	95.3 %
令和4年度	729	964	711	23.4 %	76.1 %
令和5年度	965	965	640	25.4 %	66.4 %

1. 補助金の概要

各団体の下記活動を支援するために交付される補助金。

団体名	団体活動概要
前橋手話サークルあさひの会	聴覚障害者と共に手話を学ぶことを通し、偏見のない社会を作る活動。
前橋手話サークルみつばの会	聴覚障害者と共に手話を学ぶことを通して、健聴者と聴覚障害者の相互理解を深め、社会に啓発する活動。
前橋点訳サークルむつみの会	点訳活動を通して視覚障害者に対し、社会生活に必要な情報を提供し、社会参加の促進を図る活動。
前橋手話サークル四季	聴覚障害者と共に手話を学ぶことを通し、偏見のない社会を作る活動。

団体名	団体活動概要
の会	ることに努める活動。
前橋市視覚障害者福祉協会	前橋市に居住する視覚障害者の福祉の向上と体力の増強を図るための活動。
前橋市手をつなぐ育成会	知的障害児・知的障害者の社会参加の支援活動。

なお、各団体の令和5年度の内訳は下記のとおり。

単位：千円

団体名	市補助金	繰越金	補助割合	繰越金割合
あさひの会	48	6	18.2%	14.2%
みつばの会	48	68	20.5%	142.5%
むつみの会	27	78	17.5%	291.5%
四季の会	21	1	31.3%	4.9%
視覚障害者福祉協会	388	334	42.8%	86.1%
手をつなぐ育成会	432	150	19.9%	34.9%

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

なお、市補助金に占める繰越金の割合が100%を超える団体は「みつばの会」と「あさひの会」であるが、市補助金額自体が少額であり、現状の繰越金残高は問題ないと考えられる。また、「視覚障害者福祉協会」は令和5年度の市補助金に占める繰越金の割合が86.1%となっているが、補助割合も同様に高く、福祉活動を円滑に継続するために、現状の繰越金残高は問題ないと考えられる。

## 071 身体障害者自動車改造費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
障害福祉課	単独	事業	平成 18 年度	身体障害者自動車改造費補助事業	
交付先名	個人				
補助の目的	身体障害者自ら運転する車の改造経費の一部を補助することで、障害者の社会参加と自立更生を支援する。				
今後の補助金交付の考え方	身体障害者等の社会参加を支援する施策であり、ニーズも高いため継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	700	300	-	- %	- %
令和 4 年度	700	622	-	- %	- %
令和 5 年度	300	350	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

肢体不自由による身体障害者等（以下、「障害者」という。）が所有し運転しようとする自動車を、当該障害者が乗車し、運転しやすいように手動装置等を改造する場合又は車椅子を出し入れしやすいように収納装置等を新たに設置・改造する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者の社会参加と自立更生を支援することを目的として交付される補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 074 前橋市総合福祉会館内市内障害者施設自主製品展示販売コーナー運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
障害福祉課	単独	運営	平成 20 年度	みんなの店推進事業	
交付先名	一般社団法人 みんなの店運営委員会				
補助の目的	障害福祉の普及・啓発を主な目的とし、障害者の自立就労支援を目指す。				
今後の補助金交付の考え方	障害者の自立と就労を支援する施策として継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	2,610	2,610	480	37.8 %	18.4 %
令和 4 年度	2,610	2,610	407	32.7 %	15.6 %
令和 5 年度	2,610	2,610	478	35.5 %	18.3 %

## 1. 補助金の概要

障害者の自立及び就労を目指し、市内の障害者施設の自主製品の展示及び販売を行うことや一般企業、官公需などの共同受注で、障害者が働くことへの市民の理解を深めるなど、前橋市の障害福祉の普及啓発を推進することを目的として交付される補助金。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

健康部保健総務課

075 地域災害拠点病院設備整備補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
保健総務課	単独	事業	令和5年度	医療施設・設備整備補助事業	
交付先名	済生会前橋病院 院長 細内 康男				
補助の目的	非常用発電設備の更新に係る整備費の一部を補助することにより、地域災害拠点病院としての機能強化を図り、もって本市の保健医療体制の充実に寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	群馬県災害拠点病院施設整備及び設備整備費補助金（国庫伴いの県補助）を活用し、本市はその県補助額の1/2を補助する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	-	-	-	- %	%
令和5年度	-	1,147	-	33.32 %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、非常用発電設備の更新に係る整備費の一部を補助するものである。本整備工事については、令和6年度にわたり実施される。年度毎の工事割合予定は、令和5年度 5.1% 令和6年度 94.6%である。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

076 救急医療懇話会運営事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
保健総務課	単独	事業	平成5年度	救急医療事業	
交付先名	前橋市救急医療懇話会				
補助の目的	前橋市における救急医療業務の円滑化及び高度救急救命体制の構築を図る。				
今後の補助金交付の考え方	懇話会の事業動向を見ながら、補助事業を検討したい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	98	20	-	33.51 %	- %
令和4年度	98	20	-	25.26 %	- %
令和5年度	98	20	-	51.35 %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、救急医療に関係する医療機関及び団体が、救急医療業務を円滑に進めるために組織する救急医療懇話会の運営及び活動に対して補助金を交付することにより、医療機関及び団体間の連携を促進し、もって本市の救急医療体制を強化することを目的としている。

交付金額については、下記のとおりである。

交付金額	<p>1 補助金の基本額</p> <p>補助金額は、次の(1)、(2)、(3)に掲げる額の合計額とし、上限額は97,200円とします。</p> <p>(1)群馬県救急医療懇話会会議参加負担金 参加者1人当たり、5,000円を交付する。</p> <p>(2)前橋市救急医療懇話会会議費 参加者1人当たり、500円を交付する。</p> <p>(3)調査研究にかかる旅費・宿泊費 参加者1人当たり、8,700円を交付する。</p> <p>(4)群馬県救急医療懇話会年会費 年5,000円を交付する。</p>
------	--

(令和5年度前橋市救急医療懇話会運営寺領補助金交付要項抜粋)

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

### 077 公衆浴場経営安定化事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
保健総務課	単独	事業	平成7年度	公衆浴場経営安定化事業	
交付先名	市内の公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律：昭和56年法律第68号：第2条に規定する公衆浴場）				
補助の目的	市民の公衆浴場の利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上と増進に寄与するため、市内の公衆浴場に対し、経営安定化の支援を図る。				
今後の補助金交付の考え方	市内の公衆浴場の動向を見ながら、現状にあった補助事業を検討していきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	359	350	-	- %	- %
令和4年度	359	341	-	- %	- %
令和5年度	341	314	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

本補助金は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場を前橋市内において経営する者を対象として、運営費の一部を補助するものである。

（過去の実績）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
対象件数	4件	3件	2件	2件
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
対象件数	2件	2件	2件	

## 2. 監査の結果

### (1) 本補助金の抜本的な対策について（意見）C

#### ① 現状及び問題点

公衆浴場の現状については、下記のとおりである。

自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少等による経営の悪化や後継者難による廃業、その有利な立地を利用した他の事業への転換等により、公衆浴場は年々減っており、浴室を有しない世帯の入浴の機会を確保することが課題となっている。また、経営者の高齢化、後継者がいない等の事業継承も困難になっている。

現在、家庭に自家風呂が多く普及しているため、公衆浴場の需要は限られている。しかし、長期的には生活保護の受給者が増加する等、生活困窮者が増加している中、福祉特に公衆衛生面から捉えると公衆浴場は生活弱者のために必要である。

上記及び本補助金対象公衆浴場は2件であることを鑑み、このまま継続していく必要があるのかどうかを検討する必要があるのではないかと考える。

#### ② 改善策

国や県の法令等並びに公衆浴場に係る施策を考慮した上で、前橋市の公衆浴場に対する補助制度につき監査人として異論はないが、前橋市内の公衆浴場が2軒だけしか存続していない現実を見ると、保健総務課において前橋市民、特に生活困窮者等の生活実態を把握しながら市全体のニーズをもう一度把握し直して、何らかの追加的な施策を図るべきではないかと考える。

078 前橋東看護学校運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
保健総務課	単独	運営	平成 20 年度	医療従事者等養成事業	
交付先名	公益社団法人 前橋積善会				
補助の目的	看護師等養成所運営費の一部を補助することにより、看護師等の確保を図り、市民の保健医療の充実を目指す。				
今後の補助金交付の考え方	団体の収支状況等を見ながら、検討していきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	7,196	7,195	-	5.13 %	- %
令和 4 年度	7,196	7,195	-	5.02 %	- %
令和 5 年度	7,195	7,195	-	4.96 %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、看護師養成所の運営に係る経費の一部を補助することにより、看護に対する市民の関心と理解を深めるとともに、看護師の確保を促進し、もって市内における保健医療体制の充実を図ること目的とする。

定員及び生徒数推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定員	105	105	105	105	105
3 学年計	98	105	109	105	107

2. 監査の結果

(1) 交付金額について (結果) D

① 現状及び問題点

交付金額について下記のように要項に規定されている。

欄外の 0.9 乗じるとの文言は予算の関係で一律に加えたものであるとのことであるが、他の 2 校については、現在欄外の 0.9 乗じるとの文言はなくなっている。

3校に対する補助金は、目的は同じものであることから、交付金額に差があることは、公平性の観点から問題があるのではないかと考えられる。

交付金額	次に掲げる金額を上限額とし、交付します。		
	対象経費補助金上限額	基準額	※生徒数は、4月15日現在における人員又は定員のいずれか少ない方とする
	養成所経費	5,920,000円	
	事務職員経費	500,000円	
	生徒経費	15,000円×生徒数	
上記により算出された金額に対し、0.9を乗じた金額（千円未満切捨て）を交付の上限額とする。			

（令和5年度前橋東看護学校運営費補助金交付要項抜粋）

交付金額	次に掲げる金額を上限額とし、交付します。		
	対象経費補助金上限額	基準額	※生徒数は、4月15日現在における人員又は定員のいずれか少ない方とする
	養成所経費	6,164,000円	
	事務職員経費	400,000円	
	生徒経費	15,000円×生徒数	

（令和5年度前橋高等看護学院運営費補助金交付要項抜粋）

交付金額	次に掲げる金額を上限額とし、交付します。		
	対象経費補助金上限額	基準額	※生徒数は、4月15日現在における人員又は定員のいずれか少ない方とする
	養成所経費	5,080,000円	
	事務職員経費	500,000円	
	生徒経費	15,000円×生徒数	

（令和5年度前橋准看護学校運営費補助金交付要項抜粋）

## ② 改善策

3校の補助金の目的は同一であることから、前橋東看護学校運営費補助金交付要項の0.9を乗じるとの文言は削除すべきである。

## 079 前橋高等看護学院運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
保健総務課	単独	運営	平成 20 年度	医療従事者等養成事業	
交付先名	公益社団法人 前橋市医師会 会長 須田浩充				
補助の目的	看護師等養成所運営費の一部を補助することにより、看護師等の確保を図り、市民の保健医療の充実を目指す。				
今後の補助金交付の考え方	団体の収支状況等を見ながら、検討していきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	6,804	6,385	2,877	6.62 %	45.07 %
令和 4 年度	8,096	7,796	2,930	7.78 %	37.58 %
令和 5 年度	8,364	8,199	3,950	7.75 %	48.18 %

## 1. 補助金の概要

本補助金は、看護師養成所の運営に係る経費の一部を補助することにより、看護に対する市民の関心と理解を深めるとともに、看護師の確保を促進し、もって市内における保健医療体制の充実を図ることを目的としている。

## 定員及び生徒数推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定員	120	120	120	120	120
1 年生	40	26	29	43	41
2 年生	44	39	28	27	44
3 年生	39	46	32	30	24
計	123	111	89	100	109

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 080 前橋准看護学校運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
保健総務課	単独	運営	平成 20 年度	医療従事者等養成事業	
交付先名	公益社団法人 前橋市医師会 会長 須田浩充				
補助の目的	看護師等養成所運営費の一部を補助することにより、看護師等の確保を図り、市民の保健医療の充実を目指す。				
今後の補助金交付の考え方	団体の収支状況等を見ながら、検討していきたい。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	7,182	7,182	187	6.87 %	2.61 %
令和4年度	7,980	7,980	294	8.28 %	3.69 %
令和5年度	7,980	7,800	※3,000	7.92 %	38.46 %

※繰越金が多い理由として、下記の経費が抑制されたことによるものである。

- ①教員の配置換えによる人件費
- ②コロナ過における授業内容変更に伴う教材等購入費

## 1. 補助金の概要

本補助金は、准看護師養成所の運営に係る経費の一部を補助することにより、看護に対する市民の関心と理解を深めるとともに、准看護師の確保を促進し、もって市内における保健医療体制の充実を図ることを目的とする。

## 定員及び生徒数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員	160	160	160	160	160
1年生	68	80	86	83	72
2年生	80	59	79	78	76
計	148	139	165	161	148

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 081 公的病院等運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
保健総務課	単独	運営	平成 26 年度	地域医療推進事業	
補助の目的	地域において必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等の運営に要する経費に対して助成を行うことにより、本市地域医療の確保・充実を図る。				
今後の補助金交付の考え方	特別交付税を活用した補助であり、平成 26 年度及び平成 27 年度は助成額に対して満額の交付措置を受けられたが、平成 28 年度から助成額に対する市町村負担額が生じたため、助成額の割合を段階的に減らすなど、毎年見直し等を検討し、補助を行っている。				
交付先					
前橋赤十字病院（救急告示病院運営事業・救命救急センター運営事業） 院長 中野 実					
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	53,620	55,752	-	1.28 %	- %
令和 4 年度	57,614	55,484	-	1.18 %	- %
令和 5 年度	60,159	53,228	-	1.14 %	- %
前橋赤十字病院（周産期医療運営事業） 院長 中野 実					
令和 3 年度	11,734	7,609	-	3.41 %	- %
令和 4 年度	7,863	7,992	-	3.41 %	- %
令和 5 年度	7,863	6,981	-	3.08 %	- %
前橋赤十字病院（小児医療運営事業） 院長 中野 実					
令和 3 年度	7,574	6,054	-	0.91 %	- %
令和 4 年度	6,256	7,674	-	1.13 %	- %
令和 5 年度	6,256	5,863	-	0.87 %	- %
群馬県済生会前橋病院（救急告示病院運営事業） 院長 吉永 輝夫					

令和3年度	7,191	7,672	-	7.01 %	- %
令和4年度	7,927	6,296	-	5.33 %	- %
令和5年度	7,927	7,892	-	5.33 %	- %
公益財団法人老年病研究所附属病院（救急告示病院営事業） 院長 佐藤 圭司					
令和3年度	7,051	7,146	-	8.82 %	- %
令和4年度	7,384	7,409	-	6.57 %	- %
令和5年度	7,384	7,231	-	8.51 %	- %

### 1. 補助金の概要

本補助金は、地域において必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等の運営に要する経費に対して助成するものである。

対象事業や交付金額は下記のように要項で規定されている。

交付の対象となる事業及び経費	対象事業は、補助事業者が行う救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された救急告示病院の運営事業並びに群馬県保健医療計画に基づく救命救急センター運営事業、周産期医療運営事業及び小児医療運営事業とし、対象経費は、対象事業の運営に要する費用とします。
交付金額	<p>交付金額は、次に掲げる補助事業に区分に応じ、それぞれ定める額とします。</p> <p>1 救急告示病院運営事業</p> <p>救急医療を要する傷病者のための専用病床の前年度の3月31日現在における数（その数が30を超える場合には30を上限とします。）に1,697,000円の乗じて得た額に32,900,000円を加算し、令和4年度中の救急受入患者実数（救急搬送受入患者実数及び直接来院受入患者実数の合計）に対する前橋市民の割合を乗じて得た額に1/3を乗じ、更に0.93を乗じて得た金額（千円未満切捨て）</p> <p>2 救命救急センター運営事業</p> <p>救命救急センターの数に182,102,000円を乗じて得た額に、令和4年度の救急受入患者実数（救急搬送受入患者実数及び直接来院受入患者実数の合計）に対する前橋市民の割合を乗じて得た額に1/3を乗じ、更に0.93を乗じて得た金額（千円未満切捨て）に2,500,000円を加算した金額。</p>

### 3 周産期医療運営事業

周産期医療を提供しているものについて、次の表の左欄に掲げる種別の病床の前年度の3月31日現在における数に、それぞれ右欄に掲げる額を乗じて得た額を合算し、令和4年度中の当該病床に係る入院患者実数に対する前橋市民の割合を乗じて得た額に1/3を乗じ、更に0.93を乗じて得た金額（千円未満切捨て）

区分	額
新生児特定集中治療室等の有する病床の数	6,500,000 円
新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	5,200,000 円
新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	3,435,000 円
新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	2,750,000 円

### 4 小児医療運営事業

小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の前年度の3月31日現在における数に1,575,000円を乗じて得た額に、令和4年度中の当該病床に係る入院患者実数に対する前橋市民の割合を乗じて得た額に1/3を乗じ、更に0.93を乗じて得た金額（千円未満切捨て）

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

健康部健康増進課

082 083 健康づくり推進強化事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
健康増進課	単独	事業	平成 19 年度	健康増進事業	
交付先名	前橋市保健推進員協議会 会長 青木 由紀子 前橋市食生活改善推進員協議会 会長 山口 久江				
補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の保健事業の円滑な促進、勧奨</li> <li>・地域で積極的な保健活動を行うための事業費・運営費</li> </ul>				
今後の補助金交付の考え方	平成 18 年度までは委託金として支出していたが、地区活動の状況を勘案し、平成 19 年度から補助金として交付開始した。交付額は、地区割（1 地区 30,000 円）と人数割（一人 1,000 円）により算出。運営費は、前年度決算額等の精査により算定。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
（保健推進員協議会）					
令和 3 年度	1,442	1,354	72	94.95 %	5.32 %
令和 4 年度	1,440	1,412	48	96.68 %	3.44 %
令和 5 年度	1,410	1,379	70	95.16 %	5.09 %
（食生活改善推進員協議会）					
令和 3 年度	623	555	471	39.34 %	84.94 %
令和 4 年度	565	547	411	40.30 %	75.20 %
令和 5 年度	571	509	217	46.17 %	42.72 %

1. 補助金の概要

本補助金は、①前橋市保健推進員協議会が行う各種健康づくり活動や市の保健事業促進のための受診勧奨等各種活動の運営事業の経費、②前橋市食生活改善推進員協議会が行う各種健康づくり活動の経費に対し、補助金を交付することにより、各種健康づくり活動・市の保健事業を充実させ、市民の健康づくりを一層推進していくことを目的とするものである。

※平成 17 年度に大胡町食生活改善推進協議会・宮城村食生活改善推進協議会・粕川

村食生活改善推進協議会を、平成21年度に富士見村食生活改善推進員協議会をそれぞれ前橋市食生活改善推進員協議会と統合。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

ただし、補助金開始当初から、近隣市を参考に地区割（1地区10,000円もしくは30,000円）、人数割（1人1,000円）より算出された金額を上限として交付しているが、現在の実態に即しているのかどうかは検討する必要があると考えられる。

### 084 がん患者アピアランスサポート事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
健康増進課	単独	事業	令和4年度	健康増進事業	
交付先名	前橋市民				
補助の目的	がん患者の外見の変化を補うための補整具の購入費用の一部を補助することにより、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減し、生活の質の向上と社会生活を支援するもの。				
今後の補助金交付の考え方	近隣他市も実施しており、かつ本市よりも補助回数や補助金額が高く、市民から不満を言われることもあるため、補助内容を充実させることも必要と考える。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	5,250	3,769	-	100 %	- %
令和5年度	5,250	3,729	-	100 %	- %

## 1. 補助金の概要

本補助金は、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、生活の質の向上と就労等の社会生活を支援するため、ウィッグなどの補整具の購入費用の一部を補助するものである。

(過去実績)

	実績
令和4年度	128人
令和5年度	129人

## 2. 監査の結果

### (1) 交付要件である市税滞納の確認について（意見）E

#### ① 現状及び問題点

本補助金においては、市税滞納なしが要件（下記参照）となっているが、本人の同意書をとって市側で滞納の有無のみ確認しているため、市税滞納なしの証明書を提出する必要がない。他の補助金でも同様の要件があるが、証明書を対象者が取得し、提出している。

交付対象者	<p>前橋市がん患者アピアランスサポート事業補助金の交付を受けることができる対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前橋市内に住所を有する者</li> <li>2 申請日において、がん治療に伴う脱毛、乳房等身体の一部切除等に起因し、補整具の装着を必要とする者</li> <li>3 他の法令等による同種の補助等を受けていない者</li> <li>4 市税を滞納していない者</li> </ol>
-------	--

（令和5年度前橋市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付要項抜粋）

#### ② 改善策

個人情報とはいえ市側で持っている情報を市役所へ足を運んでお金をかけて取得するのは合理的ではないため、他の補助金にもこのような方法を展開可能かどうか検討しても良いのではないか。

### (2) 補助金額について（意見）D

#### ① 現状及び問題点

補助金額については、要項にて下記のとおりとなっている。

交付金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者1人につき30,000円を上限とします。</li> <li>2 購入金額が30,000円に満たない場合は、購入実績額とします。</li> <li>3 1人につき1回限りの交付とします。</li> </ol>
------	---

（令和5年度前橋市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付要項抜粋）

② 改善策

補助開始からまだ2年しか経っていないが、補助金額について、最近の物価上昇を考慮し、金額検討をする必要がある。また、利用回数についても、高崎市では1人2回までとしているため、前橋市でも検討されたい。

085 若年がん患者在宅療養支援事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
健康増進課	単独	事業	令和5年度	健康増進事業	
交付先名	前橋市民				
補助の目的	若年がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく自立して過ごせるよう、在宅療養生活の質の向上に資する支援を行うことにより、患者及びその家族の負担軽減を図るもの。				
今後の補助金交付の考え方	群馬県補助（2分の1）もあり、県内全市町村が実施しているため、他市町村が継続している限り本市のみ実施しないという訳には行かないため継続。群馬県制度のため独自に変更することは原則できない。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	-	-	-	- %	- %
令和5年度	1,404	233	-	50.23 %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、令和5年度から開始された若年がん患者が住み慣れた自宅等で過ごせるように、在宅療養生活の支援をするものである。

## 2. 監査の結果

### (1) 事務手続きについて（意見）E

#### ① 現状及び問題点

本補助金は令和5年度から開始されたものであるが、事務手続きが煩雑なため、申請者の負担が大きい。

#### ② 改善策

多くの方が本補助金を利用できるように、事務手続きの簡略化の検討や手続きが容易な助成金への形態変更を検討することが望まれる。

健康部衛生検査課

086 猫の去勢・不妊手術費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
衛生検査課	単独	事業	平成 25 年度	動物愛護・管理推進事業	
交付先名	飼い主等				
補助の目的	殺処分になる猫を減らすため及び猫に起因する被害等を防止し、良好な生活環境を保持する				
今後の補助金交付の考え方	猫の殺処分数と猫に起因する糞尿等の苦情件数の減少を図るため、引き続き継続して実施する				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	7,000	9,120	-	- %	- %
令和 4 年度	9,500	8,842	-	- %	- %
令和 5 年度	9,500	9,187	-	- %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、猫の飼い主等に対し、去勢・不妊手術に要した費用の一部を補助することにより、殺処分になる猫を減らすこと及び猫に起因する被害等を防止することを目的としている。

(過去 3 年間の実績)

年度	頭数			上限額		1 世帯あたり 限度頭額
	合計	オス	メス	オス	メス	
令和 3 年度	2,209	958	1,251	3,000 円	5,000 円	10 頭
令和 4 年度	2,113	861	1,252	3,000 円	5,000 円	10 頭
令和 5 年度	2,199	904	1,295	3,000 円	5,000 円	10 頭

猫の入手経路割合（令和5年度）

	申請件数	割合
飼い猫	1,481	67%
所有者不明猫	718	33%
合計	2,199	100%

補助金額設定根拠

近隣の自治体の設定金額を参考に平均的な金額とし、補助金開始当初から変更なし

自治体	補助金額		概要
	オス	メス	
高崎市	3,000円	5,000円	3匹/世帯（上限）、県内動物病院のみ
太田市	3,000円	3,000円	手術費1/3、犬も対象（犬は上限5,000円）
沼田市	3,000円	5,000円	3匹/世帯（上限）
館林市	3,000円	5,000円	
渋川市	3,000円	5,000円	
富岡市	3,000円	5,000円	
安中市	3,000円	5,000円	飼い主のいない猫はオス+2,000円、メス+3,000円
みどり市	3,000円	5,000円	3匹/世帯（上限）
藤岡市			一般への補助金はなく協力団体（群馬わんにゃんネットワーク）への補助のみ
桐生市	補助なし	補助なし	
伊勢崎市	補助なし	補助なし	

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

なお、本補助金の交付要項に1世帯あたり10頭が上限とされているが、飼い猫以外の猫に対してボランティアで実施されている方も一定数いるとのことであるので、そういう方を限定に上限頭数を引き上げてよいのではないかと考える。

087 スズメバチの巣駆除費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
衛生検査課	単独	事業	平成 25 年度	生活衛生指導事業	
交付先名	前橋市内の建物若しくは土地に出来たスズメバチの巣を市の指定業者によって駆除した個人				
補助の目的	市内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する費用を一部補助することにより、市民の生命及び財産を守り、安全な生活環境の維持を図ること。				
今後の補助金交付の考え方	サマーレビューの結果を踏まえ、駆除費用に係る市民負担額を段階的に増額させている。 市民からの需要が多く、利便性が高いため、引き続き継続して実施する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	3,000	3,198	-	- %	- %
令和 4 年度	3,000	2,864	-	- %	- %
令和 5 年度	3,000	2,558	-	- %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、市内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する費用を一部補助するものである。

(単位：件数)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
駆除実績	413	486	397	383

2. 監査の結果

(1) 実績報告（事業実績書）について（意見）E

① 現状及び問題点

実績報告の中の添付資料として、事業実績書に実施前と実施後の写真を添付することになっているが、スズメバチの巣が土の中や木の中にあり、写真が取れない状態の場合には、駆除した業者へ状況をヒアリングして、付箋にヒアリング内容を記載し貼付して

あるものが10件弱あった。業者へのヒアリング及び付箋への記載する作業が追加的にかかってしまっている。

② 改善策

効率性の観点から、事業実績書の様式を変更し、写真添付欄の欄外に説明書きが出来る欄を設け、駆除業者へ記載してもらうのが望ましい。

(2) 生活保護の方の確認方法について（意見）E

① 現状及び問題点

交付要項に生活保護法に規定される保護を受けている場合は全額補助する（下記参照）とあるが、交付要項の要件に生活保護受給証明書を添付するとの記載はない。現状このような場合には、担当ケースワーカーに確認し、生活保護受給者証明書の送付を依頼している。

交付金額	スズメバチの巣の駆除に要した費用の一部として下記に掲げる金額とし、予算の範囲内で補助します。 1 スズメバチの巣 1個につき 6,650円 ただし、補助事業者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定される保護を受けている場合は、交付対象の駆除費用の全額を補助します。 (以下省略)
------	--

(令和5年度前橋市スズメバチの巣駆除費補助金交付要項抜粋)

② 改善策

生活保護受給証明書依頼の手間を省くためにも、このような場合には、あらかじめ交付要項に添付資料として、生活保護受給者証明書を追加することが望ましい。

産業経済部産業政策課

088 移住支援金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
産業政策課	補助	事業	令和元年度	雇用対策事業	
交付先名	東京圏から市内に移住し、就職要件、テレワーク要件、関係人口要件、又は企業要件に合致した者				
補助の目的	移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から市内への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	国の地方創生推進交付金を活用して、県内 35 市町村で実施している補助金であるため、継続して実施する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	3,200	12,200	-	- %	- %
令和4年度	36,000	41,000	-	- %	- %
令和5年度	50,000	77,000	-	- %	- %

1. 補助金の概要

首都圏から市内への移住者の移住支援金を交付することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏から市内への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

要件を満たした転入者に対し、2人以上の世帯では100万円、単身の場合60万円を交付する。

負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4である。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

### 089 仕事・子育て両立支援奨励金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
産業政策課	単独	事業	平成 26 年度	雇用対策事業	
交付先名	市内の中小企業者				
補助の目的	労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する市内中小企業者に対して奨励金を交付することにより、雇用の安定に寄与する。				
今後の補助金交付の考え方	継続して、実施していく予定であるが、申請件数の状況をみながら制度内容を検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	150	100	-	- %	- %
令和 4 年度	150	100	-	- %	- %
令和 5 年度	150	50	-	- %	- %

### 1. 補助金の概要

市内で事業を営む中小企業者等で、雇用保険法施行規則第 116 条第 3 項の規定による出生時両立支援コース助成金（第 1 種）の支給決定通知を受けたもの又は雇用保険法施行規則第 116 条第 6 項の規定による育児休業等支援コース助成金（業務代替支援）の支給決定通知を受けたものに対して、支給対象労働者 1 人につき 5 万円を交付する。

国の制度に上乗せして支給する補助金であり、財源は市単独である。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金制度の見直しについて（意見）C

#### ① 現状及び問題点

過去6年間の補助金支給の件数は以下のとおりであり、最近は件数が低調である。

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	7件	8件	7件	2件	2件	1件

国の制度の上乗せとして支給しており、ハローワークで補助金対象者にチラシを配ってもらっているとのことであるが、ハローワークに対して、対象者が何人いたのか等の確認は行っていない。

また、他のどの市で同様の補助金を交付しているかについては、特に把握していない。

利用が低調な状況が続いているが、市として特に対応がなされていない。

#### ② 改善策

ハローワークの担当者に、補助金の該当者が何人いたのかヒアリングして、利用者数が低調な原因を検討する必要がある。また、他市事例を調査するなどして、市民のニーズに合っていないのであれば、補助金の制度の変更や廃止等を検討する必要がある。

## 090 前橋労働基準協会事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
産業政策課	単独	事業	昭和 51 年度	労働基準協会補助事業	
交付先名	一般社団法人 前橋労働基準協会				
補助の目的	① 労働関係諸法規の普及 ② 労働管理の改善及び労働災害防止 ③ 労働者の福祉の増進				
今後の補助金交付の考え方	不当解雇、賃金不払い、残業手当の不払い、労働災害などが問題となる中で、労使双方へ適切な法律・制度に関する知識の周知や啓発を図っているため、今後も協会の財政状況を踏まえながら補助を継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	650	650	2,014	3.46 %	309.87 %
令和 4 年度	604	604	2,378	2.99 %	393.75 %
令和 5 年度	604	604	3,394	2.58 %	561.95 %

## 1. 補助金の概要

協会が行う労働関係法規の普及、労務管理の改善及び労働災害防止等の活動に関して補助金を交付することにより、労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。事業補助金として、労働相談事業及び労働安全・衛生事業の経費に対し、604,000 円を上限として交付する。

なお、令和 6 年度も 604,000 円を予算計上しているが、令和 5 年度の繰越金が多額であることから不交付予定である。

## 2. 監査の結果

### (1) 多額な繰越金がある場合の補助金交付について（意見）C

#### ① 現状及び問題点

過去7年間の前橋市の補助金金額及び繰越金、市補助金に占める繰越金の割合は以下の通りである。

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (見込)
市補助金	800	800	720	720	650	604	604
繰越金	△653	230	369	2,022	2,014	2,378	3,394
割合 (注)	△ 81.71%	28.87%	51.27%	280.90%	309.87%	393.75%	561.95%

注：割合とは、市補助金に占める繰越金の割合である。

令和6年度は、繰越金が多額であることから不交付としているが、令和2年度の時点で市補助金に占める繰越金の割合が200%を超えている。令和元年度、令和3年度、令和4年度は、団体の収支状況等を勘案して補助金を削減している。

運営補助金とは異なり事業補助金であるため、安定した収入があり、大規模修繕の必要はなく（当法人は前橋市商工会議所の中にある）、繰越金が多額にあるという理由をもって、一律に補助金を廃止すると決定されるわけではない。しかし、繰越金が多額にあり、補助金がなくても事業を実施することが可能である場合には、補助金不交付の決定を検討すべきである。

#### ② 改善策

毎年、補助金交付の際には団体の収支状況等を勘案し、補助金の交付がなくても事業を実施することが可能である場合には、補助金の不交付を検討することが望ましい。

## 091 障害者・ひとり親雇用奨励金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
産業政策課	単独	事業	平成 24 年度	雇用対策事業	
交付先名	市内の中小企業者				
補助の目的	就職が困難である障害者及びひとり親家庭の父母を雇用する市内中小企業者に対して奨励金を交付することにより、雇用の安定に寄与する。				
今後の補助金交付の考え方	継続して実施していく予定であるが、申請件数の状況をみながら制度内容を検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	750	2,150	-	- %	- %
令和 4 年度	750	950	-	- %	- %
令和 5 年度	750	800	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

市内で事業を営む中小企業者等で、雇用保険法施行規則第 110 条第 2 項の規定による特定就職困難者コース助成金の第 1 期支給決定通知を受けた者に対して支給する。但し、トライアル雇用助成金と併用で、令和 3 年 7 月 1 日以降に障害者トライアル雇用紹介された方を継続雇用する場合、第 2 期支給決定通知を受けたものとする。

対象となる障害者、母子家庭の母等、父子家庭の父について、短時間労働者以外は 1 人につき 10 万円、短期間労働者は 1 人につき 5 万円を交付する。

国の制度に上乗せして支給する補助金であり、財源は市単独である。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

## 092 労働団体等補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称
産業政策課	単独	運営	平成3年度以前	労働基準協会補助事業
交付先名	日本労働組合総連合会群馬県連合会前橋地域協議会 前橋地区労働組合会議			
補助の目的	労働団体の健全な発展及び勤労者の福祉の向上			
今後の補助金交付の考え方	政策的に判断される面が強いが、各団体の活動内容や財政状況を踏まえながら補助を継続する。			

## 【日本労働組合総連合会群馬県連合会前橋地域協議会】

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	1,000	-	3,391	- %	- %
令和4年度	930	-	3,714	- %	- %
令和5年度	830	-	4,698	- %	- %

(注) 繰越金で対応することとし補助金の交付なし。なお、令和6年度より運営補助金から事業補助金に変更し、補助金を交付予定。

## 【前橋地区労働組合会議】

金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	81	-	151	- %	- %
令和4年度	81	-	173	- %	- %
令和5年度	70	-	194	- %	- %

## 1. 補助金の概要

勤労者の資質の向上、労働団体の健全な発展及び勤労者の福祉の向上を目的として行われる事業に対し、対象経費の一部を補助する。但し、左記にかかわらず、政治的活動に係る経費及び争議に係る経費は対象経費としない。

日本労働組合総連合会群馬県連合会前橋地域協議会への補助金は、繰越金が多額に発生していること、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できなかったこと等の理由により、令和2年度から令和5年度までは、補助金を交付していない。なお、令和5年度までは運営補助金であったが、令和6年度は事業補助金として、ふれあいフェスティバルに対し補助金を交付している。

一方、前橋地区労働組合会議への補助金は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できず、繰越金が増えたため補助確定額が減額となり3,150円となった。その後、団体の収支状況等を勘案し、補助金の交付はなされていない。令和6年度に運営補助金から事業補助金に変更したものの目立った活動を実施していないことから、補助金の交付は行っていない。

## 2. 監査の結果

### (1) 多額な繰越金がある場合の補助金交付について（意見）

#### ① 現状及び問題点

それぞれの過去7年間の前橋市の補助金金額及び繰越金、市補助金に占める繰越金の割合は以下の通りである。

#### 【日本労働組合総連合会群馬県連合会前橋地域協議会】

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (見込)
市補助金	1,900	1,900	1,710	-	-	-	-
繰越金	860	720	778	1,375	3,391	3,713	4,698
割合 (注)	45.31%	37.93%	45.52%	-	-	-	-

注：割合とは、市補助金に占める繰越金の割合である。

【前橋地区労働組合会議】

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (見込)
市補助金	100	100	75	3	-	-	-
繰越金	52	72	73	106	151	172	194
割合 (注)	52.49%	72.05%	97.82%	3,381.46 %	-%	-%	-%

注：割合とは、市補助金に占める繰越金の割合である。

日本労働組合総連合会群馬県連合会前橋地域協議会への補助金は、令和6年度より事業補助金として、ふれあいフェスティバルに対し830,000円を交付している。市補助金に占める繰越金の割合は339.83%の見込みである。

繰越金が多額にあり、運営費補助金として交付する必要性はない。一方、ふれあいフェスティバルは組合員だけでなく誰でも参加できるイベントであるから一定の公共性があり、市が補助金を交付する必要性は考えられる。また、他市でも後援している。ただし、事業費補助金がなくても事業の実施は可能と考えられる。

② 改善策

繰越金も十分ある場合には、運営費補助金を不交付とする動きが全庁的に見られるが、事業費補助金については、全庁的な考え方が明らかにされていない。今後、繰越金が多額にある事業体への事業補助交付のありかたに関して、市として指針を明らかにすることが望ましい。

## 093 オフィス開設等促進補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
産業政策課	単独	事業	令和4年度	オフィス開設等促進補助金	
交付先名	市内に新たなオフィスを設置しようとする市外国内に本社のある事業者				
補助の目的	市内に新たにオフィスを開設する事業者に補助金を交付することにより、雇用の増加及び安定を図り、市内における関係人口の増加による地方創生を図る。				
今後の補助金交付の考え方	市内の雇用増加等を図るため、事業を継続する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	(7,000)	(654)	-	- %	- %
令和5年度	6,000	1,073	-	- %	- %

(注) 令和4年度は「雇用拡大オフィス等開設促進補助金」として「サテライトオフィス開設費補助金」とのセット事業のため、合算した金額を( )書きにて記載した。決算額の内訳は、雇用拡大オフィス等開設促進補助金 62,000 円、サテライトオフィス開設費補助金 592,000 円である。

なお、令和5年度「サテライトオフィス開設費補助金」は今後縮小傾向であるため、今回の監査対象外としている。

## 1. 補助金の概要

市内に新たにオフィスを開設する事業者に対し、オフィス開設費補助金として、補助対象経費の2分の1以内(補助上限額 100 万円)及び雇用拡大促進補助金として、市民を2人以上雇用した場合、2人目以降市民1人の雇用に対し10万円(補助上限100万円)を追加補助する。

## 2. 監査の結果

### (1) 提出書類である履歴事項全部証明書の発行時期について（結果）A

#### ① 現状及び問題点

申請時の提出書類として履歴事項全部証明書が記載されているが、いつ時点のものを提出すべきか、要項には記載されていない。このため、定款変更中であり、最新の履歴事項全部証明書を提出できないとして、令和2年7月7日のものが提出されている。

履歴事項全部証明書の提出は、申請時に法人設立の日から3年以上経過し、市外県外に本社がある会社かどうかを確かめるために依頼しているものであり、履歴事項全部証明書が古いものであっても確認できるため、そのまま補助金を交付したとしている。

しかし、その後に本社を移転している可能性も否定できないことから、申請時には最新の履歴事項全部証明書の提出ができない場合であったとしても、交付時には最新のものの提出を求めるべきである。

#### ② 改善案

交付要項には、過去3か月以内に発行されたものに限る等の記載を入れる必要がある。

また、本件に関しては、申請時には最新の履歴事項全部証明書の提出ができなかったとしても、交付時には最新のものの提出を求めるべきである。

## 094 中小企業退職金共済制度等加入促進補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
産業政策課	単独	事業	昭和 49 年度	中小企業退職金共済制度等加入促進補助事業	
交付先名	退職金共済制度に加入した企業				
補助の目的	① 中小企業退職金共済制度加入の促進 ② 特定退職金共済制度加入の促進 ③ 中小企業の雇用の安定と従業員の福祉の向上				
今後の補助金交付の考え方	当初の目的は達成されており、外部監査やサマーレビュー等の結果を踏まえ、事業終期を設定できるように商工会議所と協議を進めていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	7,000	8,466	-	- %	- %
令和 4 年度	7,000	8,848	-	- %	- %
令和 5 年度	7,000	4,466	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

中小企業退職金共済法に基づいて、勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度による退職金共済契約を締結した市内中小企業者及び所得税法施行例第 73 条の規定に基づいて、前橋商工会議所及び群馬県商工会連合会が実施する特定退職金共済制度による退職金共済契約を締結した市内中小企業者に対して、退職金共済契約による新規加入時、追加加入時の月額掛金のうち、申請時に在職している被共済者に係る共済契約の締結の日の属する月から起算して 12 か月以内の経費に対して補助する（但し、追加加入は令和 4 年 2 月～令和 4 年 12 月に加入したものに限る）。

掛金助成は全国の自治体で実施しているが、都道府県によってかなりばらつきがあり、近郊では新潟県では実施している自治体がない。令和 6 年 9 月現在、群馬県では 19（1 県 11 市 6 町 1 村）で実施しているものの、県は林業事業主のみ対象としている。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金交付の必要性について（意見）C

#### ① 現状及び問題点

前回の平成 25 年の包括外部監査において、市内中小企業の福祉増進と雇用の安定にどれだけの効果があるのか疑問であるとの報告をした。当時、年間 700 万円ほどの補助金を交付しており、その後令和 3 年度・4 年度は、800 万円超の補助金を交付している（令和 5 年には新規加入のみを対象としたため減額となった）。

「独立行政法人 中小企業退職金共済事業本部」の令和 5 年度年次統計表によれば、前橋市が補助を開始した昭和 49 年度末の全国の共済契約者数は 167,884 件であり、被共済者数は 1,416,431 名であったが、令和 5 年度末は共済契約者数 379,372 件、被共済者数が 3,587,181 名と増加した。共済契約者数は平成 12 年度の 421,708 件を頂点に減少傾向にあるが、被共済者数は令和になってからほぼ横ばいである。

このことから、中小企業退職金共済制度加入の促進、中小企業の雇用の安定と従業員の福祉の向上という目的は、既にほぼ達成したと考えられ、事務手続きの煩雑さ等を考慮すれば、もっと早期に補助金のありかたを再考すべきであったのではないか。

#### ② 改善案

今後、令和 6 年 12 月までに新規加入した事業主に対し令和 7 年 12 月までは全額支給するとのことであるが、補助金の要否を再考されたい。

産業経済部にぎわい商業課

095 まちなか遊休不動産リビルド支援補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	補助	事業	令和4年度	まちなか魅力創出事業	
交付先名	まちなかの空き店舗や空き家等の遊休不動産を所有する方やリノベーターとしてサブリースする事業者				
補助の目的	まちなかの空き家や空き店舗などの遊休不動産をリノベーションした上で店舗やオフィス等として利活用する際のリノベーション費用を支援することで、遊休不動産の利活用の促進を図ることを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	近年、まちなかでの新規開業者の増加により空き店舗が減少している中、中心市街地の活性化をより促進するために本補助金を活用し、新たな遊休不動産の利活用を進めていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	5,000	3,068	-	- %	- %
令和5年度	5,000	7,306	-	- %	- %

1. 補助金の概要

まちなかの空き家や空き店舗などの遊休不動産をリノベーションした上で、店舗やオフィス等として利活用する際のリノベーション費用を支援することで、遊休不動産の利活用の推進を目的とする。

前橋市アーバンデザインの対象区域の遊休不動産（ただし、建物）が対象である。1事業者につき、同一年度内に3回まで申請することができるが、同一の事業に対して補助金を申請することはできない。補助対象経費の2分の1以内かつ上限50万円を補助する。

なお、11月2日からは、前橋市アーバンデザイン加速化事業（事業のデザイン性や困難度等に関する一定の要件を満たす事業）も対象とし、当該事業に関しては補助上限額を150万円とする。

前橋市アーバンデザイン加速化事業のみ国 50%、市 50%の負担割合であり、それ以外は市が 100%である。

## 2. 監査の結果

### (1) 市外業者とすることに理由がないことについて（結果）A

#### ① 現状及び問題点

補助金の交付要項において以下の記載がある。

#### 交付条件

1 補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本店を有する者）を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。

(1) 市内業者では施工できない工事等の発注

(2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注

発注する事業者が市外業者の場合は交付申請時に理由書（様式第 8 号）を提出してください。

（以下略）

令和 5 年度の補助対象事業において、市外業者に依頼する理由書が提出されている事例において、上記 (1)、(2) 以外（例：今回の店舗展開予定の〇〇氏の意向）の場合でも補助金が交付されている。

#### ② 改善策

当該補助金の交付要項では、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」という記載がなく、(1) と (2) の限定列挙であることから、要項に記載のない理由で市外業者に依頼した場合には補助金を交付すべきでない。

今後、要項を改訂して、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を追加した場合においては、「補助金に係る交付決定について（伺）」の起案において、市外業者を対象とすることができる場合に該当する旨と理由を明記することが望ましい。

## 096 まちなか開業支援補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	補助	事業	平成 17 年度	まちなか魅力創出事業	
交 付 先 名	対象区域内の空き店舗を活用し、新規に出店する事業者				
補 助 の 目 的	中心市街地の空き店舗等を利用して新規開業する意欲のある事業者を支援するとともに、前橋アーバンデザインの推進に寄与する事業者及び情報通信業を営む企業を重点的に支援することにより、商業の振興及び中心市街地の活性化を実現することを目的とする。				
今後の補助金 交付の考え方	多様化するまちなかへの出店に対応する効果的な支援について、従来型の補助金交付の枠に縛られることなく検討のうえ、実施していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	12,900	31,700	-	- %	- %
令和 4 年度	20,000	23,984	-	- %	- %
令和 5 年度	20,000	37,974	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

まちなかで、空き店舗等を利用して店舗やオフィスを開業する事業者の店舗等の改修費等の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、アーバンデザインを具現化することを目的とする。補助対象経費の2分の1以内でかつ、補助上限額を補助する。指定通りに面しているか、また、指定通りの1階かどうか、昼間か夜間か等によって補助上限額は異なる。

前橋市アーバンデザイン加速化事業のみ国 50%、市 50%の負担割合であり、それ以外は市が 100%である。

## 2. 監査の結果

### (1) 市外業者とすることに理由がないことについて（結果）A

#### ① 現状及び問題点

補助金の交付要項において、095 まちなか遊休不動産リビルド支援補助金と同様、発注業者の選定にあたっては原則、市内業者に発注すべきところ、市外業者に発注できる場合が記載されている。

令和5年度の補助対象事業において、市外業者に依頼する理由書が提出されている事例において、市外業者に発注できる場合ではないのにこれを認め、補助金が交付されている。

#### ② 改善策

当該補助金の交付要項では、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」といった記載がないことから、要項に記載のない場合において市外業者に依頼した際には補助金を交付すべきでない。今後、要項を改訂して、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を追加した場合においては、「補助金に係る交付決定について

(伺)」の起案において、市外業者を対象とすることができる場合に該当する旨と理由を明記することが望ましい。

## 097 まちなかスモールビジネスチャレンジ支援補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	単独	事業	令和4年度	まちなか魅力創出事業	
交付先名	対象区域でまちなかの実店舗の開業に向けて、試験的に新たに商品やサービスを提供する方				
補助の目的	まちなかの空きスペースや公共空間等を活用して、まちなかで実店舗の開業に向けて市場性の調査を実施することを目的にチャレンジ出店する方を対象に、その出店に係る費用の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインの具現化を目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	まちなかでの新規開業増加による中心市街地の活性化を促進するため、開業を検討している事業者積極的に本補助金を利用してもらう。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	1,000	195	-	- %	- %
令和5年度	1,000	212	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

まちなかの空きスペースや公共空間等を活用して、まちなかで実店舗の開業に向けて市場性の調査を実施することを目的にチャレンジ出店する方を対象に、その出店に係る費用の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインの具体化を目的とする。

市外在住の人も対象とし、予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内かつ上限5万円を補助する。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金の利用が低いことについて（意見）C

#### ① 現状及び問題点

令和4年度から補助を開始し、初年度は、上限10万円で補助経費の1/2以内（初回は2/3）としていたが、令和5年度からは上限を5万円と変更した。

予算は100万円計上しているものの、実際には2割程度の利用にとどまっている。5万円と金額が少額であることから、書類の作成に不慣れな人は敬遠してしまうこともあり、また、実店舗の開業につなげてもらうための補助金であるものの、まちなかで開業を希望する意思を判断する基準が明確ではなく、補助金を利用して一時的にまちなかに出店をするだけで事業が終了してしまうこともある。

#### ② 改善策

補助金があまり利用されていないこと、担当者が把握している他市事例も特にないのことであるため、補助金制度の見直しをすることが望ましいと考える。

## 098 まちなか商店街等コネクト事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	補助	事業	令和4年度	まちなか活性化促進事業	
交付先名	一般財団法人 前橋まちなかエージェンシー 都市再生推進法人 前橋デザインコミッション				
補助の目的	中心商店街と民間事業者等のマッチングや、中心商店街の新たな担い手の掘り起こし等の推進を担う一般社団法人前橋まちなかエージェンシーや都市再生推進法人前橋デザインコミッションが実施する事業を支援することにより、中心商店街を起点とする新たな価値の創出、ひいては、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	交付先団体は、利益を追求する団体ではないため、対象経費の100%を交付している なお、令和6年度で当該事業は終了となる。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	1,500	226	-	- %	- %
令和5年度	1,000	1,000	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

補助事業者が実施する事業で、中心商店街と民間事業者等のマッチングや、中心商店街の新たな担い手となる民間事業者等の掘り起こしに資するものを対象事業とし、対象経費を上限額100万円以内で補助する。

令和4年度は、まちなかエージェンシーのみを対象事業者としていたが、令和5年度、新たに都市再生推進法人前橋デザインコミッションを対象事業者とした。

なお、令和5年度は、まちなかエージェンシーに該当する事業はなく、都市再生推進法人前橋デザインコミッションに対してのみ交付している。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金等台帳の記載誤りについて（意見）B

#### ① 現状及び問題点

「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、補助対象事業者を特定して補助金等交付要項を作成した場合は、交付先の団体ごとに台帳を作成してください、とあるが、当該補助金は交付先団体が2団体に特定されているものの、補助事業で1つの補助金等台帳が作成されている。

また、「目標の達成状況」は、当該年度の補助事業による目的の達成状況を記入してください。目的の達成状況を踏まえ、「今後の補助金等交付の考え方」を具体的に記入してください。とされているが記載がなされていない。

#### ② 改善策

「前橋市補助金等台帳作成要領」に基づいて、正しく記載されたい。

### (2) 事業補助金の場合における決算書の入手について（意見）D

#### ① 現状及び問題点

まちなか商店街等コネクタ事業助成金は、運営補助金ではないため決算書を入手しておらず、事業の実績報告書の入手のみである。

「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、補助対象事業者ごとに台帳を作成する場合は当該補助金交付団体の財政状況を記載するとあり、事業補助金であっても、記載が必要と読み取れる。

たとえ事業補助金であったとしても、事業者が多額の繰越金を有する場合、補助金を交付する必要性の検討材料の一つとなる。

#### ② 改善策

事業補助金であっても、特定の団体に補助金を交付する場合、その団体の決算書を入手し、多額の繰越金がある事業者に補助金を交付する必要性があるかどうかを判断することが望まれる。この取り扱いは、全庁的に実施されたい。

## 099 学生向けまちなか若者居住促進事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	単独	事業	平成 26 年度	中心市街地活性化事業	
交付先名	対象区域内の指定の寄宿舍に居住する学生				
補助の目的	中心商店街における学生等の居住費用の一部を補助することにより、若年層のまちなか居住を促進し、新たなまちづくりの担い手の育成と活力ある中心市街地の形成を図ることを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	まちなか居住の促進、まちづくりの担い手育成に資する取り組みとして、実効性の高い支援となるよう検討・実施していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	672	892	-	- %	- %
令和 4 年度	1,176	955	-	- %	- %
令和 5 年度	1,008	817	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

本市の指定するシェアハウスに居住し、又は新たに入居する満 15 歳以上 30 歳以下の学生で、居住するシェアハウスにおいて住民登録を行う者に対して補助する。なお、月額 7 千円又は月額家賃の 1/3 の額のいずれか少ない方で、連続する 24 か月を上限とする。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

100 (協) 問屋センター運営費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	補助	事業	昭和 40 年度	卸売業振興事業	
交 付 先 名	協同組合前橋問屋センター				
補 助 の 目 的	前橋問屋センターが組織強化のために行う諸事業を支援することにより、卸売業の発展や本市の商業振興を図る。				
今後の補助金 交付の考え方	交付先団体を取り巻く経済環境を踏まえ、収支状況や決算状況を考慮しながら、補助金の交付時期や金額などを検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	1,350	1,350	下記参照	- %	%
令和 4 年度	1,350	1,350		- %	下記参照 %
令和 5 年度	1,350	1,350		- %	%

1. 補助金の概要

前橋問屋センターが実施する諸事業を支援することにより、卸売業の発展が図られ、本市の商業振興を図ることを目的とする。運営費補助金であるが、教育情報事業及び組織強化事業に対する経費のうち、市長の承認を受けた範囲内の額（上限 1,350 千円）を補助している。

2. 監査の結果

(1) 多額の繰越金がある事業者に対する運営補助金の交付について（意見）C

① 現状及び問題点

前橋問屋センターにおける市補助金に占める繰越金の割合は以下のとおりである。

(単位：円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
市補助金	1,500,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000
繰越金	20,949,836	23,072,497	29,023,880	32,203,488
割合	1,396.66%	1,709.07%	2,149.92%	2,385.44%

(注) 注：割合とは、市補助金に占める繰越金の割合である。

以前は、事業補助金として交付していたが、人件費にも充てられるようにと平成27年度より運営補助金に変更したとのことである。繰越金が多額にあるにも関わらず、運営費補助金として交付し続けている理由は、問屋センター会館の老朽化が進んでおり、建て替えのためには多額の資金が必要であるため、市補助金に占める繰越金の割合が多額であっても補助しているとのことである。

しかし、多額の繰越金がありながら、運営補助金を交付することは市民の理解を得にくいと考えられる。

## ② 改善策

繰越金も十分ある場合には、運営補助金を不交付とする動きが全庁的に見られ、当該補助金においても運営補助金として交付すべきではないと考えられる。補助金を交付するのであれば、事業補助金として、公共性のある事業に対してのみ補助金を交付することを検討すべきである。

## (2) 収支決算書の記載内容について(結果) A

### ① 現状及び問題点

補助金交付要項における対象事業及び対象経費は以下のとおりである。

対象事業	対象経費
教育情報事業	問屋センターニュース発行経費 (印刷製本費、報償費、消耗品費、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費)
組織強化事業	人件費その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費

また、補助金交付要項において、添付書類として収支報告書の提出が求められている。しかし、提出された損益計算書は以下の通りであり、組織強化事業は具体的にいくらなのか不明であり、教育情報事業のうち問屋センターニュース発行経費はいくらなのかも不明である。

単位：円

<b>【事業費用の部】</b>	
販売事業費用	2,808,565
利用事業費用	24,400,697
教育情報事業費用	1,712,326
福利厚生事業費用	902,622
防火設備管理費用	898,700
共同事業費用	66,014
事業費用合計	30,788,924
<b>【一般管理の部】</b>	
人件費	24,661,511
業務費	2,703,793
諸税負担金	3,314,066
一般管理費合計	30,679,370

補助対象経費の実績が不明確なまま、補助金を交付すべきではない。

② 改善策

提出された決算書で補助対象経費が不明確な場合においては、追加資料を依頼すべきであり、補助金が正しく使用されたか不明な状況で、補助金を交付すべきではない。

(3) 消費税の取扱いを明示しておらず、課税事業者であるのに消費税相当分の補助金が交付される可能性があることについて（意見）A

① 現状及び問題点

補助金交付要項において、消費税の取り扱いが記載されていない。しかし、決算書では、未払消費税が1,784,900円計上されている。

担当者に確認したところ、運営補助金であるため、消費税の定めを記載していないとのことであった。

しかし、運営補助金であったとしても、その対象事業は、問屋センターニュース発行経費（印刷製本費、報償費、消耗品費、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費）が対象となっており、消費税相当額に対しても補助金が交付される可能性がある。

② 改善策

運営補助金であったとしても、原則どおり、消費税の取り扱いについて定める必要がある。

101 商店街街路灯電気料補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	単独	事業	昭和 28 年度	商店街街路灯電気料補助事業	
交付先名	市内商工会及び街路灯組合				
補助の目的	街路灯の維持管理費を補助することにより、商店街のイメージアップを図り、安心・安全な商店街づくりの推進を図る				
今後の補助金交付の考え方	街路灯の維持管理に役立ててもらうため、今後も引き続き補助を続けていく。街路灯については、団体の老朽化や団体の体力低下といった課題もあるため、課題解決のための新たな対策についても検討していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	5,600	3,387	-	- %	- %
令和 4 年度	4,000	4,119	-	- %	- %
令和 5 年度	4,530	3,253	-	- %	- %

1. 補助金の概要

商店街団体等が商店街のイメージアップを図り、商業振興、地域住民の防犯及び交通安全を期するために管理している街路灯並びにアーケードの維持管理に要する経費の一部を補助し、安心・安全な商店街づくりの推進を図ることを目的としている。

要件に合致した街路灯を設置している団体かつ街路灯等が地域の安全等に欠かせない役割を果たしている場合に限り補助を行う。

対象事業は、対象年度（令和 5 年）の 9 月 1 日現在において、商業活動や防犯、交通安全に効果をあげている街路灯等の維持管理に係る事業であり、街路灯等の電気料その他維持管理に要する経費の 30%以内を補助する。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

102 中心商店街協同組合支援事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	補助	事業	平成 18 年度	中心商店街協同組合 支援事業	
交付先名	前橋中心商店街協同組合				
補助の目的	中心商店街の活性化基盤である中心商店街協同組合の組織を支援し、強化していくことを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	団体としても組織のスリム化を進めており、引き続き団体運営を含め、補助金額や補助金率等といった見直しを図りながら支援を続けていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	5,602	4,960	-	- %	- %
令和 4 年度	5,210	4,557	-	- %	- %
令和 5 年度	4,900	4,900	-	- %	- %

1. 補助金の概要

前橋中心商店街協同組合の各種事業を支援することで、商店街の活性化や本市商業の振興、発展に寄与することを目的とする。

対象となる事業に対し、対象経費を一定の上限まで補助する。

- 中心商店街・まちなか店舗情報発信事業 上限 300,000 円
- まちなかイベント事業 上限 4,200,000 円
- Qのまち安全安心まちづくり事業 上限 400,000 円

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金の交付金額のあり方について（意見）D

#### ① 現状及び問題点

対象となる事業の実際の財源は以下の通りである。

（単位：円）

	市補助金	自己資金	合計
中心商店街・まちなか 店舗情報発信事業	300,000	169,985	469,985
まちなかイベント事業 ・ツナガリズム祭り	2,880,000	2,683,695	5,563,695
・歳末大感謝セール	1,320,000	100,775	1,420,775
Qのまち安全安心まち づくり事業	400,000	161,099	561,099
合計	4,900,000	3,115,554	8,015,554

注：ツナガリズム祭りの自己資金は、収支決算書の明細が正しいものとして記載した（(2)意見参照）。

中心市街地の活性化は必要であるが、団体規模の縮小化により、事業も縮小傾向にある。市の補助金資金の6割以上を占めており、市の補助金がなければ事業がなりたない。現在は、上限額まで全額補助することとしているが、全額補助すると不要な経費が発生する恐れがある。

#### ② 改善策

前橋中心商店街協同組合の各種事業の支援は重要ではあるものの、補助金がないと事業がなりたない状況である。また、全額補助すると不要な経費が発生する恐れもあることから、補助対象経費のうち一部は自己資金により賄うよう努め、事業主体の自立を促すことが望ましい。

### (2) 収支決算書の信憑性について（意見）A

#### ① 現状及び問題点

ツナガリズム祭り 2023 の事業報告書として提出された収支決算書の収支が合っていないなかった。

支出の部		収入の部	
広告宣伝費	118,250	自己資金	323,695
委託料	5,199,465	自己資金（協賛金）	2,360,000
管理費	156,000	補助金	2,880,000
計	5,473,695	計	5,563,695

注：実際の収支決算書では、収入の合計が5,473,695円で貸借が合致しているように記載されていた。

90,000円の使途不明金があるのか、自己資金の記載誤りなのかは不明である。90,000円が不明金だったとしても補助対象経費以上の支出があるため、補助金の金額が変更になることはない。自己資金の記載誤りであれば、資金に占める市補助金の割合が増すこととなる（(1)意見参照）。

#### ② 改善策

提出された書類に不備がないか、全てを検算することは不可能であるが、簡単に検証することが望ましい。

### (3) 事業補助金の場合における決算書の入手について（意見）D

#### ① 現状及び問題点

中心商店街協同組合支援事業補助金は、運営補助金ではないため決算書を入手しておらず、事業の実績報告書の入手のみである。たとえ事業補助金であったとしても、多額の繰越金を有する事業者に補助金を交付する必要があるかどうかは検討すべきであることから、事業補助金であったとしても決算書を入手すべきである。

なお、「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、補助対象事業者ごとに台帳を作成する場合は当該補助金交付団体の財政状況を記載するとあり、事業補助金であっても、記載が必要と読み取れる。

しかし、担当課では、事業補助金であることを理由に決算書を入手していないため、記載がなされていない。

#### ② 改善策

事業補助金であっても、決算書を入手し、多額の繰越金がある事業者に補助金を交付する必要があるかどうかを判断すべきである。この取り扱いは、全庁的に実施されたい。

103 商店街連合会支援事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	補助	事業	平成 19 年度 以前	前橋市商店街連合会 支援事業	
交 付 先 名	前橋市商店街連合会				
補 助 の 目 的	地域に密着した魅力ある商店街づくりのための活動を行う前橋商店街連合会を支援することで、周辺商業地の活性化を図る。				
今後の補助金 交付の考え方	令和元年に事業補助に切り替えを行ったことに伴い、各事業の見直しを図り、新規事業の組み込み等も視野に、魅力的な商業地の形成のため、組織への支援を継続していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に 占める 市補助金の割 合	市補助金 に占める 繰越金の 割合
令和 3 年度	8,500	3,255	-	- %	- %
令和 4 年度	5,000	5,000	-	- %	- %
令和 5 年度	5,000	4,900	-	- %	- %

1. 補助金の概要

前橋市商店街連合会が主体的に取り組むセール事業やイベント事業を支援することで、商店街の活性化や市民の消費行動を喚起し、本市商業の振興、発展に寄与することを目的とする。

対象となる事業に対し、対象経費を一定の上限まで補助する。

- 商店街セール事業 上限 4,100,000 円
- 商店街イベント事業 上限 800,000 円
- 情報発信事業 上限 100,000 円

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金の交付金額のあり方について（意見）D

#### ① 現状及び問題点

対象となる事業の実際の財源は以下の通りである。

（単位：円）

	市補助金	自己資金	合計
商店街セール事業	4,100,000	549,433	4,649,433
商店街イベント事業	800,000	1,211,259	2,011,259
情報発信事業	0	0	0
合計	4,900,000	1,760,692	6,660,692

注：商店街セール事業の電子チケット代は収入と支出が同額のため、実際の財源から除外して記載した。

上記事業のうち、中心となるのは商店街セール事業のマエトクペイであり、30%のプレミアム分をつけてマエトクペイを販売し、商店街の活性化を行った。しかし、当該事業はほとんどが市補助金で賄われており、プレミアム分も市の補助金である。マエトクペイは購入額が2,000円～10,000円と限度額があるものの、前橋市民以外でも購入が可能である。

商店街の活性化は必要であるが、団体規模の縮小化により、事業も縮小傾向にある。市の補助金資金の7割以上を占めており、市の補助金がなければ事業がなりたない。現在は、上限額まで全額補助することとしているが、全額補助すると不要な経費が発生する恐れがある。

#### ② 改善策

前橋市商店街連合会の各種事業の支援は重要ではあるものの、補助金がないと事業がなりたない状況である。また、全額補助すると不要な経費が発生する恐れもあることから、補助対象経費のうちプレミアム分など一部は自己資金により賄うよう努め、事業主体の自立を促すことが望ましい。

### (2) 事業補助金の場合における決算書の入手について（意見）F

#### ① 現状及び問題点

前橋市商店街連合会支援事業補助金は、運営補助金ではないため決算書を入手しておらず、事業の実績報告書の入手のみである。たとえ事業補助金であったとしても、多額の繰越金を有する事業者に補助金を交付する必要があるかどうかは検討すべきであることから、事業補助金であったとしても決算書を入手すべきである。

なお、「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、補助対象事業者ごとに台帳を作成

する場合は当該補助金交付団体の財政状況を記載するとあり、事業補助金であっても、記載が必要と読み取れる。

しかし、担当課では、事業補助金であることを理由に決算書を入手していないため、記載がなされていない。

## ② 改善策

事業補助金であっても、決算書を入手し、多額の繰越金がある事業者に補助金を交付する必要があるかどうかを判断すべきである。この取り扱いは、全庁的に実施されたい。

104 まちなか既存店支援補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
にぎわい商業課	単独	事業	平成 27 年度	まちなか魅力創出事業	
交 付 先 名	対象区域内で1年以上営業を行っており、過去2年度以内にまちなか開業支援事業等を利用したことがない事業者				
補 助 の 目 的	まちなかの既存事業者が、店舗・オフィスの改修や備品の購入をしようとする際に、その経費の一部を支援し、また前橋市アーバンデザインの推進に寄与する事業者を重点的に支援することで、事業の継続を支援し、中心市街地の活性化を実現することを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	コロナ禍などの影響、まちなかの再開発等に左右されることなく、既存事業者が安定して健全に経営が続けられるよう、時流に沿う支援を実施していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	10,600	12,421	-	- %	- %
令和4年度	5,000	18,759	-	- %	- %
令和5年度	6,000	13,700	-	- %	- %

1. 補助金の概要

まちなかで営業している事業者の事業承継や事業承継のために実施する改修や備品購入に係る経費の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインの具現化を目的とする。

前橋市商工会議所が作成する事業支援計画書を添付することを要件として、店舗改装費や備品購入費を対象経費の2分の1以内で補助する。補助上限額は、一般型（事業継続）が指定通り1階に面する店舗は40万円、左記以外は30万円、承継型（単年・複数年）は100万円とする。

## 2. 監査の結果

### (1) 市外業者とすることに理由がないことについて（結果）A

#### ① 現状及び問題点

補助金の交付要項において095 まちなか遊休不動産リビルド支援補助金と同様、発注業者の選定にあたっては原則、市内業者に発注すべきところ、市外業者に発注できる場合が記載されている。

令和5年度の補助対象事業において、市外業者に依頼する理由書が提出されている事例において、市外業者に発注できる場合ではないのにこれを認め、補助金が交付されている。

#### ② 改善策

当該補助金の交付要項では、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」といった記載がないことから、要項に記載のない場合において市外業者に依頼した際には補助金を交付すべきでない。

今後、要項を改訂して、「その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合」を追加した場合においては、「補助金に係る交付決定について（伺）」の起案において、市外業者を対象とすることができる場合に該当する旨と理由を明記することが望ましい。

### (2) 確定申告書の提出がない者への補助金交付について（結果）A

#### ① 現状及び問題点

補助金交付要項において、個人の場合には、直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）の提出を求めている。しかし、確定申告書ではなく、1年間のメモ書きのみ提出されている事例があった。

担当者にヒアリングしたところ、対象区域内において1年以上営業をしていることを確認するための資料であり、必ずしも確定申告書の提出を求めている訳ではなく、他の資料等により、1年以上の営業をしていることが確認できたため、補助金を交付したとのことであった。

メモ書きによると、数百万円の売り上げがあり、通常であれば所得も発生して然るべき水準であった。当補助金も、補助対象事業者の要件として「市税の滞納がないこと」とあるが、そもそも適切に確定申告をしないであれば税の滞納は起こらない。市に確定申告書を提出しないということは、確定申告を実施せず、所得税を正しく納めていないおそれがある。所得税を納めていないおそれがある者に対し、税金が原資である補助金を交付すべきではない。

## ② 改善策

要項に確定申告書の提出が求められているにも関わらず、信憑性のない売上のメモ書きで代用すべきではない。確定申告書の提出は、実際に営業をしているかを確認するだけでなく、税金を正しく納めていることを確認する手段でもある。市税の滞納がないことを確認しただけで、税金が原資の補助金を交付すべきではなく、確定申告書の提出を求めるべきである。

都市計画部都市計画課

105 広瀬川河畔景観形成重点地区景観助成金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
都市計画課	単独	事業	平成 30 年度	景観推進事業	
交付先名	広瀬川河畔景観形成重点地域内在住者				
補助の目的	市街地を流れる広瀬川及び河畔緑地を生かした良好な景観形成の促進及び地区景観の質の向上を図るため、広瀬川河畔景観形成重点地区内における良好な景観形成に寄与する修景行為について助成金を交付するもの。				
今後の補助金交付の考え方	地区の良好な景観の創出を積極的に図るため、当該地区に含まれる千代田町三丁目区画整備事業の完了予定時期を考慮し、10年間の交付期間としたい。ただし、その後も景観形成重点地区制度は継続するため、良好な景観の創出・保全のため、助成の範囲を見直すなどの形で継続的な助成交付を考えている。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	1,000	1,200	-	- %	- %
令和4年度	1,000	1,824	-	- %	- %
令和5年度	1,000	1,500	-	- %	- %

1. 補助金の概要

広瀬川河畔景観形成重点地区内において本地区の景観計画に定める景観のルールに基づき良好な景観形成に寄与する整備を行う場合で、一定の交付基準に適合する整備に関する経費の一部を補助するものである。

助成金額は、助成対象行為に要する工事費等の2分の1以内で、かつ助成対象経費ごとに掲げる助成金の限度内とし、同一敷地内で250万円を超えない範囲とする（テナントビルは別途定めあり）。

2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

106 景観づくり市民団体活動助成金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
都市計画課	単独	運営	平成 22 年度	景観推進事業	
交付先名	本市内の景観づくり市民団体				
補助の目的	本市にふさわしい良好な景観を実現するため、景観づくり市民団体に対して活動助成金を交付し、市民及び事業者等による景観形成の推進を目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	今後、景観計画の改定に伴い、見直す可能性がある。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	1	-	-	- %	- %
令和 4 年度	1	-	-	- %	- %
令和 5 年度	1	-	-	- %	- %

1. 補助金の概要

景観づくり市民団体が景観形成を推進するための活動に要する経費（ただし飲食に要する経費は含まれない）の2分の1以内の額を助成する（上限 50 万円）。

現在、景観づくり市民団体として認定を受けている団体はなく、平成 22 年度から一度も交付実績はない。

2. 監査の結果

(1) 決算がゼロであるために補助金等台帳を作成していないことについて（意見）B

① 現状及び問題点

「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、「全ての補助事業について台帳を作成することを原則とする（第 1 条）」としており、「交付要項の作成と共に台帳の作成を開始し、当該年度の終了と共に台帳に決算額等を記入し、作成してください（第 2 条）」とある。しかし、当該補助金については、決算がゼロであることから、補助金等台帳を作成していない。

② 改善策

「前橋市補助金等台帳作成要領」に基づき、決算額の該当がない場合であっても前橋市補助金等台帳を作成する。

(2) 補助金対象者が存在しないのに補助金があることについて（意見）C

① 現状及び問題点

前橋市景観条例の施行と同時に、平成 22 年度に補助事業を開始したが、一度も交付実績がない。更に、助成事業者である景観づくり市民団体は市内に存在しない。

そもそも助成事業者が存在しないのに、補助事業を開始したことに疑問が生じる。

② 改善策

景観計画の改定に伴い補助金制度の見直す可能性があるとのことだが、補助金の交付がないまま 10 年以上経過しており、もっと早急な見直しが望ましい。

107 景観形成助成金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
都市計画課	単独	事業	平成 22 年度	景観推進事業	
交付先名	景観形成モデル地区の景観整備計画で定める「助成対象となる行為」を行う者				
補助の目的	潤いとゆとりにあふれ、愛着と誇りを持てる美しいまえばしの創出を図り、快適な市民生活を確保するために、景観を構成する市民及び事業者等の私的空間における建築物や工作物等の新築や改築などに要する経費の一部を助成し、地域における景観の向上を目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	今後、景観計画の改定に伴う景観形成モデル地区の見直しに伴い、見直す可能性がある。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	1	-	-	- %	- %
令和 4 年度	1	-	-	- %	- %
令和 5 年度	1	-	-	- %	- %

1. 補助金の概要

景観形成モデル地区（けやき通り地区一本町 2 丁目一）の景観整備計画で定める助成対象となる行為を行う者、又は左記以外で景観の形成に寄与する行為を行い、かつ市長が認める者に対して、景観形成モデル地区の景観整備計画で定める助成対象となる行為等に該当する経費の一部を補助するものである。

但し、平成 22 年度以降、一度も助成実績はない。

2. 監査の結果

(1) 決算がゼロであるために補助金等台帳を作成していないことについて（意見）B

① 現状及び問題点

「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、「全ての補助事業について台帳を作成することを原則とする（第 1 条）」としており、「交付要項の作成と共に台帳の作成を開始し、当該年度の終了と共に台帳に決算額等を記入し、作成してください（第 2 条）」とあ

る。しかし、当該補助金については、決算がゼロであることから、補助金等台帳を作成していない。

② 改善策

「前橋市補助金等台帳作成要領」に基づき、決算額の該当がない場合であっても前橋市補助金等台帳を作成する。

(2) 補助金の交付事例がないことについて（意見）C

① 現状及び問題点

前橋市景観条例の施行と同時に、平成 22 年度に補助事業を開始したが、一度も交付実績がない（それ以前の旧制度では、補助金交付事例があったとのこと）。

景観形成モデル地区として、けやき通り地区一本町二丁目一を対象としているが、あまり該当する建物等が存在しないことも一因とされており、補助事業の存在に疑問が生じる。

② 改善策

景観計画の改定に伴う景観形成モデル地区の見直しに伴い補助金制度を見直す可能性があるとのことだが、補助金の交付がないまま 10 年以上経過しており、もっと早急な見直しが見望ましい。

108 歴史的建造物等改修費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
都市計画課	補助	事業	令和5年度	歴史まちづくり推進事業	
交付先名	(令和5年度の対象) 総社山王地区の養蚕農家				
補助の目的	歴史的風致を構成する歴史的建造物の改修には多大な費用を要することから、改修のための費用を補助し、建造物の保全を図ることで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。				
今後の補助金交付の考え方	前橋市歴史的風致維持向上計画の期間中は、計画で定めた重点区域における歴史的建造物又は歴史的風致形成建造物の改修工事等で、歴史的風致の維持及び向上のために必要なもののうち、補助対象行為となる経費に補助を行う。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	-	-	-	- %	- %
令和4年度	-	-	-	- %	- %
令和5年度	13,000	7,533	-	- %	- %

(注) この他、工期が伸びて令和6年度に繰越となったものが5,000千円ある。

1. 補助金の概要

令和4年度に主務大臣から認定を受けた前橋市歴史的風致維持向上計画に位置付けた事業の1つとして実施している。当補助金に対し、国の社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業を活用している。

重点区域における歴史的建造物又は歴史的風致形成建造物の改修工事等で、歴史的風致の維持及び向上のために必要なもののうち、補助対象行為となる経費に補助を行う。

(注) 歴史的建造物……地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた前橋市歴史的風致維持向上計画第2章において、各歴史的風致の「(2)関連する建造物」に記載のある建造物で、かつ同計画第4章(重点区域の位置及び区域)で定めた各重点区域の範囲内に存在する建造物をいう。

歴史的風致形成建造物……歴史的建造物のうち、法第12条第1項の規定により、市長が指定した歴史的風致形成建造物をいう。

## 2. 監査の結果

### (1) 市外業者に発注する理由が不明確であることについて（意見）A

#### ① 現状及び問題点

補助金の交付要項において次頁の通り記載されている。

##### 交付条件

1 交付対象者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本店を有する者）を対象としてください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。

(1) 市内業者では施工できない工事等の発注

(2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注

(3) その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合

なお、市外業者である場合、「市外事業者に発注する理由」の記入が必要である。

令和5年度の補助対象事業において、市外業者に発注する理由の記載があるが、これが、要項に記載された条件に該当するか否かが不明である。

#### ② 改善策

「補助金に係る交付決定について（伺）」の起案において、市外業者を対象とすることができる場合に該当する旨と理由を明記することが望ましい。

都市計画部建築指導課

109 耐震診断義務付け対象建築物耐震診断費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
建築指導課	補助	建設	令和2年度	建築物等耐震化促進事業	
交付先名	耐震診断義務付け対象建築物の所有者				
補助の目的	地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。				
今後の補助金交付の考え方	限られた期限まで、補助金交付により安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	58,299	18,603	-	- %	- %
令和4年度	55,824	20,340	-	- %	- %
令和5年度	22,761	15,334	-	- %	- %

1. 補助金の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき耐震診断の結果の報告が義務付けられた建築物の所有者へ、耐震診断に係る費用を補助するものである。耐震診断に要する費用に対して、限度額の100%を補助する。なお、負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4であるが、県の対象外の場合には、国1/2、市1/2の負担となる。

## 2. 監査の結果

(1) 補助金等台帳に関係のない数値が記載されていることについて（意見）B

### ① 現状及び問題点

「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、「補助金交付団体の財政状況」について、補助事業単位で台帳を作成する場合（補助対象事業者が不特定多数の場合）は「補助金交付団体の財政状況」は空欄とする」とある。当該補助金は不特定多数に対して交付するものであるため空欄とすべきところ、建築指導課の財政状況を記載していた。

### ② 改善策

「前橋市補助金等台帳作成要領」に基づいて、正しく記載されたい。

## 110 耐震シェルター等設置補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
建築指導課	補助	建設	平成 29 年度	建築物等耐震化促進事業	
交付先名	本市の住民で、高齢者（申込時の年度末時点で満 65 歳以上である者）のみの世帯、または障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または療育手帳の交付を受けた者）を含む世帯に属する者				
補助の目的	経済的な理由により大掛かりな耐震改修ができず、すぐには住宅の安全性を確保することができない場合においても、最低限、地震災害から命を守り、住宅の被害を軽減する減災化の促進を目的とするもの。				
今後の補助金交付の考え方	地震災害から市民の生命を守る取り組みであることから、制度の周知徹底に努める。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	300	-	-	- %	- %
令和 4 年度	300	-	-	- %	- %
令和 5 年度	300	-	-	- %	- %

## 1. 補助金の概要

地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、耐震シェルター等設置に対して補助金を交付するもの。

国の制度を利用しているが、詳細は県が決定しており、財源は国 1/2、県 1/4、市 1/4 である。

補助対象経費の 3 分の 2 かつ上限 30 万円と少額であることから、簡易な耐震シェルターしか購入することはできず、補助金申請の相談はあるものの、補助金の申請は過去 3 年間行われていない。

## 2. 監査の結果

### (1) 補助金等台帳が作成されていないことについて（意見）B

#### ① 現状及び問題点

前橋市補助金等台帳作成要領によれば、「全ての補助事業について台帳を作成することを原則とする（第 1 条）」としており、「交付要項の作成と共に台帳の作成を開始し、当該年度の終了と共に台帳に決算額等を記入し、作成してください（第 2 条）」とある。しかし、当該補助金については、決算がゼロであることから、補助金等台帳を作成していない。

#### ② 改善策

前橋市補助金等台帳作成要領に基づき、決算額の該当がない場合であっても前橋市補助金等台帳を作成されたい。

111 木造住宅耐震改修費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
建築指導課	補助	建設	平成 20 年度	建築物等耐震化促進事業	
交付先名	本市の住民で、対象となる耐震改修工事の木造住宅の所有者				
補助の目的	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成 19 年度に制定した前橋市耐震改修促進計画の目標達成に向けた耐震化の促進				
今後の補助金交付の考え方	平成 28 年度から新たに制定した耐震促進計画の目標値の達成に向けて、木造住宅耐震事業の周知徹底に努める。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	6,000	4,000	-	- %	- %
令和 4 年度	10,000	6,000	-	- %	- %
令和 5 年度	10,000	3,000	-	- %	- %

1. 補助金の概要

市では、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、耐震工事（一般的な耐震改修工事であり、改修後の上部構造評点が 1.0 以上となる耐震性の向上を図る工事を行うこと）に対して補助金を交付する。

国の制度を利用しているが、詳細は県が決定しており、財源は国 1/2、県 1/4、市 1/4 である。

2. 監査の結果

(1) 補助金等台帳に関係のない数値が記載されていることについて（意見）B

① 現状及び問題点

「前橋市補助金等台帳作成要領」によれば、「補助金交付団体の財政状況」につい

て、補助事業単位で台帳を作成する場合（補助対象事業者が不特定多数の場合）は「補助金交付団体の財政状況」は空欄とする」とある。当該補助金は不特定多数に対して交付するものであるため空欄とすべきところ、建築指導課の財政状況を記載していた。

② 改善策

「前橋市補助金等台帳作成要領」に基づいて、正しく記載されたい。

都市計画部市街地整備課

112 再開発等推進団体助成補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
市街地整備課	単独	事業	平成 25 年度以前	中心市街地再生事業	
交付先名	-				
補助の目的	再開発事業等を推進する団体に対して、これらの事業の計画段階から、調査研究費等の一部を補助することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地の環境改善又は、まちの新たな価値の創造を図ることを目的としている。				
今後の補助金交付の考え方	毎年、問い合わせ自体はあるために当初予算計上していたが、過去三年間の実績がないこともあり、補正予算での対応としていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	3,000	-	-	- %	- %
令和4年度	3,000	-	-	- %	- %
令和5年度	3,000	-	-	- %	- %

1. 補助金の概要

後述の再開発事業補助金は国費を財源とし、補助対象経費も定められているが、事前計画段階まではカバーしないため、市独自の補助金を設け、事前計画段階から調査研究費等の一部を補助しようとするものである。

2. 監査の結果

今後の補助金交付の考え方記載の通り、今後は補正予算での対応としていくとのことであった。監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

113 前橋市アーバンデザイン改修支援補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
市街地整備課	単独	建設	平成 25 年度	中心市街地再生事業	
交 付 先 名	民間事業者				
補 助 の 目 的	市街地環境の整備改善等に資するため、遊休化した空きビル等を有効活用する住宅転用事業及び建築物等を「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とし改修する事業を行う者に対して必要な助成を行い、地上階の賑わい創出等を目的としている。				
今後の補助金 交付の考え方	他の課が所管するまちなか活性化に関連する補助金と連携しながら、街中の魅力創出の一翼を担っていく。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額 に占める 市補助金の 割合	市補助金 に占める 繰越金の割合
令和 3 年度	3,000	2,500	-	- %	- %
令和 4 年度	3,000	-	-	- %	- %
令和 5 年度	3,000	1,265	-	- %	- %

1. 補助金の概要

令和 4 年度までは前橋市中心市街地住宅転用促進事業補助金という名称で、以下のように運用されていた。

対象事業	住宅以外の用途の建築物を共同住宅等へ用途変更を行う事業
対象地域	中心市街地活性化基本計画で定める活性化区域内
補助金額	1 住戸あたり世帯用にあつては 100 万円、単身用にあつては 50 万円で算出した額とし、工事費の 1/2 を超えない範囲で、世帯用にあつては、5,000 万円、単身用にあつては 2,000 万円を上限

これを令和 5 年度から前橋市アーバンデザイン改修支援補助金と名称を新たにし、対象を変更した。

	(I)	(II)
対象事業	空きビル等を優良な共同住宅等へ用途変更する事業	「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とした建築物や敷地の改修事業
対象地域	前橋市アーバンデザイン区域	前橋市アーバンデザインで位置づけているモデルプロジェクトの指定路線に面した敷地
補助金額	1 住戸あたり世帯用にあつては 100 万円、単身用にあつては 50 万円で算出した額とし、工事費の 1/2 を超えない範囲で、予算の範囲内	1 事業者当たりの交付金額は、改修事業費及び環境整備費の 2 分の 1 の額とし、予算の範囲内で交付。上限は 100 万円。

令和 5 年度の補助金支出額はすべて (II) に係るもので全 3 件である。

## 2. 監査の結果

### (1) 課税事業者に税込ベースで補助金を交付していることについて (結果) A

#### ① 現状及び問題点

消費税課税事業者である旨の申告を受けている事業者に対し、税込ベースで補助金を交付し、また、その後消費税の申告状況を確認していない例が 1 件あった。

補助金交付要項上、消費税等課税区分届出書を提出させ、課税事業者であるか否かを確認するとともに、趣旨として以下定めている。

<p>(i) 事前に消費税等相当額を減額して申請する。</p> <p>(ii) 申請時において、当該補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったとき、これを補助金額から減額して報告する。</p> <p>(iii) 補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請及び実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる仕入れに係る消費税等相当額に相当する額を返還する。</p>
---

当事業者からは、「課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下」に該当する旨の消費税等課税区分届出書の提出を受けており、そもそも上記(i)の段階で税抜ベ

ースとなるはずであるが、(iii)の段階に至っても消費税等相当額を含んだ補助金支出のままとなっている。

補助金等交付事務のチェックリストにも、交付申請時、実績報告書時それぞれのタイミングで仕入れ控除される消費税相当額は除外されているかを確認する項目があるが、検討したとのチェックが入って見過ごされていた。

なお、当事業者が令和5年10月以降にいわゆるインボイス制度開始に伴い、適格請求書発行事業者の登録を受けた結果課税事業者となった場合、「課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下」であっても、消費税の申告時にいわゆる2割特例を適用する可能性がある。そうすると、結果論として税込ベースでの補助金に問題はないことになるが、監査時点で消費税の申告方式を確認していなかった。その後、監査期間中に交付先に確認した結果、原則方式の申告であり、返還が必要なことが明らかになった。

## ② 改善策

交付先は通常会社とは異なり、一般的に課税事業者とはみえない団体であり、そのことも非違発生の一要因とみられる。とはいえ、課税事業者であることは消費税等課税区分届出書の提出をもって明らかであり、市側もこの時点で気づくべきであったが、見過ごされてしまった。いわばケアレスミスに近いとも言える。

なお、一律に税抜ベースでの補助金額とすることも考えられる。

## (2) 補助金の広報及び位置づけについて（意見）E

### ① 現状及び問題点

当補助金は市街地整備課が所管しているが、とりわけ「アーバンデザイン・ガイドラインを指針とした建築物や敷地の改修事業」については、主ににぎわい商業課が所管するまちなか関連補助金に位置づけられるものである。そうすると、対象地域で実際に事業をしているか、事業をしようとする事業者向けの補助金として広報されるべきであるといえる。ではあるが、現状、前橋市の補助制度や支援制度をご紹介するパンフレット「チャレンジ前橋」では他のまちなか関連の補助金が「産業サポートガイド」に紹介されるなか、当補助金は「まちなか開発サポートガイド」に紹介されている。「まちなか開発サポートガイド」は市街地整備課の所管する補助金を紹介しているものであるが、他に紹介されているのは優良建築物等整備事業と市街地再開発事業の各補助金であり、それらは一般事業者の利用するものとは若干趣が異なるものである。

### ② 改善策

「アーバンデザイン・ガイドラインを指針とした建築物や敷地の改修事業」については、まちなか関連補助金として広報し、また、場合によっては他のまちなか関連の補助金と合わせ、補助金の改編や所管変えを検討してもよいと思われる。

114 市街地再開発事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
市街地整備課	補助	建設	平成 29 年度	中心市街地再生事業	
交付先名	・ JR 前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業 個人施行者代表 ファーストコーポレーション株式会社 ・ 千代田町中心拠点地区市街地再開発準備組合				
補助の目的	都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を施行する者に対し、補助金を交付することにより、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用等及び都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与する				
今後の補助金交付の考え方	国の制度が存続する限り、それに則り実施していく				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	1,167,100	541,650	-	- %	- %
令和 4 年度	1,188,606	1,167,100	-	- %	- %
令和 5 年度	1,179,894	1,188,606	-	- %	- %

1. 補助金の概要

都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の補助金である。令和 5 年度においては、①JR 前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業に係るものと②千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業に係るものとの二つの補助金交付があり、前者に 909,806 千円、後者に 278,800 千円の補助金を交付している。それぞれの再開発事業の概要は以下のとおりである。

① JR 前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業

【事業概要】

J R 前橋駅北口周辺の未利用地の改善及び高度利用の促進を図り、また駅前の立地を生かして、多世代に対応する良好な住宅を供給し、子育て環境の充実を図るための施設、さらに商業施設や広場空間を設けることで、駅周辺における利便性の向上や賑わいの創出を目指した事業である。平成 29 年 9 月 26 日に都市計画決定、令和 6 年 3 月に工事完了の公

告を行った。

**【計画概要】**

施設建築敷地を2敷地に区分し、うち1敷地は群馬県警察本部「交番」が所有し、もう1敷地は公・商・住が一体となった施設建築物「Brillia Tower 前橋」を整備する。「Brillia Tower 前橋」は地上27階地下1階の高層棟に共同住宅203戸、隣接する低層棟に店舗及び前橋市の子育て支援施設、さらに駐車場棟からなる施設である。

**【事業規模】**

総事業費120億円弱、うち補助金額約44億円。

② 千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業

**【事業概要】**

中心商業地の地域活性化の一環として、市街地再開発事業の実施により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を行うもの。

**【計画概要】**

下図、4番街区及び8番街区を西街区とし、商業施設（百貨店）、オフィス、教育文化施設（市立図書館本館）、その他広場や地下駐車場を整備し、11番街区及び7番街区は東街区として教育文化施設（共愛学園小中一貫校）及び共同住宅を整備する予定。

**【事業規模】**

監査時点で調査計画中。



補助対象となる経費は、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費である。令和5年度には物価高騰対策として資材高騰に伴う事業費増額分も対象となったが、基本的に、新たに建てられる建物の共用部の整備に要する費用の一部を補助するものである。市が交付先にすべて補助金を支出するが、その1/2は国から、また一部が県からの財源となる。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。ただし、金額的にも多額であり、また、市民に及ぼす影響も大きく、まちなか再開発は市民の関心も高いことから、引き続き進捗状況等を逐次、積極的に広報していくことが望まれる。

115 優良建築物等整備事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
市街地整備課	補助	建設	平成 25 年度以前	中心市街地再生事業	
交付先名	前橋市古市町一丁目地区優良建築物等整備事業共同施行者協議会 施行者代表 株式会社上毛新聞社 代表取締役 内山充				
補助の目的	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、必要な助成を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的としている。				
今後の補助金交付の考え方	国の制度が存続する限り、それに則り実施していく				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	129,720	175,520	-	- %	- %
令和4年度	67,040	30,800	-	- %	- %
令和5年度	523,380	36,240	-	- %	- %

※令和3年度は本町14地区優良建築物等整備事業に係るもの

1. 補助金の概要

民間の建築活動に併せ市街地環境の向上と良質な市街地住宅の供給を推進していくため、一定の要件を満たす事業の施行者に対して、市が整備費の一部を助成する制度である。

令和5年度の決算における補助金計上は、地方新聞社である上毛新聞社が実施主体となり、本社隣接地に下記概要の施設（愛称：JOMO スクエア）を整備するものである。

施設用途 および規模	業務棟（9階建て16区画） 住宅棟（15階建て54戸）、駐車場棟（6層7段 460台） 県道12号前橋高崎線に面する業務棟1階部分には、テナント及び多目的ホール、学びと交流のスペースを計画する。
構造	業務棟/鉄骨造、住宅棟/鉄筋コンクリート造、駐車場棟/鉄骨造
敷地面積	5,775.61 m <sup>2</sup>

建 築 面 積	3,383.86 m <sup>2</sup>
延 床 面 積	22,677.06 m <sup>2</sup>
建 蔽 率	約 59%
容 積 率	約 303%

全体で約 64.8 億円、うち補助金が 11.9 億円の予定であり、補助金の財源の半分は国費となる。補助対象となる経費は、再開発事業補助金と同様に、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費である。

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、特記すべき事項は発見されなかった。

建設部道路建設課

116 私道整備事業補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
道路建設課	単独	建設	昭和 53 年度	私道整備補助事業	
交付先名	私道の土地所有者又は私道を利用している隣接者				
補助の目的	私道の権利者及び隣接者に対して、不特定多数の住民が利用する私道の整備にかかる経費を補助することにより、私道の整備を促進し、私道を利用する住民の生活環境の改善及び利便性の向上を図る。				
今後の補助金交付の考え方	申請件数は少ないが、必要な社会基盤整備であるため、今後も引き続き実施する。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	1	-	-	- %	- %
令和 4 年度	1	-	-	- %	- %
令和 5 年度	1	2,541	-	70.0 %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、私道の土地所有者又は私道を利用している隣接者が補助事業者として、不特定多数の住民が利用する私道の整備にかかる経費を補助するものである。

(過去 5 年間実績)

年度	所在地	補助金額
令和元年度	前橋市前箱田町	1,540,000 円
令和 2 年度	前橋市城東町	4,485,200 円
令和 3 年度	—	—
令和 4 年度	—	—
令和 5 年度	前橋市西片貝町	1,155,000 円
	前橋市西片貝町	1,386,000 円

上記のように過去5年間の実績は、4件である。

## 2. 監査の結果

### (1) 前橋市へ寄付する場合の補助金額について（意見）D

#### ① 現状及び問題点

令和5年度までは、本補助金は前橋市に寄付する場合も寄付しない場合も一律に80%もしくは70%としていたが、令和6年度から前橋市に寄付する場合は40%もしくは35%と補助割合を下げている（下記参照）。理由としては、前橋市に寄付してもらう場合には、その後の管理はすべて前橋市が行うため、追加の管理コストが発生することになるためである。近隣市では、補助金自体がゼロのところもあるとのことである。

#### （令和5年度前橋市私道整備事業補助金交付要項抜粋）

交付金額	実施設計書を基に市が積算する金額と実施設計書を比較し、安価な方を補助基本額として下記の補助率を乗じて得た額とします。なお、補助金の交付は予算の範囲内とします。 1 公道から公道へ通り抜けできる道路 80% 2 袋路状道路 70%
------	--

#### （令和6年度前橋市私道整備事業補助金交付要項抜粋）

交付金額	実施設計書を基に市が積算する金額と実施設計書を比較し、安価な方を補助基本額として下記の補助率を乗じて得た額とします。なお、補助金の交付は予算の範囲内とします。（※補助金額の千円未満は切り捨てとします） 1 公道から公道へ通り抜けできる道路 (1)前橋市に寄付しない場合 80% (2)前橋市に寄付する場合 40% 2 袋路状道路 (1)前橋市に寄付しない場合 70% (2)前橋市に寄付する場合 35%
------	---

#### ② 改善策

近年の実績件数が少ないことを勘案し、本補助金については、ゼロとすることも検討されたい。

建設部道路管理課

117 準用河川桃ノ木川維持管理活動にかかる運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
道路管理課	単独	事業	平成 31 年度	道水路管理運営事業	
交付先名	桃ノ木川を守る会				
補助の目的	ボランティア活動として堤防の草刈り及び清掃を行う団体に対し、必要な草刈り機等の物品購入費及び消耗品その他活動に係る経費の一部を補助することにより、河川の良い維持と潤いのある水辺空間づくりを促進する。				
今後の補助金交付の考え方	市が実施すべき事業をボランティアで実施しており、清掃や草刈等作業内容が本市にとって必要なことから今後も継続。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	20	20	3	13.9 %	19.54 %
令和 4 年度	20	20	9	13.4 %	46.50 %
令和 5 年度	20	20	11	13.2 %	57.36 %

1. 補助金の概要

(補助金額の設定根拠)

平成 31 年度の補助金交付開始時に他に団体へ交付している補助単価 42.85 円/m を参考に 42.85 円×450m=19,282 円と他に分岐堰清掃を実施しているため、+αで交付金額は、上限 20,000 円とのことである。以後変更は、一度も実施していない。

(桃ノ木川を対象としている理由)

本来、前橋市が実施すべき河川区域内遊歩道周辺の除草、清掃作業を当該補助金交付団体が実施していたが、前橋市が同様の業務を委託で実施すると交付する補助金よりも多額の費用が生じ、当該補助金交付団体が地元自治会とも連携しており、河川愛護の醸成にも寄与することからこの団体に補助金の交付を始めたとのことである。

## 2. 監査の結果

### (1) 実績報告書に添付する収支決算書の正確性について（結果）A

#### ① 現状及び問題点

本補助金は事業終了後、実績報告を提出させ補助金交付確定額を確定した後、交付請求書により交付している。交付請求時に、本来は提出する必要のない領収書が添付されていたが、実績報告時に添付される収支決算書と数値が異なっていた（領収書1枚が抜けていた）。領収書が抜けていたことにより、補助金交付決定額に影響があるものではないが、決算書の訂正は必要となる。決算書が訂正されなかった原因については、不明とのことである。両者に添付される収支計算書は、最終の決算書であるため、正確なものでなければならない。

#### ② 改善策

下記要項に記載のとおり、実績報告書は補助金額決定のための必要書類であることから、提出された書類については、適切に審査及び調査を実施する必要がある。また、実績報告書提出後に錯誤により収支内訳書に訂正があった場合は、最終のものを必ず入手し、確認すべきである。

#### 実績報告書の提出

1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類により報告してください。

(1)実績報告書

(2)添付書類

ア事業報告書

イ収支決算書（事業ごとの収支を区分し、団体の収支全体を記載したもの）

ウ領収書又は支出証明書の写し

エ購入物品等の内訳表

オその他参考となる書類

2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。

（令和5年度準用河川桃ノ木川維持管理活動に係る運営補助金交付要項抜粋）

建設部公園緑地課

118 前橋市まちを緑にする会運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
公園緑地課	単独	運営	昭和46年度	公園緑地運営事業	
交付先名	前橋市まちを緑にする会				
補助の目的	全市民を会員とした市民組織として発足した団体であり、花と緑の啓蒙・啓発運動を中心に活動している。会の活動は、行政目的に則した市民団体との共同活動であることから補助を行う。				
今後の補助金交付の考え方	会費と市補助金が主な財源であり、当会として市民へ花と緑の啓蒙・啓発のため交付事業を行っていることから、今後も補助金交付は必要である。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	5,940	5,051	-	58.28 %	- %
令和4年度	5,940	3,659	-	47.65 %	- %
令和5年度	5,346	3,900	-	48.72 %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、前橋市の「水と緑の健康都市づくり」に協力する「前橋市まちを緑にする会」に対して補助金を交付するものである。

「前橋市まちを緑にする会」

目的：本会は、水と緑の調和した潤いと安らぎあるまちづくりを進めるための市民運動組織として構成し、明るく住みよい都市環境づくりを推進することにより、地域社会の発展に寄与することを目的にしている。

## 2. 監査の結果

### (1) 実績報告書の提出が3月末前にされていることについて（意見）A

#### ① 現状及び問題点

実績報告書の提出は下記のように要項で規定されている。

1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類により報告してください。

(1)実績報告書  
(2)添付書類  
ア 事業報告書  
イ 収支決算書  
ウ その他市長が必要と認める書類

2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。

（令和5年度前橋市まちを緑にする会補助金交付要項抜粋）

令和5年度の実績報告書は、令和6年3月28日に提出されているが、事業完了日は3月31日（前橋市まちを緑にする会規約第12条では、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする）であり、事業完了前に実績報告書を提出するのは、要項に反しているとも考えられてしまう。また、事業完了後、監事の監査が実施され、監査報告書の日付は令和6年7月6日となっている。通常は、監事の監査が終わり、決算書は確定するものである。

#### ② 改善策

要項等に但し書きを付して、決算数値に変動がないことを条件で事業完了前に実績報告を出来るようにし、事業完了後に確定した実績報告を改めて提出してもらうこととするなどの事務処理の変更をするのが望ましい。

また、補助金額に影響がないこと及び年度内に事務処理を行いたいとのことで、事業完了まえに実績報告書を提出しているとのことであるが、それであれば、要項や細則でその旨を定めることを検討されたい。

### (2) 監事の監査報告が7月に行われていることについて（意見）A

#### ① 現状及び問題点

令和5年度の監査報告書の日付が、令和6年7月2日及び令和6年7月6日（監事が2名おり別日で監査を実施したため）となっており、事業完了日が令和6年3月31日にもかかわらず、監事の監査の3カ月後というのは遅すぎると言わざるを得ない。監事の監査が終わって決算書等が確定するため、監査の段階で何か間違いや問題が発見された

場合、補助金額にも影響を及ぼしかねない。

② 改善策

監事の監査は、事業完了後速やかに実施するように指導されたい。

建設部公園管理事務所

119 前橋市公園緑地愛護会連合会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
公園管理事務所	単独	運営	昭和 47 年度	公園緑地愛護会活動支援事業	
交付先名	前橋市公園緑地愛護会連合会				
補助の目的	愛護会活動支援				
今後の補助金交付の考え方	補助金が主な収入源となっており、今後も会の運営上必要なものと思われる。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	1,620	1,620	102	57.93 %	6.34 %
令和 4 年度	1,500	1,500	90	56.35 %	6.06 %
令和 5 年度	1,500	1,500	12	58.02 %	0.81 %

1. 補助金の概要

本補助金は、前橋市が設置した都市公園等の維持管理を行う前橋市公園緑地愛護会連合会に対して補助金を交付するものである。

2. 監査の結果

(1) 実績報告書の提出が3月末前にされていることについて（意見）A

① 現状及び問題点

実績報告書の提出は下記のように要項で規定されている。

- 1 事業が完了した日から 30 日以内に、次の書類により報告してください。
  - (1)実績報告書
  - (2)添付書類
    - ア 事業報告書
    - イ 収支決算書
- 2 上記により提出された書類の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。

(令和 5 年度前橋市公園緑地愛護会連合会補助金交付要項抜粋)

令和 5 年度の実績報告書は、令和 6 年 3 月 22 日に提出されているが、事業完了日は 3 月 31 日であり、事業完了前に実績報告書を提出するのは、要項に反しているとも考えられてしまう。令和 5 年度の事業（支出）が 3 月 31 日前に終了したため、3 月 31 日を待たずに決算処理（監査も含め）を行い、実績報告書を提出したとのことである。監事の監査については、令和 6 年 3 月 22 日に実施されている。

② 改善策

要項等に但し書きを付して、決算数値に変動がないことを条件で事業完了前に実績報告を出来るようにし、事業完了後に確定した実績報告を改めて提出してもらうこととするなどの事務処理の変更をするのが望ましい。

(2) 連合会の必要性について（意見）C

① 現状及び問題点

現在、連合会の事務局は市（公園管理事務所）に設置され、さらにたとえば、除草機器の取扱い講習といった各種活動の多くも市の職員が担っている。その現状の下ではあるが、連合会という組織がある以上、規約に則って組織活動をする必要があり、いわば間接コストがかかっている。連合会という組織を通じて事業を行うのが最適であるかは再考の余地がある。

② 改善策

連合会という組織を存続させる必要性について検討されたい。なお、現在連合会という組織があるのは、前橋市と太田市ぐらいとのことである。

120 ばら園まつり実行委員会補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
公園管理事務所	単独	事業	平成 28 年度	敷島公園・ばら園管理事業	
交付先名	ばら園まつり実行委員会				
補助の目的	ばら園まつり事業実施支援				
今後の補助金交付の考え方	補助金が主な収入源となっており、今後も事業の実施上必要なものと思われる。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	500	50	95	7.76 %	190.15 %
令和 4 年度	2,400	2,400	43	24.25 %	1.82 %
令和 5 年度	2,400	2,400	22	44.64 %	0.95 %

1. 補助金の概要

本補助金は、敷島公園ばら園でバラの開花時期にイベントを行うばら園まつり実行委員会に対して補助金を交付するものである。

ばら園まつり実行委員会

敷島公園門倉テクノばら園において、約 600 種、7,000 本のバラの開花最盛期の各種イベントやバラを始めとする花鉢・花苗等の販売を行い、多くの方にばら園を楽しんでいただくことにより、市の花「バラ」と「ばら園」の魅力を広くアピールするものである。

## 2. 監査の結果

### (1) 実績報告書について（意見）A

#### ① 現状及び問題点

実績報告書の提出は下記のように要項で規定されている。

実績報告書の提出	1 事業が完了した日から 30 日以内に、次の書類により報告してください。 (1)実績報告書 (2)添付書類 ア事業報告書 イ収支決算書 ウその他市長が必要と認める書類 2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。
----------	--

（令和 5 年度前橋市ばら園まつり実行委員会補助金交付要項抜粋）

令和 5 年度の実績報告書は、令和 6 年 3 月 4 日に提出されているが、事業完了日は 3 月 31 日であり、事業完了前に実績報告書を提出するのは、要項に反しているとも考えられてしまう。令和 5 年度の事業（支出）が 3 月 31 日前に終了したため、3 月 31 日を待たずに決算処理（監査も含め）を行い、実績報告書を提出したとのことである。監事の監査については、令和 6 年 2 月 29 日に実施されている。

#### ② 改善策

要項等に但し書きを付して、決算数値に変動がないことを条件で事業完了前に実績報告を出来るようにし、事業完了後に確定した実績報告を改めて提出してもらうことすることなどの事務処理の変更をするのが望ましい。

水道局下水道整備課

121 合併処理浄化槽設置整備費補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
下水道整備課	補助	建設	平成9年度	合併処理浄化槽設置補助事業	
交付先名	合併処理浄化槽を設置しようとする個人				
補助の目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止すること				
今後の補助金交付の考え方	補助目的を達成するためには、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への設置転換を促進することが重要である				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和3年度	47,850	33,790	-	- %	- %
令和4年度	45,095	21,620	-	- %	- %
令和5年度	35,570	21,240	-	- %	- %

1. 補助金の概要

本補助金は、下水道整備区域外にて、単独処理浄化槽・汲み取り槽から合併処理浄化槽への切り替え、転換促進を目的として、工事費等の一部の補助を行っている。

(補助金手続きの流れ)

- ・ 工事業者・手続き代行業者が来局 申請書類提出・受付
- ・ 内容審査
- ・ 補助金交付決定
- ・ 交付要項に基づき、施行状況の中間検査
- ・ 完了後、交付要項に基づき、実績報告を受付
- ・ 完成検査

- ・補助金額決定
- ・交付請求書に基づき、補助金を支出

過年度実績は下記のとおりである。

(単位：千円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額
5人槽	56	2,800	16	800	27	1,350
6・7人槽	38	2,660	37	2,590	29	2,030
8～10人槽	6	600	2	200	1	100
転換加算	(85)	40,850	(44)	21,400	(44)	29,010
エコ補助金	(100)	10,000	(55)	5,500	(13)	1,300
計	100	56,910	55	30,490	57	33,790

区分	令和4年度		令和5年度	
	基数	補助金額	基数	補助金額
5人槽	17	850	23	1,150
6・7人槽	20	1,400	13	910
8～10人槽	3	300	1	100
転換加算	(31)	18,170	(32)	18,580
エコ補助金	(9)	900	(5)	500
計	40	21,620	37	21,240

## 2. 監査の結果

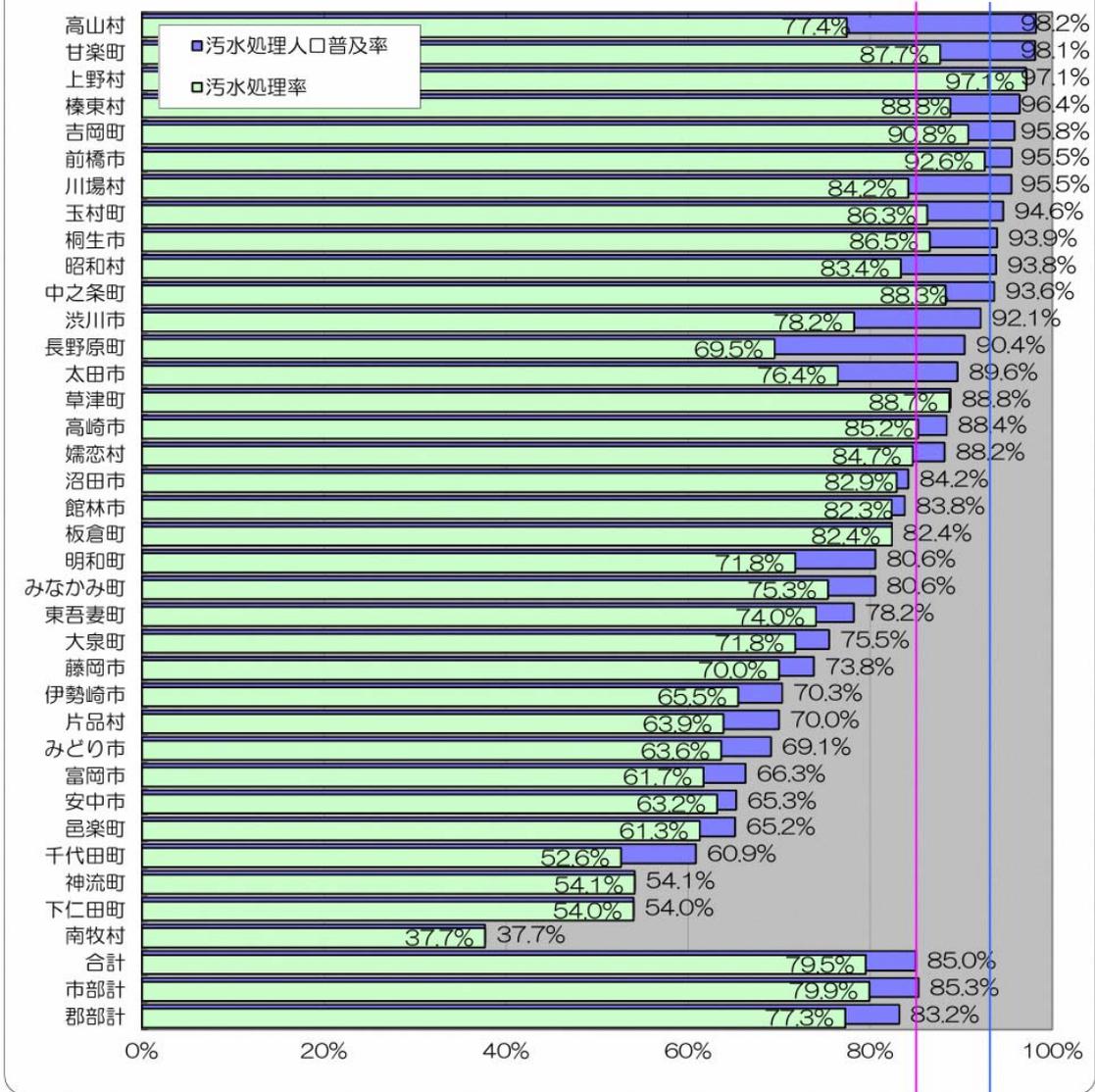
監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。

本補助金は、公共用水域の水質汚濁防止のために継続実施され、市内の水洗化率が向上し、水質汚濁防止の効果に寄与されている。

汚水処理人口普及率（下記参照）は、前橋市 95.5%と全国 93.3%より上回っている。

令和5年度末 污水处理人口普及状况

污水处理人口普及率順



【污水处理人口普及率】

群馬県全体 85.0%  
全国 93.3%

消防局予防課

122 前橋市幼年少年女性防火クラブ推進委員会運営補助金

担当課	財源	分類	補助開始年度	細事業名称	
消防局予防課	単独	運営	昭和 53 年度	防火クラブ推進委員会補助事業	
交付先名	前橋市幼年少年女性防火クラブ推進委員会				
補助の目的	幼年少年女性防火クラブ等に対する防火意識の高揚を図り、もって火災のないまちづくりに寄与するため、これらの活動を行う団体に対し補助金を交付するもの。				
今後の補助金交付の考え方	本委員会の運営資金は、前橋市からの補助金が大半を占めるため、補助金の交付は事業を継続させる上で必要不可欠であると考えられる。				
金額単位:千円	補助金額の推移		補助金交付団体の財政上		
	当初予算額	決算額	繰越金額	歳入決算額に占める市補助金の割合	市補助金に占める繰越金の割合
令和 3 年度	718	718	10	90.52 %	1.45 %
令和 4 年度	668	668	9	88.37 %	1.48 %
令和 5 年度	700	700	8	88.62 %	1.27 %

1. 補助金の概要

本補助金は、防火クラブ（①幼年消防クラブ、②少年消防クラブ、③女性防火クラブ）の活動資金及び防火のつどい開催資金を補助するものである。

（3クラブの活動内容）

- ・地域に密着した火災予防普及啓発、住宅用火災警報器の普及啓発活動を行っている。
- ・災害時に備え、炊き出し訓練や防災に関する研修など、防災活動も行っている。
- ・出初式、女性とこどもの防火のつどいなど、防火・防災に関する行事に参加している。

①幼年消防クラブ

幼年期からの火災予防啓発の必要性から、市内の幼稚園及び保育園で昭和 58 年 4 月 1 日より結成された。

結成当時は 6 クラブであったが、現在その数は 68 クラブ（幼稚園、保育園（所）及び認

定こども園) クラブ員数は 4,734 人(令和 6 年 4 月 1 日現在)に増え、消防自動車写生会、女性とこどもの防火のつどいへの参加等、火災予防の普及に活躍している

### ②少年消防クラブ

小学校を中心とした消防クラブである。

現在 49 クラブ、クラブ員数 15,809 人(令和 6 年 4 月 1 日現在)の一番大きな防火クラブである。防火ポスターの作成、家庭での防火の呼びかけなど火災予防の普及に活躍している。

### ③女性防火クラブ

「自分たちの町は自分たちで守る」をスローガンに、女性だけで組織されたクラブである。現在 9 地区(令和 6 年 4 月 1 日現在)の女性防火クラブが活動している。

具体的な事業内容(計画)としては下記のとおりである。

#### ①幼年消防クラブ

- ア 防火教室の開催(防火講話、防火・防災映像鑑賞等)
- イ 避難訓練等の実施
- ウ 施設見学の実施(前橋市消防局各消防署等)
- エ 消防自動車写生会
- オ 女性とこどもの防火のつどい

#### ②少年消防クラブ

- ア 防火教室の開催(防火講話、防火・防災映像鑑賞等)
- イ 避難訓練等の実施
- ウ 施設見学の実施(前橋市消防局各消防署等)
- エ 防火ポスターの応募
- オ 前橋市消防隊出初式

#### ③女性防火クラブ

- ア 防火教室の開催(防火講話、防火・防災映像鑑賞等)
- イ 施設見学の実施(前橋市消防局各消防署等)
- ウ 救命講習の実施
- エ 女性防火クラブ員研修会
- オ 救急の日記念講演会
- カ 関東ブロック女性防火クラブ幹部地域研修会
- キ 消防ふれあい広場への協力
- ク 女性とこどもの防火のつどい
- ケ 炊き出し訓練
- コ 前橋市消防隊出初式
- サ 群馬県消防大会

## 2. 監査の結果

監査手続の結果、意見・結果として特記すべき事項は発見されなかった。本補助金を財源として、毎年実施している「防火のつどい」は、消防活動への理解を深め、火災の恐ろしさを再認識することで防火意識を高め、安全・安心なまちづくりを進めるための良い式典であるため、もっと前橋市民にPRがされることが望まれる。